第5部第1章 アメリカ調査

吉田 香奈 (広島大学) 江原 昭博 (関西学院大学)

2016年11月、平成28年度文部科学省先導的大学改革委託推進事業「家庭の経済状況・社会状況に関する実態把握・分析及び学生等への経済的支援の在り方に関する調査研究」の一環としてアメリカの学生経済支援の動向について訪問調査を行った。本稿では、アメリカ全体の学生経済支援の概要を整理するとともに、民主党バラク・オバマ政権(2009-2017)が実施した連邦学生支援の改革について、訪問調査から得られた情報を報告する1。

1. アメリカの学生経済支援

1 学生経済支援制度

アメリカでは学生に対する経済的支援は連邦政府、州政府、大学、民間財団・企業等によって実施されている。学生経済支援(student financial aid)という用語は、狭義には奨学金制度を指して使用されるが、広義には(1)奨学金制度、(2)教育減税制度、(3)授業料・学費制度、の3つの要素が含まれている。(1)は連邦政府、州政府、大学、民間財団・企業等による返還不要の給付奨学金(grant, scholarship)、ローン(loan)、労働への報酬であるワークスタディ(work study)から構成される。(2)は税額控除(tax credit)、所得控除(tax deduction)、学費貯蓄(savings)といった教育減税制度を指す。(3)は政府による公立大学への機関補助を通じた授業料の抑制・無償化や私立大学に対する授業料減

免助成などが含まれる。表

5-1-1 は 2015 - 16 年度に アメリカ全体で支出され た学生経済支援の内訳で ある (College Board 2016)。総額は約 2,519 億 ドル(約 27.7 兆円、1 ドル 110 円で計算)にのぼり、 世界でも類を見ない巨額 の経済支援が行われてい る。このうち、連邦政府の 学生支援は約 3 分の 2 を

表 5-1-1 アメリカの学生経済支援(2015-16年度)

事業主体•内容	受給者数 (万人)	受給額 (億ドル)	割合				
連邦·給付	1,006	\$433	17.2%				
連邦・ワークスタディ	63	\$10	0.4%				
連邦・ローン	1,450	\$958	38.0%				
連邦·教育減税	\$182	7.2%					
州•給付	\$105	4.2%					
大学·給付	\$547	21.7%					
民間•雇用主•給付	民間・雇用主・給付						
州・大学・ローン	\$11	0.4%					
民間・ローン	\$99	3.9%					
合 計	\$2,519	100.0%					

¹ なお、本稿は吉田香奈 (2017)「アメリカの学生経済支援-オバマ政権の8年間-」『IDE 現代の高等教育』No.588 号、IDE 大学協会、50-53 頁、をもとに加筆を行ったものである。

占めている。

2 連邦教育省による学生経済支援の内容

表 5-1-2 は、連邦政府が実施する学生経済支援のうち、連邦教育省(U.S. Department of Education)が管理する学生経済支援プログラムの内容である。

表 5-1-2 連邦教育省による学生経済支援プログラム一覧(2016-17年度)

		対象					採用基準					
名称	種別	学部生	大学院生	保護者	受給資格	家 学 特 受給額(年額)計 力 殊		利息	詳細	返還 免除 有無		
①連邦ペル給付奨学金 (Pell Grant)	給付	0			学部生のみ。	0			~5,815ドル	-	12セメスターま で	_
②連邦教育機会補助給 付奨学金(FSEOG)	給付	0			学部生で特に援助が必要な 者。①の受給者を優先。	0			~4,000ドル	-	-	_
③教師教育支援給付奨 学金(TEACH Grant)	給付	0	0		学部生・大学院生。初等・中 等学校教員を目指す者。卒業 後、低所得地域の学校に4年 間勤務することが条件。			0	\sim 4,000ドル	-	ただし教職に 就かない場合 は返還しなけ ればならない (本表®とな る)	-
④イラク・アフガニスタン 兵役給付奨学金	給付	0			学部生で①の受給資格がない 者のうち、保護者がイラク・アフ ガニスタンでの兵役で2001年9 月11日以降に死亡した者。			0	~5,382ドル	-	12セメスターま で	_
⑤連邦ワークスタディ	労働へ の報酬	0	0		学部生、大学院生	0			特に規定なし	-	学内外での仕 事が対象. 少 なくとも連邦最 低賃金以上.	_
⑥利子補給付きダイレク ト・ローン	ローン	0			学部生。経済的困窮の状況を を示す必要がある。ハーフタイ ム以上の在学生	0			~5,500ドル	固定金利 4.29% 在学中・卒業 後6ヶ月間・返 還猶予中の利 子補給あり。	連邦教育省へ 返還。期間は	
⑦非利子補給ダイレクト・ ローン	ローン	0	0		学部生、大学院生。利息は貸 与者が全て負担。経済的困窮 の状況は問われない。ハーフ タイム以上の在学生			0	~20,500ドル	固定金利 4.29%(学部) 5.84%(院)	10-25年以 内。貸与額お よび返還プラ ンによって異 なる。	0
⑧ダイレクト・プラスローン	ローン		0	0	学部生の保護者と大学院生。 利息は貸与者が全て負担。経 済的困窮の状況は問われな い。			0	学費・生活費 (COA)から各種経 済支援を差し引い た残りの額まで. 限 度額なし	固定金利 6.84%		0
⑨連邦パーキンズローン	ローン	0	0		学部生、大学院生。経済的困 窮(financial need)の状況を示 す必要がある。	0			~5,500ドル(学部) ~8,000ドル(院)	固定金利 5%	大学へ返還。 10年以内。	0
UT TIOD										0 0 11		

出所:U.S.Department of Education (2016) 2016–17 Do You Need Money for College? The Guide to Federal Student Aid, Washington, D.C.: Author をもとに筆者作成。 (https://studentaid.ed.gov/sa/sites/default/files/2016-17-do-you-need-money.pdf 2017年2月14日 最終閲覧)

なお、連邦政府の他省庁も学生経済支援を実施しており、例えば、退役軍人省(Department of Veterans Affairs) は大学で学ぶ退役軍人に対して教育・訓練給付金(教育恩典)を支給しており、国 防総省(Department of Defense) は大学での優秀な予備役将校の育成を目的とした予備役将校訓練

部隊奨学金(ROTC)スカラーシップを支給している。また、内国歳入庁(IRS)は各種の教育減税制度 を実施している²。これらは表 5-1-1 には含まれているが、表 5-1-2 には含まれていない。

3 連邦学生経済支援の受給資格

連邦教育省が実施する学生経済支援の受給資格は以下のとおりである。この要件の一つを満たしていることが求められる³。

<連邦学生経済支援の受給資格>

- ・ アメリカ合衆国市民または国籍を有すること(AU.S. citizen or national)
- アメリカ合衆国永住者または有資格の非市民(A U.S. permanent resident or other eligible noncitizen)
- 自由連合盟約国(ミクロネシア連邦、パラオ共和国、マーシャル諸島共和国)の市民(Acitizen
 of the Freely Associated States: the Federated States of Micronesia and the Republics of
 Palau and the Marshall Islands)

なお、経済支援を受給するためには中等後教育機関で学習することが条件となる。初等・中等教育機関に在学している場合、基本的に受給は認められない。入学資格は大学がそれぞれ定めるが、例えば以下の場合に与えられる4。

<中等後教育機関の入学資格>

- ・ 高等学校の卒業証書(a high school diploma)を有する者。高等学校にはアメリカ合衆国の高等学校と同等とみなされる外国の学校も含まれる。
- ・ 高等学校卒業と同等の資格を有すること。例えば高等学校卒業程度認定資格(general educational development (GED) certificate)、各州が実施する認定試験や高等学校卒業程度資格(state-sanctioned test or diploma-equivalency certificate)など。
- ・ 州法で定められた中等教育レベルのホームスクーリングを修了した者(homeschooling at the secondary level as defined by the state law)

2. 調査の概要

1 学生経済支援の重点施策

2009年の就任後、オバマ大統領は2020年までにアメリカを再び世界で最も大学卒業率の高い国

² 詳しくは内国歳入庁ホームページ「教育減税制度:情報センター」を参照のこと。 (https://www.irs.gov/uac/tax-benefits-for-education-information-center 2017年2月15日 最終問覧)

³ U.S. Department of Education (2016) *Federal Student Aid Handbook 2016-2017*, pp.1-25 - 1-26.

⁴ *Ibid*, pp.1-6 - 1-12.

にすることを明言して様々な改革に取り組んできた。2009 年アメリカ景気対策法(American Recovery and Reinvestment Act of 2009, P.L.111-5)では300億ドル以上を高等教育の学費負担軽減とアクセスの改善に充てることを掲げた。また、2010 年医療保険教育予算調整法(Health Care and Education Reconciliation Act of 2010, Public Law 111-152)では、民間資金を連邦学生ローンに活用する政府保証民間ローン(正式名称 Federal Family Education Loan, FFEL)を廃止することで今後11年間にわたって680億ドルの節減を図り、それを財政赤字の解消と学生支援に充てることが目指された(吉田 2010、小林・劉 2013)。

オバマ政権末期の高等教育の重点施策は主に以下の点である5。

- 1) 中所得世帯の大学費用負担軽減
 - ①ペル給付奨学金の拡大、②学資ローンの返還負担の軽減、③教育減税の拡大、④学資ローンの 低利息の維持
- 2) コミュニティカレッジの強化
 - ①学費無償策 America's College Promise の提案、②職業訓練の充実、③職業訓練給付金、④中等後教育調査分析センターの設置
- 3) 学費の抑制
 - ①適正な学費負担や価格設定を促進するための学生経済支援改革、②州に対する適正な学費負担 と卒業を促進するためのインセンティブ、③大学への競争的資金導入の提案
- 4) 学費の透明化とアカウンタビリティ
 - ①学生経済支援ショッピングシートの導入、②カレッジスコアカードの導入、③退役軍人・家族 への経済的支援

2 調査項目・訪問先

以上を踏まえ、今回の訪問調査では上記4点について具体的な取り組み内容とその成果を尋ねることとした。質問紙を事前送付の上、各 1.5~2 時間のインタビューを実施した6。調査項目および訪問先は以下のとおりである。

<調査項目>

- 1) 中所得世帯の大学費用負担軽減について
 - ① ペル給付奨学金(給付総額、最高受給額、受給者数、家計負担期待額(EFC)の計算方法など)
 - ② 学資ローンの所得連動型返還制度(所得連動型返還制度の利用率、利用者の特徴、利用者

⁵ ホワイトハウス web サイトより。

⁽https://obamawhitehouse.archives.gov/issues/education/higher-education 2017 年 2 月 15 日最終閲覧)

⁶ なお、訪問調査は本委託事業調査検討委員会委員の吉田香奈(広島大学)、江原昭博(関西学院大学)の2名で行った。訪問にあたり文部科学省高等教育局および在アメリカ合衆国日本国大使館の協力を得た。ご協力頂いた方々に心より厚く感謝申し上げる。

の返還状況、返還初年度の返還額算出方法、返還方法の変更許容回数、PAYE と REPAYE の違い、所得連動型返還制度の利用促進の取り組み)

- ③ 学資ローンの低利息の維持(学資ローンの利息、決定権限など)
- ④ 教育減税の拡大(アメリカ機会税額控除の目的、総額、平均控除額など)
- 2) コミュニティカレッジの強化

学費無償策 America's College Promise の目的、州への支援方法、参加州数

3) 学費の抑制

授業料抑制策および大学へのペナルティ

- 4) 学費の透明化とアカウンタビリティ
 - ① 学生経済支援ショッピングシートの導入(採用大学数、生徒・保護者・高校アドバイザー への効果)
 - ② カレッジスコアカードの導入 (特徴・類似制度との違い、卒業生の給与情報取得方法、情報ギャップの格差解消のための努力など)
- 5) 近年の動向について
 - ① 債務不履行率の動向について
 - ② タイトル IV 資格を失った中等後教育機関の数・理由
 - ③ Gainful employment regulations について

<訪問調査先>

- 1) 連邦教育省中等後教育局·連邦学生経済支援局 (U.S. Department of Education, Office of Postsecondary Education, Federal Student Aid)
- 2) カレッジボード (College Board)
- 3) 全米学生経済支援担当者協会 (National Association of Student Financial Aid Administrators, NASFAA)
- 4) 全米カレッジ大学財務経営担当者協会 (National Association of College and University Business Officers, NACUBO)
- 5) 高等教育政策研究所 (Institute for Higher Education Policy, IHEP)
- 6) 都市研究所 (Urban Institute)
- 7) メリーランド州高等教育委員会 (Maryland Higher Education Commission, MHEC)

3. 調査結果

以下では、本調査において十分に情報が得られた項目について報告を行う。

- 1 中所得世帯の大学費用負担軽減について
- 1)ペル給付奨学金の拡大

本制度は 1965 年に創設された給付型の奨学金である。オバマ政権下で最高受給額が約 1,000 ド

ル引き上げられ、受給者数は最も多いときで 944 万人(2011-12 年)に達した。本制度は学士課程対象のニードベース奨学金であり、アクセスの保障を目的としている。表 5-1-1 の連邦・給付 433 億ドルのうち 282 億ドルを占めており、受給者数は近年経済が回復していることもあり 758 万人に減少している。2015-16 年は最高受給額 5,775 ドル、最低受給額 588 ドルに設定されており、平均受給額は 3,724 ドルである。受給額は一律ではなく、個別に算出されるのが特徴である。まず、保護者・本人の年収、家族構成、年齢、資産等などから家庭負担期待額(Expected Family Contribution, EFC)が算出される。これを最高受給額から差し引いた額が実際の受給額となる(Dortch 2016)。中・高所得層でも大学生の子どもが数人いる場合は EFC が低くなり受給できることがある。

連邦教育省によれば、以下の計算式で計算が行われる。

<家計負担期待額の計算方法>

- ○家計負担期待額(Expected Family Contribution, EFC)=学生負担額(student's contribution)+ 保護者負担額(parents' contribution)/大学在学中の子どもの人数(number of dependents in college)
- ※学生負担額(student's contribution)=学生所得(students income)—学生所得手当(student's income allowances)+学生資産(student's assets)×0.2
- ※保護者負担額(parents' contribution)=保護者の調整後所得額(parents' Adjusted Available Income, AAI)の段階で決定(表 5-1-3)。
- ※保護者の調整後所得額(parents' AAI)=保護者の所得(parents' income)ー保護者の所得手当 (parents' income allowances)+保護者資産(parents' assets)×0.12

Table A6: Parents' Contribution from AAI If the parents' AAI-Then the parents' contribution from AAI is-Less than -\$3,409 -\$750 \$-3,409 to \$16,000 22% of AAI \$16,001 to \$20,100 \$3,520 + 25% of AAI over \$16,000 \$20,101 to \$24,200 \$4,545 + 29% of AAI over \$20,100 \$24,201 to \$28,300 \$5,734 + 34% of AAI over \$24,200 \$28,301 to \$32,300 \$7.128 + 40% of AAI over \$28.300 \$32,301 or more \$8,728 + 47% of AAI over \$32,300

表 5-1-3 保護者所得に基づく保護者負担額

出所: U.S. Department of Education (2016) *THE EFC FORMULA*, 2017–2018, p.19. (https://studentaid.ed.gov/sa/sites/default/files/2017-18-efc-formula.pdf 2017 年 2 月 15 日最終閱覧)

ただし、連邦教育省のデータによれば、受給者の 72%は調整後総所得が 30,000 ドル以下の低所 得層である。また、受給者のうち 18-25 歳は全体の 64%であった。

なお、近年の改革の一つに高校生が大学の単位履修生になる場合に本奨学金の利用が可能になっ

た点が挙げられる7。まだ試験的運用段階のため一部の大学での学習にしか適用されないが、低所得層の進学促進に向けて今後広がることが期待されている。2016年5月現在、23州44中等後教育機関(多くはコミュニティカレッジ)において試験運用がなされている。

2)学資ローンの所得連動型返還制度(Income-driven Repayment, IDR)の拡大

連邦学生ローンの返還方法は大きく標準型、段階型、延長型、所得連動型の 4 つに分かれる(表 5-1-4)。オバマ政権は特に所得連動型の拡大を目指し、その改善に取り組んだ。以前の制度では、 調整後総所得から貧困ラインの 150%の額を差し引いた金額に 15%をかけた額が年間返還額に設定されていたが、これが 10%に引き下げられた。さらに、内国歳入庁と連携して確定申告データを IDR の申請に利用できるようデータベースを連携させた点も大きな改善点であった。加えて、2015 年にスタートした最新の IDR である REPAYE では利用要件から経済的困難の項目が削除され、希望者は誰でも IDR を選択できるようになった。ただし、IBR や PAYE で採用された返還額は標準額を超えることはないという仕組みは廃止された。

連邦教育省によれば、2016 年第 3 クォーター現在、IDR 利用者は返還者全体の 24%にまで増加している。利用を促進するために web 上で返還プラン別の返還額の比較を可能にしたり、IRS の確定申告データを直接インポートできるようデータベースを連携させる努力が行われ、さらに、貸与者に対して本制度の利用について E メールでの案内も行われている。また、貸与者は何度でも返還プランの変更が可能とのことであった。

なお、連邦議会では連邦ローンを整理統合して所得連動型に一本化しようとする法案がいくつも 提出されているが、2016年秋時点では通過していない。

-

⁷ NASFAA からの情報提供による。

⁽https://www.nasfaa.org/news-item/8581/ED_Dual_Enrollment_Pell_Experimental_Site s_Initiative_Could_Reach_10_000_Students 2017 年 2 月 15 日最終閲覧)

表 5-1-4 アメリカ連邦学資ローンの返還方法(2016-17年度)

	返還プラン	施行年	返還期間 ^{※1}	返還額 ^{※2}	備考
	票準型返還プラン (Sta Repayment Plan)		10年以内	定額	選択しなければ本プランが適用される。
段	と階型返還プラン (Grad Repayment Plan)		10年以内	段階的上昇	返還開始当初の所得は低いが将来 上昇が見込まれる場合に適する。
3	延長型返還プラン (Exte Repayment Plan)	ended	25年以内	定額または段階的 上昇	標準型、段階型の返還期間を延長 するもの。30,000ドル以上貸与者に 限定。
,得 e 連	Revised Pay as You Earn (REPAYE)	2015年	学士課程までの貸与 は20年以内、大学院で の貸与は25年以内。 以降は返還免除。	自由裁量所得の10%	貸与時期に限らず、どの貸与者でも 利用可能。返還額が標準型を超え ることがある。
n 型 R 返還	Pay As You Earn (PAYE)	2012年	20年以内。以降は返 還免除。	自由裁量所得の10%	標準型より返還額が低くなる場合の み利用可能。返還額は標準額をを 超えない。
P プ a ラ y m	プラン Income-Based Repayment (IBR)	2014年	20年以内。以降は返 還免除。	自由裁量所得の10%	標準型より返還額が低くなる場合の み利用可能。返還額は標準額をを 超えない。
+		2009年	25年以内。以降は返 還免除。	自由裁量所得の15%	標準型より返還額が低くなる場合の み利用可能。返還額は標準額をを 超えない。
P o I m	Income-Contingent Repayment (ICR)	1994年	25年以内。以降は返 還免除。	自由裁量所得の 20%	返還額が標準型を超えることがある。
a e n)	Income-Sensitive Repayment (ISR)	1993年	15年以内	年収に基づく。レン ダー毎に異なる。	政府保証民間ローン貸与者用。返還型が標準額を超えることがある。

^{%1} 2 つ以上の学資ローンを返還する場合は統合ローン(consolidation loans)にできる。返還期間は 30 年間に延長される。

3)教育減税の拡大

オバマ政権は大幅な教育減税にも取り組んだ。現在、1,376 万人が 182 億ドルの減税を受けている。特に、2009 年にアメリカ機会税額控除(American Opportunity Tax Credit, AOTC)を新設して従来の教育減税制度を拡充し、大学授業料を年間 2,500 ドル、4 年間で 10,000 ドルまで税額控除した点は大きな改革であった。これにより、AOTC の利用者は 2014-15 年には約 1,019 万人に膨らみ、91 億ドルが控除されている。税額控除の拡充は、給付奨学金を受給できない中所得層の学費負担の軽減を図ることがねらいであった。

2 コミュニティカレッジの無償化の提案と職業訓練の充実

2015年にオバマ大統領はコミュニティカレッジの無償化策である America's College Promise を 提案している。これは、州と連邦が新たなパートナーシップのもとにコミュニティカレッジの無償 化を促進することで、高等教育修了者の増加と職業訓練の充実を図ろうとするものであった8。テネ

^{※2} 自由裁量所得(discretionary income)とは、調整後総所得(adjusted gross income) から貧困ガイドライン(poverty guideline)の 100%(ICR の場合) または 150%(ISR,ICR 以外) を差し引いた額を指す。

出所 連邦教育省ホームページをもとに筆者作成(https://studentaid.ed.gov/sa/repay-loans/understand/plans 2017年1月20日最終閲覧)

⁸ 連邦と州のパートナーシップについては、U.S. Department of Education (2016) America's

シー州やシカゴの取り組みが手本とされており、テネシー州ではペル給付奨学金でカバーできないコミュニティカレッジの授業料を州営宝くじの収益金を利用して免除している。連邦教育省は仮に全州がこの取り組みに参加すれば約900万人の学生が年間平均3,800ドルの負担軽減の恩恵を受けるとしている。2016年4月現在、テネシー、ミネソタ、オレゴンが州全体で実施し、17州が導入を検討している。また、郡レベルでの取り組みは複数存在している(USDE 2016)。連邦の動きに賛同する州・地方政府が増加している背景には、高等教育修了者の増加は経済活性化の鍵と考えられていることや、授業料無償化は奨学金よりもインパクトがありメッセージが高校生に届きやすいこと、などの理由が挙げられる9。

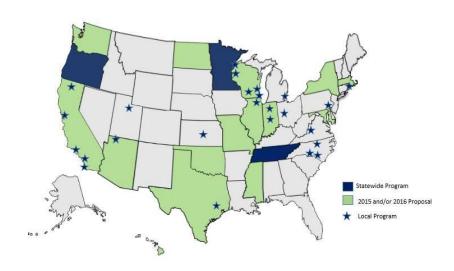


図 5-1-1 コミュニティカレッジの無償化を実施している州 (2016 年 4 月時点) 出所:ホワイトハウス公表資料(2016 年 4 月 25 日)¹⁰

3 学費の透明化とアカウンタビリティ

1)ショッピングシートの導入

連邦政府は2013-14年度から学費の透明化を図るため新たに「学生経済支援ショッピングシート」 (Financial Aid Shopping Sheet)のフォーマットを作成し、各大学に使用するよう呼びかけている。ショッピングシートには入学志願者個人の学費(授業料、生活費、教材費等)、給付奨学金(連邦・州・大学等)、純学費、ローン・ワークスタディ、EFC の項目が含まれている。志願者は各大学か

College Promise Playbook, Washington, D.C.: Author.を参照のこと。

⁹ メリーランド州高等教育委員会へのインタビューによる。

¹⁰ The White House Office of the Press Secretary (2016) FACT SHEET: White House Launches New \$100 Million Competition to Expand Tuition-Free Community College Programs that Connect Americans to In-Demand Job, Washington, D.C.,: Author (https://obamawhitehouse.archives.gov/the-press-office/2016/04/25/fact-sheet-white-house-launches-new-100-million-competition-expand 2017年2月15日最終閲覧)

ら合格通知書に続いて奨学金通知書(award letter)を受け取るが、この通知書の形態はバラバラである。そこで、各大学がショッピングシートを添付することで学費・奨学金の大学間比較を可能にすることが目指されている。

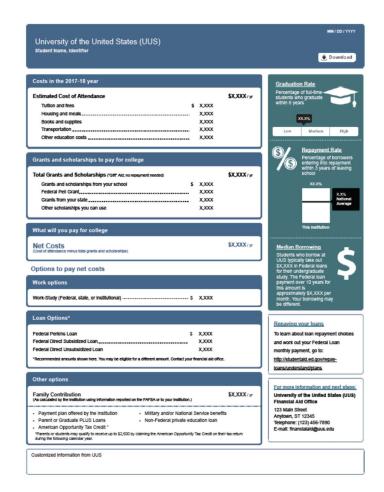


図 5-1-2 学生経済支援ショッピングシートのテンプレート

出所 https://www2.ed.gov/policy/highered/guid/aid-offer/index.html(2017年2月15日最終閲覧)

連邦教育省によれば、2017 年 1 月 11 日現在、3,278 校が利用している。利用は大学の自主性に委ねているが、これらの機関の学士課程学生数は 13,358,586 人にのぼり、全学士課程学生 17,870,365 人のうち 74.75%を占めている11。連邦教育省によれば、入学志願者が複数の大学の学費・経済支援を比較検討する際、大いに活用されているとのことであった。

2)カレッジスコアカードの導入

_

¹¹ 連邦教育省学生経済支援ショッピングシート web サイトより (https://www2.ed.gov/policy/highered/guid/aid-offer/index.html 2017 年 2 月 15 日最終閲覧)。

連邦教育省は大学の情報検索ツールとしてカレッジナビゲーター(College Navigator)を開発しているが、さらにカレッジスコアカード(College Scorecard)という大学情報検索ツールも導入している 12 。

カレッジナビゲーターには多様なデータ(学費、専攻、規模、キャンパスの安全性、卒業率、その他多数の項目あり)が表示されるが(図 5-1-3)、カレッジスコアカード(College Scorecard)には学費、経済支援、学資ローンの負債額、卒業率、卒業後の平均給与、といった金銭に関わるデータに絞られているのが特徴である(図 5-1-4)。シンプルで見やすい画面であり、簡単に各大学のデータを比較することができる。

なお、連邦教育省によれば、卒業後の平均給与データは選択した大学・専攻レベルで表示されるが、これは過去の連邦学生経済支援の受給者データを所得データ・納税記録とリンクさせて機関レベルで算出しているとのことであった。



図 5-1-3 カレッジナビゲーターの検索画面

出所 https://nces.ed.gov/collegenavigator/(2017年2月15日最終閲覧)

_

¹² https://collegescorecard.ed.gov/

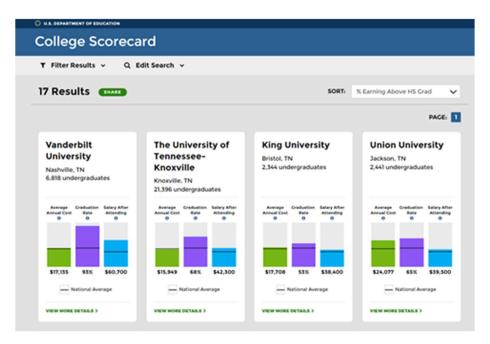


図 5-1-4 カレッジスコアカードの検索画面

出所 https://collegescorecard.ed.gov/ (2017年2月15日最終閲覧)

4 近年の動向について

1)債務不履行率の動向について

最後に、近年の連邦学生経済支援をめぐる動向を調査した。卒業後2年間の債務不履行率は依然として営利大学と公立2年制大学が高く、公立・私立4年制大学の2~3倍となっている(図5-1-5)。なお、連邦教育省は2012年分より卒業後3年間の債務不履行率を使用するようになっている(図5-1-6)。2016年8月に公表された2013年度卒業者の卒業後3年間の債務不履行者は返還中の約521万人のうち約59万人であり、債務不履行率は11.3%であった。設置形態別では私立営利が最も多く平均15.0%であった。

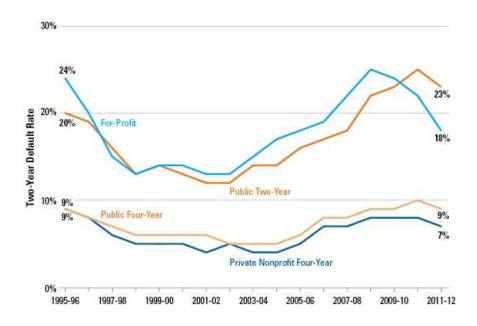


図 5-1-5 連邦学資ローンの債務不履行率の変化(設置形態別)卒業後 2 年間 出所 カレッジボード公表資料

(https://trends.collegeboard.org/student-aid/figures-tables/federal-student-loan-default-rates-s ector-over-time#Key Points 2017年2月15日最終閲覧)

	NEW Fiscal Year 2013 Official					Fiscal Yea	ar 2012 Officia	l	Fiscal Year 2011 Official			al
	# of Schools	Borrower Default Rate (%)	# of Borrowers Defaulted	# of Borrowers Entered Repayment	# of Schools	Borrower Default Rate (%)	# of Borrowers Defaulted	# of Borrowers Entered Repayment	# of Schools	Borrower Default Rate (%)	# of Borrowers Defaulted	# of Borrowers Entered Repayment
Public	1,675	11.3%	305,516	2,691,995	1,667	11.7%	301,453	2,563,157	1,637	12.9%	292,012	2,252,334
Less than 2 yrs	152	13.0%	1,414	10,823	148	12.2%	1,241	10,151	146	13.6%	1,196	8,750
2-3 yrs	846	18.5%	176,206	948,515	854	19.1%	173,628	905,058	841	20.6%	158,104	767,073
4yrs(+)	677	7.3%	127,896	1,732,657	665	7.6%	126,584	1,647,948	650	8.9%	132,712	1,476,511
Private	1,734	7.0%	78,659	1,118,051	1,727	6.8%	73,747	1,083,328	1,712	7.2%	70,186	969,156
Less than 2 yrs	50	20.6%	2,194	10,649	49	22.4%	2,318	10,336	43	25.0%	1,644	6,567
2-3 yrs	161	15.3%	6,593	42,974	161	14.6%	6,193	42,274	161	12.0%	2,026	16,861
4yrs(+)	1,523	6.5%	69,872	1,064,428	1,517	6.3%	65,236	1,030,718	1,508	7.0%	66,516	945,728
Proprietary	2,326	15.0%	208,570	1,387,815	2,294	15.8%	235,384	1,486,162	2,277	19.1%	288,126	1,500,812
Less than 2 yrs	1,214	16.9%	29,719	175,717	1,199	17.7%	33,393	188,549	1177	20.6%	38,686	187,209
2-3 yrs	755	16.8%	52,187	310,345	747	17.7%	62,650	353,777	762	19.8%	77,441	390,649
4 yrs(+)	357	14.0%	126,664	901,753	348	14.7%	139,341	943,836	338	18.6%	171,999	922,954
Foreign	418	3.6%	407	11,272	431	3.3%	372	11,266	428	3.8%	403	10,488
Unclassified	2	1.2%	30	2,398	2	0.0%	0	5	1	0.0%	0	3
TOTAL	6,155	11.3%	593,182	5,211,531	6,121	11.8%	610,956	5,143,918	6,055	13.7%	650,727	4,732,793

図 5-1-6 連邦学資ローンの債務不履行率の変化(設置形態別)卒業後 3 年間 出所:連邦教育省公表資料(https://www2.ed.gov/offices/OSFAP/defaultmanagement/cdr.html 2017 年 2 月 15 日最終閲覧)

2)債務不履行率が高い中等後教育機関へのペナルティ

次に、債務不履行率が高いため連邦学生経済支援制度の利用資格を喪失した機関があるかを調査 した。債務不履行率が高い機関へのペナルティは表 5-1-5 のとおりである。

表 5-1-5 債務不履行率が高い中等後教育機関へのペナルティ

中等後教育機関の 債務不履行の状況	罰則	2016 年度
卒業後 3 年間の債務不履行率が 3 年間にわたって 30%を超えた機関	通知のあった年度および 続く2年間、ダイレクト・ ローンおよびペル給付奨 学金の受給資格を喪失	7校 ※私立営利6校、私立非営利1校 ※Non-Degree 1 Year 5校 Non-Degree 2 Years 1校 Bachelor's Degree 1校
卒業後3年間の債務不履行 率が単年度に40.0%を超え た機関	通知のあった年度および 続く2年間、ダイレクト・ ローンの受給資格を喪失	6 校 ※私立営利 5 校、私立非営利 1 校 ※Non-Degree 1 Year 5 校 Bachelor's Degree 1 校

出所 U.S. Department of Education (2016) Cohort Default Rate Guide, Washington, D.C.: Author, p.2.4-4.

(https://ifap.ed.gov/DefaultManagement/guide/attachments/CDRMasterFile.pdf 2017年2月15日最終閲覧)

3)有給雇用に関する規則(Gainful employment regulations)について

職業訓練機関に対する規則の一つ。卒業生が十分に収入の得られる職業に付けていない場合、当該中等後教育機関は連邦学生経済支援の利用資格を喪失するルールが定められている。

2011 年、連邦教育省は本規則を公開した。その背景には職業訓練カレッジ(ほとんどが営利企業によって運営されている私立営利中等後教育機関)はよい就職口が見つかるといって学生を入学させるが、その多くは価値のない学位と学資ローンの負債が残るだけという状況にあった。営利大学の学生数は全体の1割程度に過ぎないが、連邦学資ローンの債務不履行者の4割以上を占めている。営利大学の学生はより多く貸与し、より多くの債務不履行を起こしている。そこで、公開当初の規則は1)卒業生の少なくとも35%が学資ローンを返還している、2)標準的な卒業生の年間ローン返還額が卒業生の自由裁量所得の30%を超えない、3)推計される標準的な卒業生の年間ローン返還額が総収入の12%を超えない、といったものであった13。しかし、多くの職業教育機関からは非難の声が上がり、訴訟にまで発展する事案も発生した14。

そこで、2014年、連邦教育省は私立営利・私立非営利・公立大学の資格取得プログラムを対象として新たな連邦規則を策定した。すなわち、卒業生の学資ローン年間返還額が自由裁量所得(食費・住居費などの基礎的経費を除いたもの)に占める割合が20%を超えないか総所得の8%以下であること、である。これらの数値はアカウンタビリティ基準とも呼ばれている。この規則を遵守できな

¹³ なお、Gainful Employment regulation については、リベルタス・コンサルティング(2015) 『「専修学校生の学生生活等に関する調査研究」調査報告書』平成 26 年度文部科学省委託事業報告書、文部科学省、144-145 頁に導入の経緯およびその後の展開が整理されている。筆者もアメリカの現地調査に参加した。

¹⁴ Kelly Field (2014) "For-Profit Colleges Sue Again Over Federal Gainful-Employment Rule," The Chronicle of Higher Education, November 06.

い期間が規定の年数以上継続すると、タイトル IV 資格を喪失する。本制度は 2015 年 7 月から施行されている。

訪問調査では、2016 年 11 月現在、連邦教育省は 84 万人の学生に提供されている約 1,400 プログラム (99%は営利) がアカウンタビリティ基準を超えられないと試算されていた。

訪問調査終了後、2017 年 1 月、連邦教育省は詳しい試算を公表している 15 。アカウンタビリティ基準のうち、卒業生の年間ローン返還額が自由裁量所得の30%を超えるか、または総収入の12%を超える機関は800 校(うち98%は私立営利機関)、自由裁量所得の $20\sim30\%$ または総収入の $8\sim12\%$ のゾーンにある機関は1,239 校、と予測されている。

なお、私立営利中等後教育機関の収入の約 90%は連邦学生支援に頼っており、この資格を失うことは経営に深刻なダメージを負うことを意味する。

以上の点に加えて、連邦学生経済支援の関係諸団体へのインタビューでは、政府保証学資ローンである Federal Family Education Loans (FFEL)の廃止がオバマ政権の改革の大きな成果であったとの意見が多かった¹⁶。しかし、一方で連邦ローンは複雑すぎて誰も理解できないとの批判や、寛大すぎるローンの返還免除を引き締めるべき等の批判も存在している (Baum2016)。また、返還方法を IDR に一本化した上で源泉徴収方式を導入すべきとの意見もある。今後も引き続き動向を注視していく必要があるだろう。

主要参考文献

Baum, S. (2016) Student Debt: Rhetoric and Realities of Higher Education Financing, Washington, D.C.: Palgrave Macmillan.

Baum, S., and Johnson, M. (2016) Strengthening Federal Student Aid: An Assessment of Proposals for Reforming Federal Student Loan Repayment and Federal Education Tax Benefits, Washington, D.C.: Urban Institute.

Congress of the United States Congressional Budget Office (2013) The Federal Pell Grant Program: Recent Growth and Policy Options, Washington, D.C.: Author.

College Board (2016) Trends in Student Aid 2015, Washington, D.C.: Author.

Dortch, C. (2016) Federal Pell Grant Program of the Higher Education Act: How the Program Works and Recent Legislative Changes, R42446, Washington, D.C.: Congressional Research Service.

United States Government Accountability Office (2015) Federal Student Loans: Education

¹⁵ U.S. Department of Education (2017) "Education Department Releases Final Debt-to-Earnings Rates for Gainful Employment Programs," Washington, D.C.: Author. (https://www.ed.gov/news/press-releases/education-department-releases-final-debt-earnings-rates-gainful-employment-programs 2017 年 2 月 15 日最終閲覧)

¹⁶ カレッジボードおよび都市研究所へのインタビューによる。

- Could Do More to Help Ensure Borrowers are Aware of Repayment and Forgiveness Options, GAO-15-663, Washington, D.C.: Author.
- U.S. Department of Education (2016) America's College Promise Playbook, Washington, D.C.: Author.
- 小林雅之・劉文君(2013)『オバマ政権の学生支援改革』大総センターものぐらふ No.12、東京大学大学総合教育研究センター。
- 吉田香奈(2010)「アメリカにおける学生経済支援の改革―オバマ政権の取り組み―」『大学と学生』 日本学生支援機構、14-21 頁。
- 吉田香奈 (2016)「アメリカ連邦・州政府による学生への経済的支援の展開」西日本教育行政学会 『教育行政学研究』37 号、1-18 頁。

第5部第2章 イギリスの学生支援

江原昭博(関西学院大学) 小林雅之(東京大学) 濱中義隆(国立教育政策研究所)

1 イギリスの高等教育の政策的背景

1、高等教育の一元化(高等教育政策パラダイムの大転換)

高等教育の一元化直前、情報公開、市場原理、自己責任といった様々な新たな価値観を導入していったイギリスの高等教育政策において、今日に至る高等教育の潮流を象徴したのは1980年代に次々に行われたサッチャー政権期の一連の教育改革であった。特に1988年の「教育改革法」は、テニュアの廃止や自治権の変更など大学現場に多大な影響を及ぼす大改革であったが、当時大学への補助金配分を行っていた University Grants Committee (UGC、大学補助金委員会)が廃止され、教育科学省のもとに大学財政審議会(Universities Funding Council, UFC)とポリテクニクとカレッジ財政審議会(Polytechnics and Colleges Funding Council, PCFC)が設置されたことは、高等教育予算に対する政府や政策の影響力の増大を象徴するものであった。

メジャー政権期の1992年には「継続高等教育法」によって大学と非大学による二元構造が、いわゆるポリテクニク等の大学昇格を通じて一元化され、これによって高等教育は拡大し、イギリスは本格的な大衆化の時代に突入した。その際、予算配分構造も一元化され、高等教育財政審議会(HEFCs)に一本化された。高等教育機関への補助金総額を政府が決定し、各大学への配分については高等教育財政審議会が担当するという、イギリスの高等教育政策の基本的な構造が確立されたのもこの時代である。さらに1997年の「デアリング報告」による勧告を受けて、評価に基づく補助金配分制度の強化や高等教育の拡大の推進が進められたが、その最も大きな変革は、1998年の給付奨学金廃止と大学授業料(最高1000ポンド)の導入と卒業後に学費を返済する学生ローン制度の導入であった。ここにおいて遂にイギリスは、高等教育の教育費負担について、福祉国家的な公的負担の考え方から個人主義的な受益者負担の方向へと舵を切ったと言える。

2、2006年改革(高等教育の大衆化の進展と市場化の加速)

長きにわたる保守党政権から交代した労働党のブレア政権期には、高等教育進学率を50%まで引き上げることを目標に、低進学地域からの進学や非伝統的学生の進学の促進を通じて高等教育の拡大が推し進められた。こうした諸施策の延長線上に進められた政策が2006年に導

入された授業料及び奨学金に関する新制度、いわゆる2006年改革である。

1998年度に年間1000ポンドとして導入されたイギリスの大学学士課程の授業料は、 物価上昇分等を加味した上で修学時の事前支払いとして年間一律1200ポンドであった。2 006年改革を通じて各大学が自由に設定することが可能となった授業料については多くの大 学が上限である3000ポンドに設定した。その一方で教育の機会均等の観点から、授業料に ついてはそれまでは家計所得に準じて減免措置が取られていたが、この改革を通じて減免措置 をなくした上で授業料の支払いは修学時貸与により卒業後の後払いとなった。実際の貸与は Student Loans Company (以下 SLC)によって大学へ授業料の応分を直接交付する形をとり、返還 については所得連動型による返済制度を採用し、年間所得 15000 ポンド以下(当時) が免除、 卒業後25年(当時)で債務消滅とした。また授業料決定に際して各大学は、公正機会局(Office for Fair Access, 以下 OFFA)とのアクセス協定の締結を義務付けられ、2700ポンド以上の 授業料を設定した場合は最低300ポンドの大学独自義務給付奨学金の設定が義務付けられた。 これらの施策を通じて、これまで取り組んできた高等教育の拡大政策においては低所得層の 高等教育アクセスを推進し、高等教育の教育費負担については学生当人の個人負担による受益 者負担の原則がさらに進むこととなった。各大学の運営の点では、この改革を通じて授業料の 増額を得た大学は社会に対してさらなる説明責任を負うことになり、OFFA とのアクセス協定に 代表される情報公開が一段と進むきっかけとなった。また高等教育財政という側面では授業料 の増額を3000ポンドにとどめたことへの議論も沸騰し、その制度的複雑さゆえに見落とさ れがちではあるが所得連動型返済制度において利子率を小売物価指数(RPI)の増加率にとどめ

3、2012年改革(拡大した高等教育の公平性とそれを支える学生支援スキームの転換)

たことはのちの政府負担に関する議論の一つの要因ともなっていった(小林 2015)。

2006年改革によってそれまで1000ポンドであった授業料が3000ポンドと3倍になったが、その授業料上限がさらにその3倍の9000ポンドと引き上げられたことは2012年改革における最も目立った変革である。こうして諸外国と比べても遜色ない授業料の高騰を認めたことにより英国高等教育の市場化の趨勢が確定されたことを意味していた。授業料引き上げと同時にそれまでの学生支援制度も変更が進み、所得連動型返済制度における返還猶予最高額 (閾値) はそれまでの年間所得15000ポンドから21000ポンドに引き上げられ、返済率はその閾値を超える分の9%とされた。そして所得連動型返済における利子については年間所得に応じて算定され、年間所得21000ポンド以下の場合は小売物価指数(RPI)が適用され、年間所得21001ポンドから310000ポンドまでは RPI に310000ポンド適用され、年間所得310000ポンドを超える場合は RPI+310000ポンドまでは RPI に310000ポンドを超える場合は RPI+310000ポットを超える場合は RPI+310000ポットを超える場合は RPI+310000ポットを超える場合は RPI+310000%が適用される。さらに低所得者対策としての返済帳消し制度については、それまでは310000%が適用される。さらに低所得者対策としての返済帳消し制度については、それまでは310000%が適用される。

0年に変更された。さらに2012年改革において重視された方向性は高等教育の拡大であり、 具体的には Widening Participation (以下 WP)政策を通じた公平な教育機会の推進である。

2 イギリスの高等教育財政、授業料の高騰と奨学金制度の改編

1、2017年度の予算

表 5-2-1 近年の交付金配分推移(BIS, BEIS の Grant Letter より筆者作成)(単位:百万ポンド)

学事年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018(暫定)
教育運営費交付金	2, 861	1, 915	1, 671	1, 539	1, 457	1, 386
研究運営費交付金	1, 573	1, 573	1, 686	1, 695	1, 732	1, 755
教育接続資金(廃止)	37					
全国奨学金(NSP)(廃止)	100	50				
大学院生(廃止)			50			
教育資本整備交付金	79	154	300	140	150	150
研究資本整備交付金	251	286	303	338	203	303
授業料収入(予想額)	5, 600	7, 000	8, 100	8, 600	9, 000	未記載
合計	10, 501	10, 978	12, 110	12, 312	12, 542	

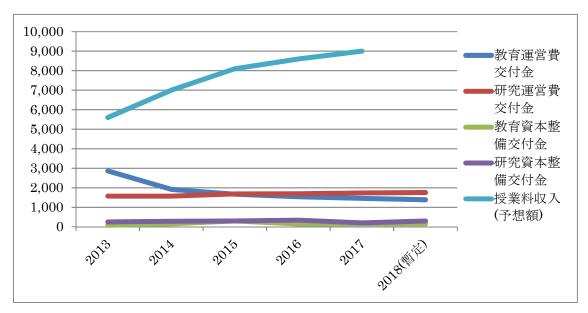


図 5-2-1 近年の交付金配分推移(BIS, BEIS の Grant Letter より筆者作成)(単位:百万ポンド)

ほぼ全てのセクターにおいて近年の政府予算は様々な形で縮小が進められているが、高等教育予算については教育運営費交付金が削減されている部分について増加する授業料収入によって補われている構図が見て取れる。

2、学費の高騰とアクセス協定

直近のアクセス協定 (OFFA 2016d: 2017-18 Access Agreements: Institutional Expenditure and Fee Levels) によると、2017年度の授業料は以下のようになっている。

- 申し込みのあった198高等教育機関全てのアクセス協定が承認された。
- ・ ただし、内111機関のアクセス協定については内容について交渉が行われた。
- ・ アクセス協定を承認された123大学の内121大学が、また継続教育カレッジ75校の内 13校が、それぞれいずれかのコースで授業料を最高額の9250ポンドに設定する予定だ。
- ・ 36の高等教育機関が、その全てのコースで授業料を最高額の9250ポンドに設定する予 定だ。
- ・ 今回のアクセス協定の結果、2017年度のイギリス高等教育機関全体の平均授業料(暫定) は8996ポンドで、前年度の8788ポンドから2.4%の増加である。
- ・ 2017年度のイギリスの大学の平均授業料(暫定)は9110ポンドで、前年度の890 5から2.3%の増加である。
- ・ 2017年度のイギリスの継続教育カレッジの平均授業料(暫定)は7087ポンドで、前年度の6804ポンドから4.2%の増加である。

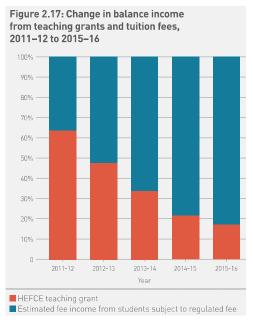


図 5-2-2 教育運営費交付金と授業料収入のバランスの推移

出典: UUK (2015). Student Funding Panel.

先進諸外国の例に漏れず、イギリスにおいても公的予算削減が進む中、各大学においては2006年と2012年の二度にわたる学費値上げが恩恵となった。削減される一方の教育運営費交付金に取って代わる形で結果的に授業料収入が拡大してきたことは図5-2-2が示している通りである(UUK 2015)。

3、給付型奨学金の廃止

1962年に導入された給付型奨学金(Maintenance Grants)制度はこれまで様々な変革がなされてきた。とりわけ最も影響力の大きい変革は9000ポンドへの授業料の値上げであり、諸外国と比しても極めて高額な授業料と対応する高等教育財政制度が求められることになった。遂に2015年にイギリス政府は給付型奨学金を廃止し生活費用途の学生ローン(Maintenance Loans)への切り替えを発表した。

図5-2-3は生活費用途の Grant (給付型奨学金) と Loan (学生ローン) について、2012年度入学生と2016年度入学生の比較を通じて示したものである。左の2012年度入学生のパターンでは、年間所得が25000ポンドより少ない場合は3387ポンドの給付を受け、年間所得が25000ポンドから42670ポンドの間の場合はそれに応じて漸減する部分的給付を受け、年間所得が42620ポンドを超える場合は給付の権利を受けない仕組みである。ローンについては自宅生には4465ポンド、ロンドン郊外の自宅外生には5740ポンド、ロンドン市内の自宅外生には8009ポンドがそれぞれ貸与される。給付と貸与の療法を受ける場合、給付1ポンドにつき貸与が0.5ポンド減額されるため、ロンドン郊外の自宅外生のケースでは最大で総額7434ポンドを受け取ることができる。右の2016年度入学生のパターンでは、給付部分が全てローンで置き換えられてサポートの全てがローンになった上で全体が増額されている。ロンドン郊外の自宅外生の場合には最大で総額8200ポンドを受け取れるので、2012年度入学生と比較して最大766ポンドの増額となる(図5-2-3)。

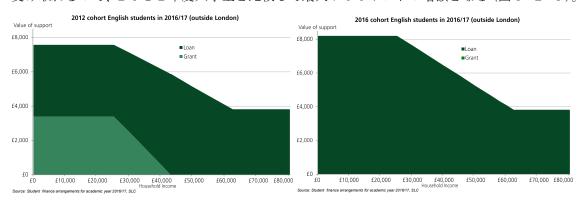


図 5-2-3 2012年度と2016年度入学学生の比較

出典: HCL (2017). Abolition of Maintenance Grants in England from 2016/17.

2015年度の暫定的計算では生活費用途の給付型奨学金については総額約16億ポンドで、約413000人に満額、約135000人に部分的な支給となり、生活費用途のローンについては総額約39億ポンドを約984000人の学生にひとりあたり約3930ポンドとして準備している。一方、2016年度の暫定的計算では給付部分は約6億ポンド減額され10億ポンドに、満額受け取りは約14万人削減の約25万人、部分的受け取りは約5万人削減の約86000人となっており、ローンについては給付の減額以上に増額され、総額約45億ポンドとなり、2012年度入学生がローン総額平均約4100ポンドであるのに対し、2016年度入学生ではローン総額平均約6000ポンドとなっている。

4、学生数制限緩和の影響

2014年度に大幅に緩和された学生数制限が2015年度にはさらに緩和され、学生数は大幅に増加した。知識基盤社会における競争力を維持するために高等教育を拡大し大学卒業生を増加させる目的に合わせた政策変更ではあるのだが、一方でこうした高等教育拡大政策においては旧来型の給付型奨学金に基づく学生支援の継続は難しいものだった(UKK 2015)。図5-2-4に示された通り学生数制限の大幅緩和は、給付型奨学金から貸与型奨学金への制度変更を急速に進める一つの要因となった。

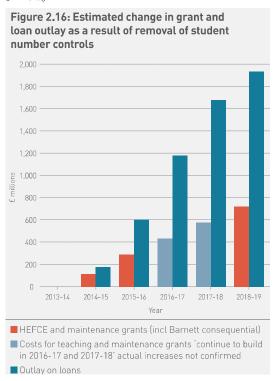
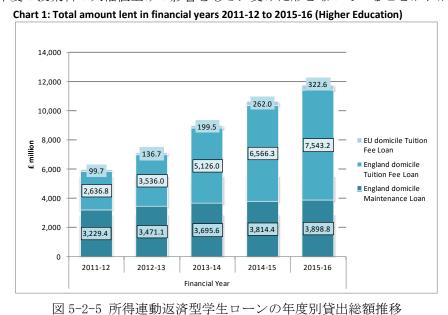


図 5-2-4 学生キャップ緩和による給付型と貸与型奨学金への影響

出典: UKK (2015) Student Funding Panel

5、所得連動型返済制度の現況

2015年度に貸し出されたローン総額は約118億ポンドで前年度より11%の増加である(図5-2-5)。ローン総額の推移を見ると、2011年度に約65億ポンドであったものがこの五年間に二倍弱にもなる約118億ポンドまで急増している。その内訳を見ると、生活費用途のローン総額は2011年度の約32億ポンドから2015年度の約39億ポンドとそれほど大きな変化は見せていない(2016年度からは給付型奨学金の廃止による影響を受けるが)。一方で学費用途のローンについては約26億ポンドから約75億ポンドと急増している。2012年度の授業料の大幅値上げの影響をもろに受けた形となっていることがわかる。



出典: SLC & BIS (2016). Student Loans in England: Financial Year 2015-16.

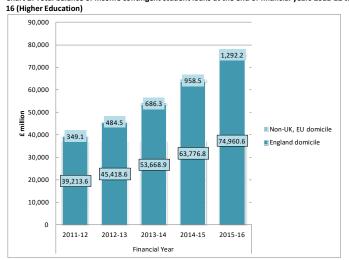


Chart 2: Total balance of income contingent student loans at the end of financial years 2011-12 to 2015

図 5-2-6 所得連動返済型学生ローンの貸総残高の推移

出典: SLC & BIS (2016). Student Loans in England: Financial Year 2015-16.

2015年度における貸し出しローン残額は約763億ポンドと前年度より18%増加している(図5-2-6)。2011年度からの五年間を見ても約400億ポンドだったものがおよそ二倍弱に急増していることがわかる。この期間は上述の通り9000ポンドへの学費の急激な値上げが影響して学費用途の学生ローンが急増したことが主な原因であるが、2016年度以降、生活費用途の給付型奨学金も廃止されていくため、図5-2-5で触れた生活費用途の学生ローンが増加していくことが予想される。結果として学費用途の学生ローンの増加が収まったあとも、生活用途の学生ローンが増加していくことが予想されるので注視が必要である。

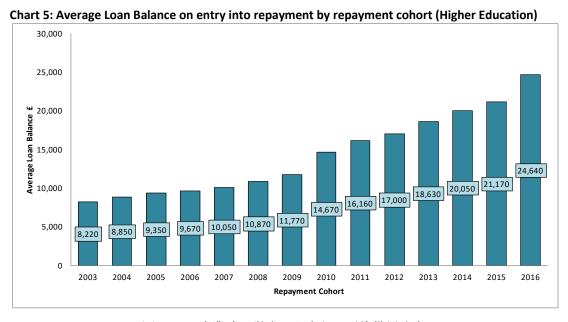


図 5-2-7 卒業時の学生一人当たり平均借用残高

出典: SLC & BIS (2016). Student Loans in England: Financial Year 2015-16.

図5-2-7は卒業時の学生一人当たりの平均借用残高を示している。この十数年、平均残高は漸増していることが読み取れるが、2010年と2016年に急激に増加している。これは当時の卒業生が2006年と2012年の授業料値上げを経験した卒業生であったことが主たる理由である。2016年については6000ポンドの値上げであったことからより一層の急激な増加も考えられたが、実際にはそこまで劇的な変化をしたわけではない。それよりはむしろ、2010年と2016年に例年とは若干変化があったものの、全体的に増加のペースが上がっていることの方により注目すべきであろう。2000年代は100万ポンド以内に収まっていた一人当たりの借用残高が、2010年代に入ると一気に上昇し、約250万ポンドとなっていることに目を向けるべきであろう。

3 イギリスの学生支援と高等教育機会拡大への取り組み

1、年齢層による高等教育進学率

これまで述べてきたとおり、イギリスでは20世紀終盤から現在に至るまで一貫して継続的に高等教育の拡大を基本的な政策テーマに据えてきた。度重なる高等教育改革もそうした文脈から外れたことはない。しかし、ここでも取り上げたとおり2006年改革および2012年改革では、大学授業料をそれぞれ3倍値上げし、その間、1000ポンドから導入された授業料は現在では9000ドルを超えるところまで増額された。このように高等教育を取り巻く状況が激変するイギリスであるが授業料の度重なる値上げは進学率に対してどのような影響を与えたのであろうか。

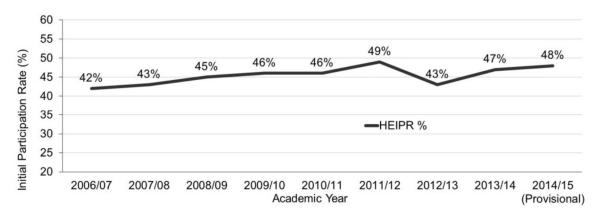


図 5-2-8 若年層の高等教育進学率の推移

出典: DfE (2016) Participation Rates in Higher Education

図5-2-8は若年層(18歳から30歳)の高等教育進学率の推移であるが、2011年度と2012年度の数字の上下を除けば、この十年近く一定して進学率が上昇していることが見て取れる。2012年度の急激な授業料値上げを見越しての消費者的行動が2011年度と2012年度の数値の上下の一つの要因だが、この部分の異常値を踏まえて見てもイギリスの高等教育の全体的な拡大の動きは続いていることがわかる。このことのみをとって断言することは憚られるものの、6000ポンドの大幅な授業料の値上げが幸いなことに進学率の拡大の傾向に待ったをかけるものとならなかった点は触れることができるのではなかろうか。

さらに若年層の高等教育進学率の年齢階層別の内訳をみると、18歳の進学率が上昇していることがわかる。図5-2-9は18歳の高等教育進学率の推移であるが、2014年度(暫定値)の年齢階層別の内訳をみると、18歳が26%を占めておりここ最近では最高の数値を示している。そして他のどの年齢層と比較してもイギリスでは18歳の進学率が最も高い。

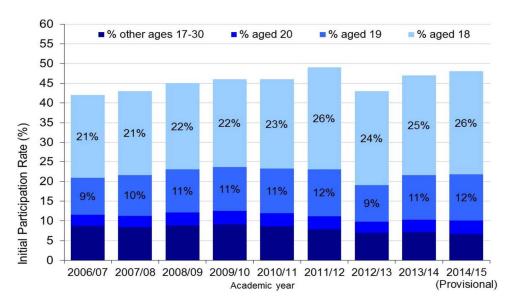


図 5-2-9 年齢階層ごとの高等教育進学率の推移

出典: DfE (2016) Participation Rates in Higher Education

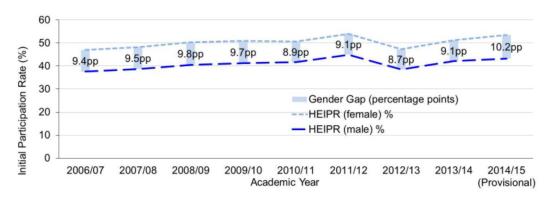


図 5-2-10 若年層の高等教育進学率の男女比の推移

出典: DfE (2016) Participation Rates in Higher Education

高等教育機会の拡大が着実に続いているイギリスであるが、若年層の高等教育進学率における男女比は実は上昇している。図5-2-10は高等教育進学率の男女比を示しているが、2006年度の9.4ポイント差から2014年度(暫定値)では、10・2ポイントと0.8ポイントもその差が広がっている。様々な局面で機会均等を積極的に進めているイギリスであるが、こうした部分にまだ男女差が残っているという点では、まだまだ向上の余地が残っていると言える。

1、イギリスの大学による学生支援支出の推移

図 5-2-1 1 は、アクセス協定による各項目への支出状況の2010年代における推移である。2017年度は高等教育機関全体で暫定値8億3350万ポンドの投資を見込んでいる(0FFA 2016d)。

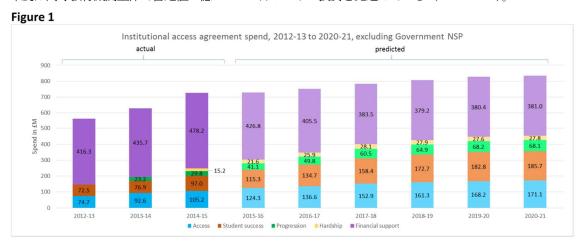


図 5-2-11 アクセス協定の各項目への支出状況の推移(NSP 除く)

出典: OFFA (2016d), 2017-18 Access Agreements: Institutional Expenditure and Fee Levels.

図5-2-12は2017年度アクセス協定の各項目の単年度の支出状況である。図5-2-11の経年推移にある通り、イギリスの高等教育における学生支援においてこれまで重視されてきたアクセスへの投資が全体の21%であるのに対し、2017年度の学生の成功(サクセス)への投資は22%となり、史上初めてサクセスへの投資がアクセスへの投資を上回った。数字の上からも、イギリスの高等教育政策の重点項目が、量的な高等教育の拡大にとどまらず、高等教育機関が行う投資や提供するサービスの質的な向上に移ってきていることが明らかである。

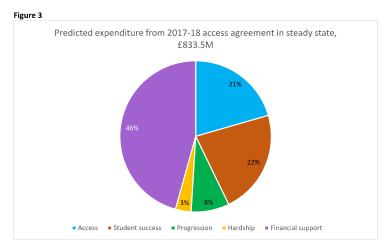


図 5-2-12 アクセス協定による 2 0 1 7年度の暫定支出割合

出典: OFFA (2016d), 2017-18 Access Agreements: Institutional Expenditure and Fee Levels.

2、少数派学生への学生支援に関する大学グループごとの施策の比較

高等教育の拡大において、その属性により進学不利な少数派学生へ学生支援を進めることは機会均等や公平性の拡大のためにも有意義だ。ただこれまではそうした場合、高等教育への接続面=アクセス面に焦点化した施策が多かったのであるが、高等教育の拡大政策が一定程度進み、高等教育の大衆化が一段落した現在では、学生支援の内容が変わりつつあることがデータから見えてきた(OFFA 2016b)。

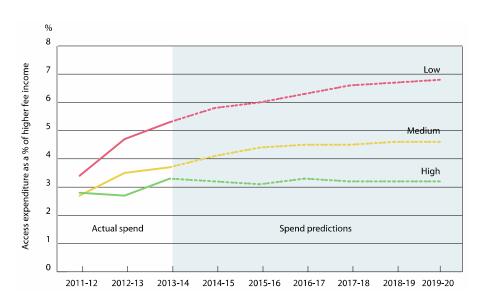
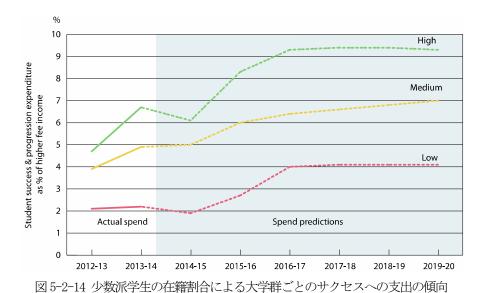


図 5-2-13 少数派学生の在籍割合による大学群ごとのアクセスへの支出の傾向 出典: OFFA (2015a), Access Agreements for 2016:17: Key Statistics and Analysis.



出典: OFFA (2015a), Access Agreements for 2016-17: Key Statistics and Analysis.

高等教育機関の多くはOFFA とのアクセス協定を通じて高額の授業料を徴収することについて情報公開とアカウンタビリティを果たしている。大学によっては学生層のバランスが偏っていることもあるが、そうしたケースについてOFFA は是正を勧めている(OFFA 2015a)。図5-2-13は少数派学生(経済的理由など様々なケースによるマイノリティ)の在籍割合による大学グループごとのアクセスへの支出の傾向を表している。少数派学生の割合が少ない大学では学生支援施策に関して他の大学グループよりもアクセスに重点投資していることが見て取れる。ケンブリッジ大学やオックスフォード大学などはその一例である。反対に少数派学生の割合が既に高い大学ではその割合が低い大学に比して学生の成功(サクセス)への投資を増加させていっていることがわかる。

100 Financial support 90 Hardship 80 Progression Percentage of spend 70 59% Student success 61% 60 74% Access 50 2% 7% 40 3% 5% 30 1% 2% 17% 20% 20 10 17% 12% 14% High Medium Low proportions proportions proportions

Figure 15 Distribution of access agreement expenditure for HEIs in 2014-15 by proportions of students from under-represented groups

図 5-2-15 少数派学生の在籍割合による大学群ごとの2014年度資金配分

出典: OFFA (2016c). Outcomes of Access Agreement Monitoring for 2014-15.

前項で取り上げたように各大学の学生支援にまつわる資金配分は、全般的にはアクセスからサクセスへと移ってきている(OFFA 2016d)。図5-2-15は少数派学生の在籍割合による大学グループごとの2014年度資金配分を示しているが、少数派学生の在籍割合によって資金配分に明確な傾向の違いが見られる。イギリスの高等教育は度重なる改革を通じて市場化と大衆化を押し進め、大学間の競争的環境は激しさを増している(UUK 2015)中、上図のような傾向の違いはいかにして醸成されたのか。少数派学生の割合が大きい大学群(上図左端)では全体的傾向を大幅に上回ってアクセスよりもサクセスへの配分が大きく、三つの大学群の中で最も経済的支援の割合が少ない。これは、少数派学生の割合が既に大きいことからも明らかなように、アクセスについては既に成功している一方で、そうした少数派学生は中退率が高く学業的成功の確率が低いことからそれらの学生の成功への投資に資源配分を強化するのである(UUK 2016)。一方で少数派学生の割合が小さい大学(上図右端)は多くの場合同時に威信の高い大学である。これらの大学群では全体的な傾向に反して学生支援に関する資金配分においてサクセスへの投資が非常に少ない。それらの大学ではアクセスへの投資がサクセスへの投資の約3倍であるばかりか、学生支援全体の4分の3がいまだに経済的支援に大き

く偏っている。これはこうした威信の高い大学では、その選抜制の高さからもともと学業的成功の可能性が高い学生が入学している一方で、少数派学生割合を少しでも高めることへの社会的要求に対しての対応へ学生支援の力点が置かれていることが主な要因となっている(UUK 2016)。

3、POLAR 分類による高等教育の進学率

図5-2-16は POLAR3 分類によるイングランドのここ十年にわたる若年層の高等教育進学率推移である。 POLAR (Participation of Local Areas) とは、ある期間の18歳から19歳の人口のうち高等教育機関へ進学した比率を、郵便番号エリアに相当する全国約一万個所ごとに算出したものである。POLAR3 はその第3版で、2005年度から2010年度高等教育機関への進学率を算出している。それらの地点の進学率の高低によって5つの地域に分類したものが POLAR 分類である (HEFCE 2012, 濱中 2015)。

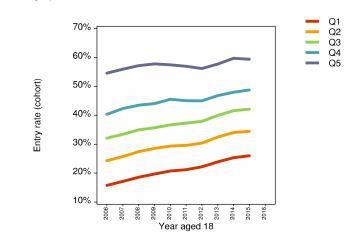


Figure 53 Young entry rate (cohort) in England by POLAR3 groups (Q5 = advantaged)

図 5-2-16 POLAR3 分類による高等教育進学率の五分位別推移(イングランド)

出典: UCAS (2016). End of Cycle Report.

上図5-2-16の POLAR3 分類による高等教育進学率の五分位別推移は、近年イギリス全体の進学率が上昇を続けている通り、ここ十年で全ての層の進学率が向上していることを示している。確かにこの点だけを眺めると、社会的に不利な層の進学率の上昇はイギリス全体の高等教育の拡大、つまり大衆化の潮流によるところが大きいとも考えられる。ただ、POLAR3 分類に基づいてより詳細に分析を進めると高等教育の機会拡大に関してさらに多彩な側面が見えてくる。例えば社会的に最も有利な層(第5五分位)では2015年に0.4%進学率が下がって59.4%となり進学率が若干頭打ちの感を見せている。一方で社会的に最も不利な層(第1五分位)では2015年の進学率が前年から0.7ポイント上がって26.0%となっている。これは2006年から比較して10.3ポイント上昇している。2006年当時、第5五分位(社会的に最も有利な層)の進学率が第1五分位(社会的に最も不利な層)の約4倍であったものが、2015年では約2.6倍までその差を縮めている。もちろん、2015年時点においても2.6倍「もの」格差が存在すると言えることは事実だが、格差が縮小しつつある傾向を見せていることもまた一つの事実であろう。以下、

POLAR3 分類を用いてより高等教育機会の格差について「より詳細に」、具体的にはイギリスの高等教育機関の階層分類から分析を進める。

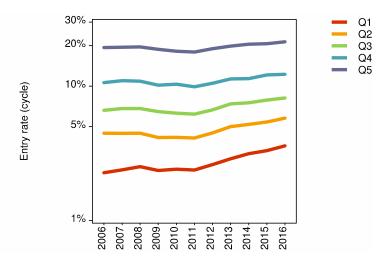


Figure 54 English 18 year olds, entry rates to higher tariff providers by POLAR3 groups (logarithmic scale)

図 5-2-17 POLAR3 分類による高等教育進学率の五分位別推移(入学難易度が高い大学)

出典: UCAS (2016). End of Cycle Report.

上図5-2-17は入学難易度が高い大学におけるPOLAR3分類による進学率を示している。直近2016年度の第1五分位の進学率は3.6%で五年前の2.4%からは1.2ポイントの上昇である。一方で第5五分位では21.3%で五年前の17.9%からは3.4ポイントの上昇となっており、高難易度の大学(イギリスではそれはほとんどの場合、威信の高い、伝統的総合大学であるのだが)においては、格差が拡大していると言える部分が存在する。ただ同時に、先ほど全体的な進学率で考えたように、各層における進学率の対比の観点からとらえた場合、2006年度においては最も有利な層の進学率が最も不利な層の8.5倍であったのに対し、2016年には5.9倍まで格差が縮小しているとも捉えることが可能である。前年比においても6.3倍から0.4ポイントの縮小なので、縮小傾向はじわじわと進んでいるとも考えられる。図5-2-18は入学難易度が中程度の大学のPOLAR3分類による進学率である。2016年度の第1五分位の進学率は6.3%で、第5五分位の進学率は14.2%となっている。2016年度の進学率の対比は2.2倍で、2006年度の3.4倍から縮小している。図5-2-19は入学が最も易しい大学におけるPOLAR3分類の進学率の推移である。ここで最も進学率が高かった層は第3五分位(社会的に中位の層)で2016年度の進学率は12.9%であった。同年度の第1五分位の進学率は9.6%、第5五分位の進学率は10。8%となっており、その差は1.1倍と最もその差が少なくなっている。

Figure 55 English 18 year olds, entry rates to medium tariff providers by POLAR3 groups (logarithmic scale)

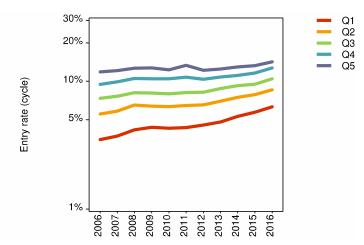


図 5-2-18 POLAR3 分類による高等教育進学率の五分位別推移(入学難易度が中位大学)

出典: UCAS (2016). End of Cycle Report.

Figure 56 English 18 year olds, entry rates to lower tariff providers by POLAR3 groups (logarithmic scale)

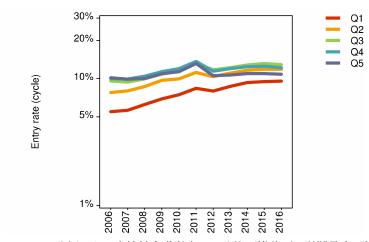


図 5-2-19 POLAR3 分類による高等教育進学率の五分位別推移(入学難易度が低い大学)

出典: UCAS (2016). End of Cycle Report.

ここまで POLAR3 分類による進学率から社会的階層別の進学機会について、数字上では最も有利な層と最も不利な層の格差が、全体的にも大学ランクによる切り口からも縮小傾向にあるということがあきらかになった。ただ、ここまで数字に基づき「詳細に」分析を進めたが、少し「ぼんやりと」俯瞰で3つの分析を眺めると、これまでとは全く異なる様相が現れる。全体的な進学格差は2.6倍までその差を縮小したと触れたが、社会的に有利な層にとってランクの低い大学の進学率はさほど重要ではなく(その差は1.1倍)、気にかけるべきはケンブリッジやオックスフォードなどが含まれる威信の高い大学群の進学率のみであり、そこにおいてはいまだ約6倍の進学格差があることを考えれば、ここまで取り上げてきた数字を単純に並べて「格差は縮小している」と手放しに結論付けることは安易に過ぎよう。それでもなお、様々な改革を通じ

てイギリスが高等教育の機会均等を進める挑戦を続けていること、そして少なからずその成果が上がってきていることは、ここまで取り上げてきた数字が雄弁に語っていることは認めねばならないだろう。

3 まとめ

ここまで近年のイギリスの高等教育政策のおおまかな潮流を踏まえた上で、現在のイギリスの高等教育財政の傾向、大学の学生支援制度、そして高等教育機会の拡大への取り組みを取り上げた。奨学金制度、とりわけ所得連動型返済制度についてはイギリスの現制度もまだまだ完成形とは言えない部分が残る。それでもたびかさなる高等教育改革を経験した現在のイギリスの高等教育における学生支援体制は、イギリス大学協会の評価にもあるように、それなりの成果を示しているとは言えるのではないだろうか。ただここまで見てきたようにある種の先進性をもつイギリスの学生支援制度においても、制度そのものの分かりにくさや情報ギャップの問題は非常に大きな課題として浮かび上がっていることも事実である。

本報告においても取り上げてきた通り、2012年改革による学費の急激な値上げは、現在進められているイギリス高等教育の財政的制度設計再編の根本的な施策であり、同時にこれからのさらなる再編の引き金としての役割を果たしている。授業料の導入と拡大によって市場化をすすめる中、高等教育費用の負担者は国家から学生へと移行し、さらには増大する学生の負担を軽減するための支援の形も給付からローンへと姿を変え、眼前の財政構造は整えられる一方で将来的な不安定要因の制御という課題が先延ばしされた。一連の再編はもうひとつのステークホルダーである大学の収入構造を(多くの場合は改善の方向で)劇的に変えたが、それと同時に高等教育の機会拡大を促進するため、その支出の方向性はアクセス協定等を通じて政策的に大衆化の方向性を維持してきた。その最も重要な指標である高等教育進学率からは、格差の是正が進んでいることが数字的に説明される一方で、まだまだそう簡単に埋まりはしない格差の存在についても浮き彫りにされた。イギリスの高等教育政策は、単なる授業料の導入や奨学金の廃止の直接的影響ではなく、こうした複雑な要因と結果の密接な絡み合いによって進化を遂げていることは本報告がカバーしたわずかな対象からも読み取ることができる。

さて、現在のイギリスの学生支援の分かりにくさの原因については、改変に次ぐ改変を受けた奨学金制度 それ自身の複雑さがあげられるのは当然かもしれない。ただそれ以前の問題として、度重なる組織変更(最近ではBIS からBEIS)による行政の混乱がその大きな原因となっていることも否定できない。我が国と比較しても情報公開が大きく進む英国行政であるにもかかわらず、ここ数年の高等教育政策文書は各所に散逸しておりフォローが非常に難しい。これは本報告において振り返っているほんの20年ほどの間にも、イギリスにおける高等教育行政の所管部局が教育科学省~教育省~教育雇用省~教育技能省~ビジネス・イノベーション・技能省(BIS)~ビジネス・エネルギー・産業戦略省(BEIS)と、その折々の政治的な思惑から度重なる改編が加えられたことにその要因がある。今後は英国の欧州連合離脱により、さらなる高等教育行政の混乱が容易に予測されることから、政治的な意味においても英国高等教育行政への継続的な目配りが必須と言えるだろう。

参考文献

小林雅之,2012, 『教育機会均等への挑戦:授業料・奨学金の8カ国比較』東信堂。

小林雅之・岩田弘三・劉文君,2014,「イギリスにおける学生支援の動向」,文部科学省先導的大学改革推進 委託事業『高等教育機関への進学時の家計負担に関する調査研究報告書』。

小林雅之,2015,「イギリスにおける授業料と奨学金制度改革」,日本学生支援機構『イギリスにおける奨学制度等に関する調査報告書』。

秦由美子,2014、『イギリスの大学』東信堂。

濱中義隆,2015, 「高等教育機会と授業料・奨学金」, 日本学生支援機構『イギリスにおける奨学制度等に関する調査報告書』。

牧野良介,小西利幸,2015,「イギリスにおける所得連動返済型学資ローン」,日本学生支援機構『イギリスにおける奨学制度等に関する調査報告書』.

劉文君, 2015, 「イギリスにおける高等教育改革の動向」, 日本学生支援機構『イギリスにおける奨学制度等に関する調査報告書』。

BEIS (2017). Grant Letter 2017.

BIS (2013). Grant Letter 2013.

BIS (2016a). Grant Letter 2016.

BIS (2016b). "BIS/16/131, The RAB Charge."

CFEResearch (2015). Student Opportunity Outcomes Framework Research: In-Depth Study, Report to HEFCE by CFE Research.

Department for Education (2016). Participation Rates in Higher Education: Academic Years 2006/2007-2014/15 (Provisional).

HEFCE (2012). POLAR 3: Young Participation Rates in Higher Education.

HM Government (2016). Student Loan Repayment for Sustainable Higher Education.

HCL (2016). The Value of Student Maintenance Support.

HCL (2017). Abolition of Maintenance Grants in England from 2016/17.

NAO (2013). Student Loan Repayments.

OFFA (2015a). Access Agreements for 2016-17: Key Statistics and Analysis.

OFFA (2015b). Outcomes and Data Tables.

OFFA (2016a). Access Agreement Monitoring for 2014-15: Institutional Evaluation, and Equality and Diversity.

OFFA (2016b). Annual Report and Accounts 2015-16.

OFFA (2016c). Outcomes of Access Agreement Monitoring for 2014-15.

OFFA (2016d). 2017-18 Access Agreements: Institutional Expenditure and Fee Levels.

Student Loans Company (2016a). Annual Report 2015-16.

SLC & BIS (2016). Student Loans in England: Financial Year 2015-16.

SLC & DfE (2016). Student Support for Higher Education in England 2016: 2015/16 payments, 2016/17 awards.

UCAS (2016). End of Cycle Report 2016.

UUK (2015). Student Funding Panel.

UUK (2016). Working in Partnership: Enabling Social Mobility in Higher Education.

1 調査日程

2017年2月4日(金)から8日(水)

2 調査担当者

小林雅之(東京大学大学総合教育研究センター教授)

濱中義隆(国立教育政策研究所高等教育研究部総括研究官)

江原昭博 (関西学院大学教育学部准教授)

3 調査対象

ケント大学 (University of Kent) Dr. Anthony Manning, Dean for Internationalisation

イギリス大学協会 (Universities UK) Jovan Luzajic, Senior Policy Analyst

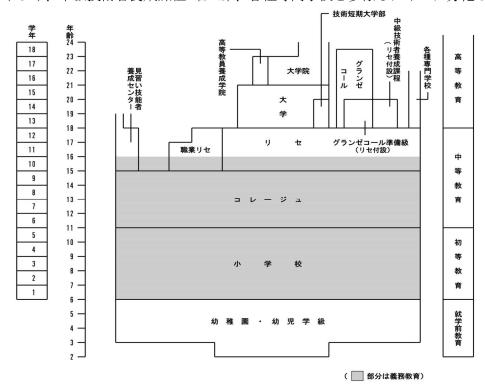
ロンドン大学 (LSE) Prof. Lorraine Dearden, Dr. Gill Wyness

ビジネス・エネルギー・産業戦略省 (BEIS) Alan Monks, Senior Policy Adviser

第5部第3章 フランス

1. フランスの学校制度

フランスの学校制度は図 5-3-1 のように、後期中等教育段階ではリセと職業リセが主な教育機関であるが、高等教育段階では、大学、グランゼコール、技術短期大学部 (IUT)、中級技術者養成課程 (STS)、各種専門学校と多様なタイプに分化している。



就 学前 教育: 就学前教育は、幼稚園又は小学校付設の幼児学級・幼児部で行われ、2~5歳児を対象とする。

義 務 教 育:義務教育は6~16歳の10年である。義務教育は年齢で規定されている。留年等により,義務教育終了時点の

教育段階は一定ではない。

初 等 教 育: 初等教育は、小学校で5年間行われる。

中 等 教 育: 前期中等教育は、コレージュ(4年制)で行われる。このコレージュでの4年間の観察・進路指導の結果に基づいて、生徒は後期中等教育の諸学校・課程に振り分けられる(いわゆる高校入試はない)。後期中等教育は、リセ(3年制)及び職業リセ等で行われる。職業リセの修業年限は2~4年であったが、2009年度より2~3年

に改められた。

高等教育は、国立大学(学士課程3年、2年制の技術短期大学部等を付置)、私立大学(学位授与権がない)、グランゼコール(3~5年制)、リセ付設のグランゼコール準備級及び中級技術者養成課程(いずれも標準2年)等で行われる。これらの高等教育機関に入学するためには、原則として「バカロレア」(中等教育修了と高等教育入学資格を併せて認定する国家資格)を取得しなければならない。グランゼコールへの入学に当たっては、バカロレアを取得後、通常、グランゼコール準備級を経て各学校の入学者選抜試験に合格しなければならない(バカロレア取得後に、準備級を経ずに直接入学できる学校も一部にある)。教員養成機関として高等教員養成学院がある(2013年までは教員教育大学センター)。

図 5-3-1 フランスの学校制度

(出典) 文部科学省『諸外国の教育統計』2016年。

大学の修業年限は3年以上で、国立大学数は75校で、私立大学(学位授与権なし)が

12 校、学生数は約 135 万人うち私立が 3 万人と国立セクターが大部分を占めている。また、グランゼコールは国立私立を合わせて 808 校、学生数は約 41 万人である(なお、グランゼコールの一部は大学に付設されており、その学生数は国立大学の学生数に含まれている)。技術短期大学部(IUT)は、国立で 106 校、学生数約 12 万人となっている。リセ付設グランゼコール準備級は国立 351 校、私立 100 校で、学生数はそれぞれ約 7 万人と約 1 万人となっている。さらにリセ付設中級技術者養成課程は国立 1,376 校、私立 931 校、学生数はそれぞれ約 17 万人と約 8 万人で、近年急増している。この他、高等教育機関としては各種専門学校が 736 校、学生数約 19 万人となっている。また、教員教育大学センターがあるが、大学付設機関で学生数も大学に含まれている。(文部科学省『諸外国の教育統計』 2015)

このように、フランスの高等教育機関は多様化しており、学生への経済的支援は大学だけでなく、他の高等教育機関の学生も対象となっていることに留意する必要がある。バカロレア取得後 5 年間(学部 3 年と修士 2 年)が支援の対象となっている。博士課程については、研究者養成として別の支援策となっている。

2012 年度で高等教育機関在学者数は約 239 万人で人口 1000 人あたりの在学者数は 36.3%となっている。大学院生は約 58 万人で同じく 8.9%となっている(文部科学省 『諸外国の教育統計』 2015)。

バカロレア取得者は 2014 年度で約 62.5 万人で、そのうち約 75%が取得後直ちに進学している。一般バカロレアの取得者の約 3 分の 2 は大学に進学している。 (Ministere de l'education nationale 2016)

2. 登録料

フランスの国立大学には、授業料はなく、入学時に登録料が課せられるのみである。登録料は、学士課程学生で 184 ユーロ (約 2.3 万円、1 ユーロ=123 円として換算、以下同じ)である。その他に健康保険へ加入する義務がある。しかし、これらを合わせても数万円であり、日本の大学入学金と比べて、きわめて低廉である。これに対して、私立大学では、3,000 から 1 万ユーロ (約 37 万円から 120 万円)の授業料を徴収している。特にビジネススクールが高額である。

3. 奨学金

2014年度に約68万人が少なくてもひとつの学生への経済的支援を受けている。これは全学生の約36%である。総額では約60億ユーロで、そのうち60%は政府によるものである。2016年のフランス政府の学生への経済的支援の状況は表5-3-1の通りである。

フランスは歴史的にニードベースの給付奨学金に力を入れている。これは高等教育のアクセスの平等が大きな国家の役割となっているためである。このため学生への経済的支援には 20 億ユーロが投じられている。ただし、25 歳までの教育は家族の責任であり、国家はその補完的な役割をするにすぎない。

受給資格はフランス国籍を有するか、フランスに 2 年以上税務を果たして在住している者となっており、受給基準は家計所得、家族構成(兄弟姉妹が在学中)、自宅から大学までの距離などによるポイントにより 8 段階に分けられている。最も低い 0 レベルでは、所得は 3.3 万ユーロ(約 406 万円)以下の場合、登録料と保険料が免除されるが奨学金は給付されない。第 1 レベルでは、免除に加え、給付奨学金が 1,000 ユーロ(年額)(約 12 万円)が支給され、所得が低くなるごとに支給額が増額され、第 7 レベルでは、5,500 ユーロ(約 68 万円)となる。これらを合わせて受給率は約 4 分の 1 となっている1。

表 5-3-1 学生への直接/間接公的支援の推移

(百万ユーロ) 学生支援	1995	2012	2013	2014	2015	2015年の比較	1995年から2015年の変化
子生又抜	1993	2012	2013	2014	2015	2015年の氏学	1995年から2015年の変化
I - 政府の支援							
A 政府予算支援							
(1)直接支援							
給付奨学金	927.7	1,815.3	1,843.7	1,969.4	2,038.4	34%	119.7%
メリットベース給付奨学金	0.0	53.3	47.7	53.3	66.3	1%	
社会的住宅補助	672.6	1,429.4	1,261.7	1,293.0	1,339.3	22%	99.1%
個人住宅補助	187.5	248.9	228.4	232.1	242.2	4%	29.2%
合計(1)	1,787.8	3,546.9	3,381.5	3,547.9	3,686.2	61%	106.2%
(2)間接補助							
大学補助サービス	253.4	337.8	333.9	323.2	325.5	5%	28.4%
医療スタッフ補助等	12.8	25.9	26.04	25.919	25.971	0%	102.9%
給付奨学金受給者の登録料免除	8.4	101.5	104.6	106.9	106.9	2%	1172.6%
合計(2)	274.6	465.2	464.5	456.0	458.4	8%	66.9%
中央政府合計	2,062.4	4,012.1	3,846.0	4,003.9	4,144.6	68%	101.0%
B 財政支援							
親の税に対する措置	942.1	1,217.0	1,217.0	1,217.0	1,217.0	20%	29.2%
登録料に対する税制措置	125.0	210.0	205.0	205.0	145.0	2%	16.0%
合計B	1,067.1	1,427.0	1,422.0	1,422.0	1,362.0	22%	27.6%
, <u> </u>	9 700 -	=	2000		2 22 3	2.121	
「中央政府の支援合計	3,129.5	5,439.1	5,268.0	5,425.9	5,506.6	91%	76.0%
II その他の支援							
(1)社会保障からの支援							
学生の社会保障に対する他のシステムからの支援	375.1	539.3	515.2	522.9	539.7	9%	43.9%
(2)大学からの支援							
学生の取組と連帯に対する施策への基金	6.1	16.2	16.2	16.2	16.2	0%	165.6%
Ⅱ 他の支援合計	381.2	555.5	531.4	539.1	555.9	9%	45.8%
総計	3,510.7	5,994.6	5,799.5	5,965.0	6,062.5	100%	72.7%

(出典) Ministere de l'education nationale 2016.及び国民教育省提供の資料による。

これ以外に別のプログラムとして住居手当が最高月額 100 ユーロ(約 1.2 万円)支給される(CNOUS 2015 以下同じ)。また、21 歳まで学生であるかを問わず、税額優遇措置などがある。

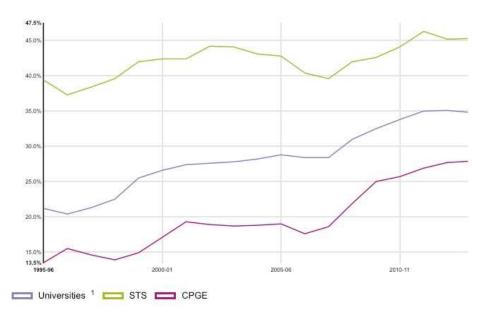
一部のグランゼコールの学生は、公務員扱いで、無料の寮に入ることができ、月額

1,350 ユーロの手当が支給される。他方、授業料 600 から 10,000 ユーロ(約7.3万円から約123万円)を課すものもある。

メリットベースの給付奨学金は、ニードベースの奨学金の受給資格を持つ者のうち、高い成績(バカロレアあるいはGPAで上位 20%の秀)をあげた学生が資格を得、月額 200 ユーロ(約 2.7 万円)が 9 か月支給される。2015 年度で総額約 3.5 万人に支給されている。ニードベースの奨学金に比べると規模はきわめて小さい。緊急支援は、家族がフランスに居住していない場合、あるいは 28 歳以上²、または家族と別れた場合に支給され、年額 1,650 から 4,735 ユーロ(約 20 万円から約 58 万円)支給される。また、離婚や死別など家族の事情で親の支援が受けられない学生に対しては、年額 4,000 から 5,000 ユーロ(約 49 万円から約 80 万円)の支援が受けられる。これ以外の大学独自の奨学金を有する大学もある。

奨学金の等級のポイントのうち、自宅(出身地)から大学までの距離は、ユニークなものである。逆に、学生の居住地による給付額の差はない。これは一種の平等主義による。 ただし、住居手当には居住地による差がある。

給付奨学金の受給基準は次第に上昇しており、支援を受ける学生は増加している。たとえば、0 レベルの支援を受ける学生は、約5.4 万人から15.2 万人に増加している。特に中級技術者養成課程(STS)で大幅に増加している(図5-3-2)。



¹ In 2009, students enrolled in IUFM (teacher training institutes) within a host university were not counted. There were 13,422 students receiving grants in IUFM within universities in 2009-10.

図5-3-2 高等教育機関別給付奨学金受給率の推移

(注) STS:中級技術者養成課程、CPGE:グランゼコール準備級

(出典) Ministere de l'education nationale 2016.

学資ローンは、民間金融機関が実施しているもので、低利子率で最高 1.5 万ユーロ(約 18 万円)まで借りることができる。人的保証は不要であり、政府がローン総額の 70%まで保証する。ローンの返済期間は 10 年で、返済プランは学生が決定する。在学中に返済することも可能である。実際には民間銀行が実施しているものを政府が保証している。しかし、ローンの利用率はきわめて低い。一部の私立ビジネススクールなどでは、学生の約 2 割がローンを利用しているという例もみられるが、国立大学での利用率はきわめて低い。また、学生への支援は、奨学金だけでなく、寮や食堂など施設による間接的な支援も重視している。寮居住者は学生全体の 11%で、全国学生支援センター (CNOUS) は約 16 万室を提供している。このうち政府からの補助金は約 2 割で、残りは CNOUS の金融機関からの借入金でまかない、寮費収入で返済している。土地は国有地を無償で貸与しているが、新しい寮(4万室を建設予定)の建設地を大学近辺にみつけることがとりわけ都市部では困難になっている。なお、民間の寮に対する減税措置もあるが、民間の寮は CNOUS の提供する寮の月額 800 ユーロに比較してかなり高額になっている。

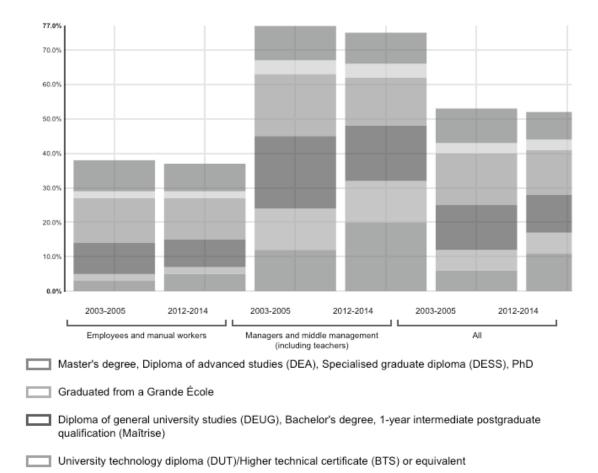
寮は都市機能と一体化して都市を活性化する手段としてみられている。たとえば、部屋数 30 程度の小さな規模の寮を建設するのに、パリ市が土地を提供する例がある。また、複数の大学間で一つの大学ではできないサービスを提供することも可能となっている。たとえば、寮やレストランの仕様を統一することで効率化するなどである。これは連携する大学が CROUS(CNOUS の下部組織でほぼ県単位)とほぼ重なることで連携が容易になるという利点もある。

このようにフランスの福祉政策や都市開発政策の一環として学生への支援が位置づけられている。つまり、充実した福祉制度や都市開発計画があり、学生への支援制度はそのうちのひとつなのである。

このようにフランスでは、福祉国家として、充実した学生への支援が行われている。

4. 学生生活の現状と問題

1990年代には20から24歳のうち60%が進学している(卒業しているかどうかは別にして)。しかし、45-49歳では33%にすぎない。2014年度のバカロレア取得者は20-24歳人口のうち72%である。しかし、マニュアルワーカーあるいは事務職員の家庭では60%になっている。この数字は前の世代に比べれば2倍になっている。45-49歳の親でマニュアルワーカーや事務職員の場合には、29%となっている。このように社会階層間の進学格差は縮小している(Ministere de l'education nationale 2016)



On average in 2012, 2013 and 2014, 30% of the children of office and manual workers aged 25-29 said they had a higher education qualification, compared to 66% of the children whose parents are managers and intermediate professionals (including teachers).

Paramedical and social care qualifications Higher education course without qualification

図5-3-3 親の職業別学位取得状況

(出典) Ministere de l'education nationale 2016

親の職業別の学位取得状況についても図 5-3-3のように、親が管理職や中間管理職の場合は 70%以上が学位を取得しているが、雇用者やマニュアルワーカーの場合は 40%以下となっており、2003年度と 2012年度でほとんど差がない。

フランスの大学の一つの問題は退学率の高さである。大学入学はバカロレア取得が条件であるが¹、1 年生から 2 年生への進級時に退学が多くなっている。これは、専攻の選択

-

[「]グランゼコールと一部の大学では選抜がある。

のミスマッチによるものが多いとのことである。このためガイダンスやカウンセリングが重要といわれている。

学生の生活費については、2013 年度で学生の約 3 分の 2 が少なくても一部を親に依存している。逆にいえば、約 3 分の 1 は親に依存していない(Ministere de l'education nationale 2016)。この比率は親と同居か別居かで異なる。図 $5\cdot3\cdot4$ のように、Euro Student Survey 2012 によると、フランスでは親と同居の割合は 34%で、調査対象国の中で 9 番目に低くなっている。他方、学生の独居の割合は、37%で、調査対象国中最も高くなっている。

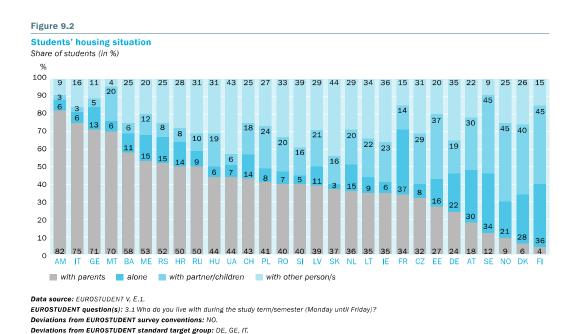


図5-3-4 ヨーロッパ各国の学生の居住形態

出典)Euro Student Survey 2012.Figure 9.2

以下では、親と別居の場合の学生生活費についてみていく。図5-3-5 はヨーロッパ各国の大学生の収入構造(親と別居の場合)である。フランス(FR)は、家族やパートナーへの依存がやや高い方に属していて 54%となっている²。それに対して、公的補助は20%で、デンマークやスウェーデンやノルウェーについで、調査対象国中、4番目に高い割合となっている。

² Euro Student Survey のフランスの統計は、OVE が提供しているので、基本的には同一である。

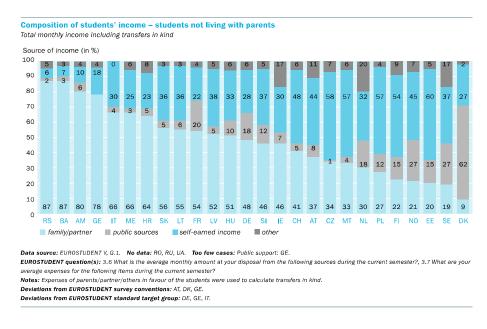


図5-3-5 ヨーロッパ各国の大学生の収入構造 (親と別居の場合)

(出典) Euro Student Survey 2012. Figure 7.4

また、学生生活費の内訳は、図 5-3-6 のように、親と別居の場合、学生自身が支払って生活費に宛てる部分が 68%と調査対象国の中で 6番目に高い割合となっている。



図5-3-6 学生生活費支出の内訳 (親と別居の場合)

(出典) Euro Student Survey 2012. Figure 8.2

また、親と同居していない学生の場合、図5-3-6のように、学生や親が生活費にあてる割合は 54%と調査対象国中、最も高くなっている。通学費はいずれの国でもそれほど変わらないが、北欧諸国とならんで、授業料がないためである。なお、ドイツはこの統計に含まれていない。

5. 米英仏の共通の動向

英米では、これらの高等教育機関の学費の高騰が大きな問題となっている。各国の教育費の負担は公財政の逼迫から次第に公的負担から私的負担にシフトしている。ただし、とりわけ低所得層の進学機会や教育費負担の問題を悪化させないため、ピンポイントの支援策として給付奨学金にも力を入れ始めている。しかし、近年の授業料の高騰に学生支援に必要な政府のリソースが追いついていないことが大きな問題となっている。日本と異なるのは、英米では、授業料の高騰は大きな社会問題として、とりわけ高等教育機会への影響が問題視され、それに応じた学生への経済的支援制度が拡充してきたという点である。しかし、そのことがまた公財政の負担を拡大するという問題を発生させている。イギリスのように、給付奨学金を廃止する例もみられる。

フランスや北欧諸国で、比較的安定した学生への経済的支援が行われてきたのに対して、イギリスの授業料・奨学金制度は改革に次ぐ改革を続けてきた。その結果、制度的にも給付奨学金と所得連動型ローンを組み合わせ、さらに 20 から 30 年で帳消しとなるセイフティ・ネットなどの整備も行われ、ローン回避の問題にも対応している。

さらに、情報ギャップという、大学進学情報とりわけ奨学金などの学生支援に関する情報を学生・家計が十分受けていないのではないかという問題は、イギリスだけでなく、アメリカや中国などでも大きな問題となっている。たとえば、アメリカでは、連邦政府の学生支援に約4分の1の学生が申請せず、ペル給付奨学金の受給資格があるにもかかわらず、約1割は受給していないという調査がある(Kantrowitz 2009)。また、イングランドでは、2014年度ですべての生活費給付奨学金の受給資格者のうち、42.5%が受給していない(ただし、それ以外の学生支援を受けている可能性がある)(SLC 2015)。また、大学進学費用を過大に見込んでいるのではないか、あるいは学生支援の額を過小に見込んでいるのではないか、大卒後の期待所得を過小に見積もっているのではないかという問題である。こうした情報ギャップへの対応に各国とも乗り出している。

翻って日本の状況をみると、高等教育改革とりわけ学生支援制度改革は、2017 年度より拡充した所得連動型返還方式や給付型奨学金の創設など、大きな改革が進められてきた。しかし、証拠に基づく論争や政策決定に乏しい。日本の学生支援制度を検討するためには、内容だけでなく、こうした改革の進め方についても、各国の経験から得るところは大きい。大所高所からの高等教育財政という視点から、諸外国の経験について失敗を含めて検討し、

日本の実情に合った制度を設計することが求められていると言えよう。

6. 参考文献

小林雅之編(2012)『教育機会均等への挑戦 -授業料・奨学金の8カ国比較』東信堂。

小林雅之編(2014)『平成 25 年度先導的大学改革推進委託事業 高等教育機関への進学時の家計負担に関する調査研究』報告書 東京大学。

小林雅之・劉文君 (2013)『オバマ政権の学生支援改革』東京大学大学総合教育研究センター。

国立国会図書館 (2015)「諸外国における大学の授業料と奨学金」 『調査と情報—ISSUE BRIEF』 No. 869.

寺倉憲一(2015)「米国の奨学金政策をめぐる最近の動向 —学生ローンと所得連動型返済プランの問題を中心に—」『レファレンス』平成28年8月号 32-60頁。

日本学生支援機構(2015)『イギリスにおける奨学制度等に関する調査報告書』

日本学生支援機構・東京大学大学総合教育研究センター (2016) 『国際シンポジウム報告書 高等教育の費用負担と学生支援 -日本への示唆-』

文部科学省『諸外国の教育統計』2016年。

Centre national des œuvres universitaires et scolaires (CNOUS)(2015) Rapport de gestion 2015.

Education, Audiovisual and Culture Executive Agency (EACEA), *National Student Fee and Support Systems in European Higher Education 2014/15*, 2014.

Mark Kantrowitz, Mark (2009) Analysis of Why Some Students Do Not Apply for Financial Aid. FinAid.

Ministere de l'education nationale, de l'ensignement supérieur et de la Recherche, Higher education & research in France, facts and figures 9th edition - November 2016.

_

¹ ECAE の報告書では、2012/13 年度の奨学金受給率(登録料保険料免除のみを含む)は 34.7% となっている。

²上記の給付奨学金は29歳未満に限定されているため。

³英米中の例として、日本学生支援機構・東京大学大学総合教育研究センター編(2016)を参照されたい。韓国も2008年に所得連動型返済制度を導入している。

第5部第4章 中国の大学生への経済支援政策と取り組み実態

王杰(東京大学) 王帥(東京大学)

はじめに

1990年代後半からの大学、専科大学等の授業料全面徴収と引き上げに伴い、中国政府は段階的に学生への経済的支援の拡充に力を入れてきた。国家助学ローンの導入・規定改訂、国家奨学金、国家助学金、国家励志奨学金の新設・改訂、生源地信用助学ローンの試行・拡充などを経て、大学生を対象とする経済的支援の制度設計は一段落がついた¹。その後、各種中等職業学校と普通高校にニードベースの国家助学金、授業料と雑費減免策を導入し、さらに大学院生を対象とする授業料の全面徴収と経済的支援をスタートさせた。

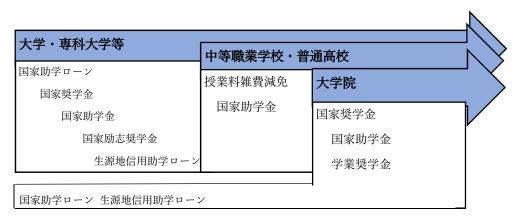


図 5-4-1 学生への経済的支援の拡充ステップ

注: 名称にローンがついている支援以外、すべて給付である。

出典:各年度政府文書により筆者作成。

こうして、中国政府は十数年間をかけて、本科・専科教育から、中等職業教育、普通高校教育へ、さらに大学院教育へと、学生経済支援の制度作りや拡充に取り組み、学生への経済的支援の中国モデルを形成させたと言ってもよい(図 5-4-1)。ここ十数年間は、経済の急速な成長に支えられ中国の財政状況が好転し国民所得が急増し、中等教育、高等教育の進学率と在学者も急伸した時期であるものの、農村部問題や貧困問題の解決が立ち遅れ、「教育公平」への社会的関心が高まる一方であった。この時期の学生への経済的支援の拡充は現実社会のニーズに応じたものであり、強い財政基盤を背景に教育への投入を増やし続けたからこそ実現できたものでもある。給付奨学金や貸与奨学金を含めた経済的支援が徐々に拡充され、結果的に教育機会

-

¹ 各制度については後述する。

の均等に大きな役割を果たしている。2015 年度、高等教育段階のみで延べ4141.58 万人の学生に合計847.97 億元規模の経済的支援を行った。(2017年2月中旬の為替レート、1元=16.6円)この調査報告では、高等教育段階の在学者への経済的支援にフォーカスする²。具体的にいうと、全日制の本科生・専科生などを対象とする経済的支援の項目や規定(第1節)、全日制の大学院生を対象とする経済的支援の項目や規定(第2節)、学生経済支援の財源と利用規模の実態(第3節)、2016年末に3大学で実施したインタビューの記録(第4節)を提示したうえで、中国モデルの今日的な課題、将来の展望、および日本の学生経済支援への示唆について見解を述べる(第5節)。

1. 全日制の本科生・専科生等を対象とする経済的支援

全日制の本科生・専科生等を対象とする経済支援は図 5-4-2 に示す通り多くの項目がある。 そのなかで、政府主導で取り組んでいるメインの支援は、国家奨学金、国家励志奨学金、国家 助学金、国家助学ローン、生源地信用助学ローンである。国家奨学金、国家励志奨学金、国家 助学金はいずれも返済する必要のない給付奨学金であるが、支援の目的と選考基準がそれぞれ 異なる。国家奨学金はメリットベース、国家助学金はニードベースであるのに対して、国家励 志奨学金は混合型である。2 つの助学ローンは政府からの利子補給を受けており、申請にあた って家計の状況が問われる。

本節では、政府主導下の5大支援項目の設立経緯、支援基準および変化を説明し、ほかの支援について言及する。

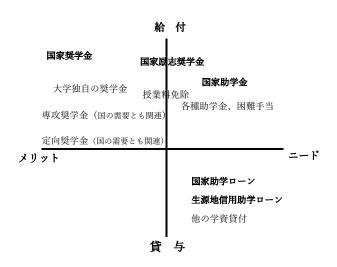


図 5-4-2 全日制の本科生・専科生等を対象とする主な支援

注:王傑「中国-普通国公立大学の場合」、小林雅之編著『教育機会均等への挑戦』301 頁の図 8-2 を参照し、若干の修正を加えた。

٠

²後期中等教育段階の学生経済支援策は章末の補足を参照する。

国家奨学金と国家励志奨学金

国家奨学金が初めて設立されたのは 2002 年であり、全日制普通高等教育機関に在学する優秀な学生を奨励することを目的とした。当時の規定では、毎年 45,000 人に同奨学金を提供していた。1 等受給者の 10,000 人に 1 人当たり年額 6,000 元、2 等受給者の 35,000 人に 1 人当たり年額 4,000 元の支給であった。また、国家奨学金の受給者は授業料の全額免除を受けていた。

2005年に新たに「国家助学・奨学管理方法」が制定され、2002年にスタートした国家奨学金が廃止になった。改訂された国家奨学金は全日制普通高等教育機関に在学する成績品行が優れ、かつ家庭の経済状況が困窮している正規の本科・専科在学者らを対象とし、毎年 50,000 人に年間一律 4,000元の奨学金を支給することになった。

2007年、国務院が「普通本科大学、高等職業学校および中等職業学校在学中の経済的に困難な学生を支援する政策体系に関する意見」を打ち出して、2005年改訂版の国家奨学金を廃止し、新たにメリットベースの国家奨学金と混合型の国家励志奨学金を設立した。2007年に改訂された国家奨学金と国家励志奨学金の選考、支給基準は今日に至るまで適用されている。

2007 年改訂版の国家奨学金は、全日制普通高等教育機関在学中のすべての普通本科・専科学生を選考の対象とし、徳、智、体、美などの面で格別に優秀な学生に支給する。中央財政から受給者に一律年額 8,000 元を支給する。一方、国家励志奨学金は中央政府と地方政府の共同出資によって設けられ、全日制普通高等教育機関在学中の、経済的に困窮でありかつ成績が優秀な学生に支給するものである。受給者には一律年額 5,000 元を支給する。

2015年には、中国政府は本科および専科学生5万人を対象に計4億元の国家奨学金を、本科および専科学生76.32万人を対象に計38.16億元の国家励志奨学金を支給した。

国家助学金

2005年に初めて設立された国家助学金は、全日制普通高等教育機関に在学する家庭の経済状況が特別に困窮な学生を対象とし、毎年533,000万人に年間1,500元を支給していた。2007年の改訂を経て、国家助学金の財源は中央政府と地方政府の共同出資で調達されることになり、相変わらず全日制普通高等教育機関在学中の家計困窮者を対象とするが、在学者の約20%に平均して年間2,000元を支給するようになった。受給者の枠が大幅に拡大され、1,000元~3,000元の範囲内でいくつかのランクに分けた支給も認められた。ランクの分け方について、中央所属大学の場合財政部が基準を作り、地方所属大学の場合各省(市自治区)が基準を作る。さらに2010年から、国家助学金の支給額は平均して1人あたり年間3,000元に引き上げられた。これは現在においても同じ水準で支給されている。2015年には、543.45万人の本科と専科学生に152.58億元の助学金を支給した。

国家奨学金、国家励志奨学金と国家助学金の受給には毎年度の申請と審査が必要とされる。 前二者の同時重複受給は禁じられているが、規定上、国家助学金との重複受給が可能である。 また、国家奨学金と国家励志奨学金の支給額は一括払いであるのに対して、国家助学金は夏休 みと冬休みを除いた月に支払われ、10回払いとなる。3つの給付奨学金の申請、審査および支給の共通点、相違点を表 5-4-1 に示す。

申請審査 支援基準 支給率 年間支給額 支給回数 国家奨学金 メリットベース 毎年の秋季学期 1%未満 8,000元 一括支給 国家励志奨学金 ニード&メリット 毎年の秋季学期 約3% 5,000元 一括支給 国家助学金 ニードベース 毎年の秋季学期 約 20% 平均して 3,000 元 10 回支給

表 5-4-1 3 つの給付奨学金の比較(2016年2月時点)

注: 奨学金、助学金の支給率は大学のランク、所在地などによって調整される。

国家助学ローン(原語「国家助学貸款」、「学校助学貸款」、「校園地助学貸款」)

国家助学ローンは 1999 年に中国の 8 都市の大学で試行され、2000 年に全国各地で導入され はじめた。同ローンは中央政府が打ち出した関連政策に基づき、銀行が取引を扱うタイプの学 資貸付である。数年間の試行錯誤を経て、2004 年に同ローンは取扱銀行、審査手順、利子補給、 返済期間などの面で大幅に改訂された。貸与金額は当時年間 6,000 元を上限としていたが、2014 年から年間 8,000 元へ引き上げられた。申請の手続きは大学の窓口で行われる。

利率は中国人民銀行³が公表した基準金利に基づき、変動しない。利子の負担について、在学中の利子は政府が全額負担、卒業後の利子は利用者本人が負担する。政府と高等教育機関は該当年度のローン利用額の一定の比率(上限 15%)に準じて、銀行にリスク保証金を補てんする規定もある。この助学ローンは無担保であり、返済期間の承諾と法的責任の引き受けを要求する。

ローンの返還について、卒業後2年間の猶予期間が設けられ、6年以内で全額を返済しなければならなかったが、2015年の改訂により猶予期間を3年間まで伸ばし、在学期間を含み最大20年の返済期間が認められるようになった。近年、学生の戸籍所在地で申請する生源地信用助学ローンと区別するために、従来のこの国家助学ローンは「校園地助学ローン」または「学校助学ローン」と呼ばれている。

生源地信用助学ローン(原語「生源地信用助学貸款」)

2007年に、中国政府は江蘇省、湖北省、重慶市、陝西省、甘粛省の5省市で生源地助学ローンを試験的に導入した。その後、同ローンの利用が全国各地へ広げていく。この助学ローンは従来の大学で申請する国家助学ローンと異なり、大学合格者または在学者と保護者が共同の借金者として、戸籍所在地の学生支援管理センターを通して金融機構や農村信用機構に申請手続きを行う。在学中の利子補給と金融機関へのリスク補てん金は中央政府と地方政府が共同して

³ 中央銀行、日本銀行に相当する。

⁴ 猶予期間中は利息のみ返還する。

負担する。卒業後の利子のみ借り入れ側が負担する。貸与金額の上限は国家助学ローンと同じである。

返済期間について、ローンの導入当初は学生本人と保護者が共同して 14 年以内(在学期間を含む)に返済しなければならなかったが、2015 年の改訂に伴い最大 20 年に延長された。卒業直後の猶予期間も 2 年から 3 年に延長された。同ローンの場合、大学の窓口で申請手続きをする必要がなく、リスク補てん金の大学負担もなく、申請にあたっては保護者が直接関わる。近年、生源地信用助学ローンの利用者が急増している。 2015 年に、332.57 万人に計 219.86 億元を貸与した助学ローンのうち、生源地信用助学ローンは 299.45 万人に計 198.23 億元の貸与であった。 2 つの助学ローンの主な相違点は表 5-4-2 に示す。

	申請窓口	借金人	担保	取扱銀行	リスク補てん金
国家助学ローン	高等教育機関	学生	無担保	民間銀行	政府と教育機関
生源地信用助学	戸籍所在地の学生	保護者	信用	国家開発	政府
ローン	支援管理センター	と学生	担保	銀行など	

表 5-4-2 2 つの助学ローンの相違点(2016年2月時点)

その他の支援(師範生支援、僻地就職支援、新入生支援、徴兵奨学金)

2007年から教育部直属の師範大学 6 校(北京師範大学、華東師範大学、東北師範大学、華中師範大学、陝西師範大学と西南大学)の師範生を対象に、在学期間中の授業料と寮費を免除し、生活費を補助する政策が始まった。支援を受ける師範生は、卒業後に出身地の小学校や中学校に戻り、教育分野の仕事に 10 年以上携わることが要求されている。2015年には、9.92万の師範生に 5.59 億元の予算を支出した。

中央政府は、卒業生に対して助学ローンの返済免除や納入済み授業料の補助を行っている。 補助制度には、中央所属の全日制高等教育機関の卒業生であること、中西部や辺鄙な地域に就職していること、その現場で3年以上働くことなどの条件がある。補助金額について、本科と専科学生では年間8,000元、大学院生では年間12,000元を上限とする。地方所属の全日制高等教育機関の卒業生が中西部や辺鄙な地域に就職する場合、各省の規定に基づいて補助を受ける。 2015年、辺鄙な地域に就職した6.64万人に計6.51億元が支給された。

2012 年、国家教育部と教育基金会は宝くじの収益金を原資に教育基金を設立し、その積立金の運用益により、経済的に困窮な状況にある新入生に対し地元から大学までの交通費、および入学後に生活費として一時金を支給する支援をスタートした。学生が自分の本籍地の省にある大学に進学する場合は1人に500元、本籍地の省と異なる地域の大学に進学する場合は1人に1,000元を支給する。2015年には、大学等に進学した新入生10.73万人に計7722.7万元を支給した。

2013年に兵役奨学金が新たに導入された。大卒者が兵役に服する場合、助学ローンを利用した者はその返済が免除され、助学ローンを利用しなかった者は4年間の授業料が返還される。現在、新入生または徴兵に応じた在学者も支給の対象となっている。

2. 大学院生を対象とする経済的支援

大学院の授業料徴収について、2007年の政策文書では、これより5年間は授業料を徴収しないとの政策決定がなされていた。政策決定から5年後には、一部の大学で低額の授業料を徴収しはじめた。そして2013年3月、国家財政部、国家発展改革委員会と国家教育部が共同して『大学院教育への投入の改善についての見解』を打ち出し、大学院教育の経費交付制度の見直し、大学院国家奨学金、助学金の整備と大学院の授業料徴収に関する方針を明確にした。2014年秋季の新入生から、大学院授業料の全面徴収をスタートし、同時に大学院生への経済的支援を拡充した。

大学院生の授業料基準は養成コスト、修士課程か博士課程か、学科、専攻、教育研究の水準などに基づき各大学が定める。アカデミックタイプの大学院生の場合、原則として修士課程では年間 8,000 元以下、博士課程では年間 10,000 元以下の授業料を徴収する。

政府主導の下で整備された大学院生への経済的支援は、主に国家奨学金、学業奨学金、国家 助学金、助学ローンおよびワークスタディを含む。以下では、それぞれの支援の目的や規定を 説明する。

大学院国家奨学金

大学院生を対象とする国家奨学金は2012年9月に設けられ、修士課程在学者3.5万人に対して1人あたり年間2万元、博士課程在学者1万人に対して1人あたり年間3万元を支給する。中央財政を財源としたメリットベースの給付奨学金である。受給の申請と審査は毎年行う必要があり、受給者に受給額を一括で支給する。

大学院国家助学金

大学院生を対象とする国家助学金は、2014年9月から導入されている。それと同時に、すべての大学院生に支給していた普通奨学金⁵が廃止になった。国家助学金の支給対象は募集計画枠内で入学したすべての中国国籍を有する全日制の大学院生である⁶。支援の目的は大学院生の日常生活における支出を補助するためとされている。原則として、修士課程の院生には年間6,000元以上、博士課程の院生には年間10,000元以上の国家助学金が支給される。中央部門所轄の大学の支給基準は、修士課程では1人あたり年間6,000元、博士課程では1人あたり年間12,000元である。

大学院学業奨学金

-

⁵ 毎月300元であった。

⁶ 給与収入のある者を除く。

大学院生を対象とする学業奨学金は、2014年9月に新たに導入されたメリットベースの給付 奨学金である。財源は中央政府、地方政府による比例交付のほか、大学独自の資金も投入され る。中央所轄の大学の場合、修士課程在学者の40%に対して1人あたり年間8,000元、博士課 程在学者の70%に対して1人あたり年間10,000元が支給される。国家奨学金同様、学業奨学金 の選考も毎年行なわれ、受給者に一括で受給額を支給する。なお、国家奨学金と学業奨学金の 重複受給が認められる。

<u>大学院助学ローン</u>

大学院生も国家助学ローンと生源地信用助学ローンを利用することができる。貸し付けの上限額は1人あたり年間12,000元である。在学中の利子は財政が全額補てんし、卒業後の利子は利用者本人または本人と保護者が支払う。返済期間は原則として「大学院の在学年数+13年」とし、20年を超えてはいけない。

その他の支援(「三助」ポスト手当など)

大学院生向けの「三助」ポスト手当とは、教育補助、管理補助、研究補助のいずれの業務に 参加する大学院生に支給する手当である。財源には政府交付金、科研費、授業料収入、社会寄 付などが含まれる。原則として研究補助の手当は主に科研費の人件費から支出し、教育補助と 管理補助の手当は主に高等教育機関が負担する。「三助」ポスト手当の基準は国の規定及び物価 水準に基づき大学が定める。2015 年には、137.43 万人に計 36.33 億元の手当を支給した。

その他に、軍隊を退役し大学院に進学する者、在学中に兵役に服する者、卒業後士官になる 予定の大学院生の場合、年間 12,000 元以下の授業料補助を受けられる。卒業後、西部地域や国 が指定した僻地等に就職し、3 年以上勤務した場合も、納入済みの授業料が返還される、また は助学ローンの返済が免除される。

3. 学生への経済的支援の現状ー財源の分布と利用規模

2015 年の高等教育における経済支援の財源の分布(図 5-4-3)をみると、支援総額 847.97 億元のうち、中央政府からの割り当て金は 268.97 億元、全体の 31.7%を占め、地方政府からの割り当て金は 162.49 億元、全体の 19.2%を占める。つまり、中央政府と地方政府からの財源は全体の50.88%を占める。金融機関が提供した貸与奨学金は計219.86億元で、全体の25.9%を占める。大学独自奨学金のような高等教育機関が事業収入から経済支援に回した財源は計176.67 億元で、全体の20.8%を占める。国の財源で行う経済支援のほか、社会団体・企業及び個人の寄付で設立した奨学金は、多くの貧困学生の教育機会を確保できたものの、財源全体に占める割合が低く、わずか2.4%である。

また、教育の公平は社会公平の土台であるという認識から、貧困学生の教育機会の確保は非常に重要な政策の1つと見なされる。そのため、経済支援の重要性がますます重視され、支援規模が年々大きくなっている。2009年以降の利用状況の推移(図 5-4-4)をみると、経済支援の利用者は2009年から2010年にかけて3,000万人から4,000万人近くに急増した後、2013年に

若干利用者が減ったものの、近年は年間 4000 万人の規模で推移している。支援総額について、2009 年の 400 億元未満から年々増加し、2015 年にはすでに 800 億元を超える規模となっている。 2009 年と 2015 年の間に経済支援の総額が倍以上に増大した。

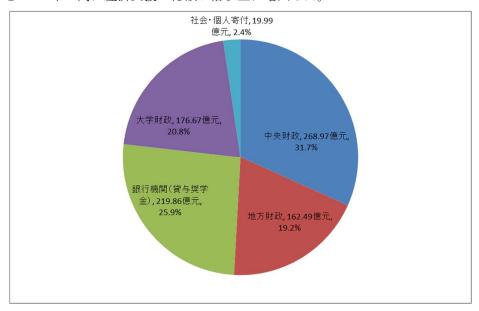


図 5-4-3 中国の高等教育における経済支援の財源配分(2015年)

出典:中国全国学生資助管理中心『2015年中国学生資助発展報告』により筆者整理

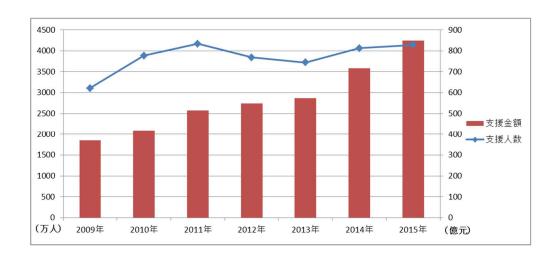


図 5-4-4 経済支援の利用人数と支援金額の推移(2009-)

出典:各年度『中国学生資助発展報告』により筆者整理

4. 学生への経済的支援の現状ー大学インタビュー

2016年12月、筆者らが北京市と河北省に所在する3大学を訪ね、学生への経済的支援の取

り組み状況についてインタビューを実施した。3 大学の概況とインタビュー記録は以下のとおりである。

A 大学

(1)大学の概況と授業料、寮費

河北省のある中規模の都市に所在する3年制の職業系学院。地方市政府の所轄にあたる公立 校である。全日制の在学者は1万人あまり。商業、農業、医学、電子、機械電気、営業、管理 などの専攻が設けられている。学生募集は沿海部地域のほか、近年内陸部から募集する枠を増 やしている。授業料は5,000元/年、寮費は500~800元/年である。

(2) 国家奨学金と国家助学金の定員、申請者数、受給者数、選考プロセス

国家奨学金の支給枠は全学で大抵6名/年、国家励志奨学生の支給枠は全学で250名/年である。国家助学金は在学者の20%前後で、年間の支給額に4,000元、3,000元、2,000元といったランクがある。大学独自の奨学金は800元/年、多くの学生が受給している。2016-2017年度、大学独自の奨学金の予算は12.5万元である。

河北省内の出身で、かつ特別貧困認定を受けた学生は、授業料、寮費、書籍代の免除対象となる。これらは2016年にスタートしたばかりの支援策で、同大学の対象者は61名であった。 全体として、半数以上の学生が給付の奨学金、助学金を受給している。

国家奨学金、国家助学金の申請と審査には 75 日かかる。申請と審査の手続きは各学部で行われる。国家助学金を申請する学生は、クラスのミーティングで自分の経済的困窮の状況を説明しないといけないため、嫌がる学生がいる。経済的困窮で自尊心を持てず、カウンセラーが必要な場合もある。昔と比べ、現在の学生は格差や家庭背景に敏感であるという。

(3) 助学ローンの取り組み状況

貧困地域出身の学生が増えたため、助学ローンの利用者が増加している。助学ローンの利用者は数年前の年間 100 人程度から 500 人に増えた。寧夏、甘粛、安徽省の出身者が比較的多い。生源地信用助学ローンの借り入れ上限は 8,000 元であるが、大半の学生の年間貸与は5,500-6,000 元であり、これは授業料と寮費の合計に相当する金額である。学校では学期ごとに信用教育を行っている。個人金融情報システムに不良記録があると、将来的にローンを組む際、不利になるなどの話をする。卒業する前に、返済の確認手続きを行う。卒業生のローン返済状況は大学の運営に影響を与えていない。

(4) ワークスダディの取り組み

学内のワークスタディに使う予算は大抵 40~50 万元/年である。参加者は月に 200 元台の収入を得ている。ワークスタディが始まる前に、事前研修を行う。学外でアルバイトする学生もいる。学生のアルバイト先としては、ケンタッキーなどの時給がいいところで働く場合が多い。年間 1 万元以上稼ぐ学生もいる。

(5) グリーンチャンネルについて

グリーンチャンネル(原語「緑色通道」)は、経済的に困窮する学生がスムーズに入学で

きるために設けられた制度である。政府は「授業料が払えないため、進学させない」現象の発生を容認しない。また、一部の学生とその家庭に情報が届かないこともあるため、大学のスタッフから個別案内をする場合もある。まず学生に入学手続きを済ませ、そのあと担当者から助学ローン、助学金申請の手助けをする。授業料の滞納も認める。卒業後、滞納した授業料を返済するケースがある。返済後、卒業証書を返却する。2016年のグリーンチャンネル利用者は224人で、以前は年間40-50人であった。授業料は市の財政局へ支払い、大学の支出も市の財政局から交付されるため、授業料の滞納があっても、大学の運営に影響が出ない。

(6) その他

学生には就職のプレッシャーがある。就職率はまあまあであるが、初任給は 1,800~3,000 元/月で、一人の生活を維持できるぎりぎりの水準である。非正規の雇用も少なくない。河北省外の学生はたいてい故郷へ帰って就職する。大学の所在都市は比較的裕福な町で、物価が高い。その町で就職すると、将来的に住宅の購入が壁となる。

大学は労働市場の人材需要に応じて、常に専攻設置を調整している。文系の転換は難しくないが、理系は施設設備、教員確保の面で厳しい課題を抱える。

現在の学生は学業より楽しい経験を重視する。サークル活動は意欲的に取り組む。貧困地区 出身の学生はまじめに勉強するが、基礎学力が不十分で、学習方法に課題を抱える。それにも かかわらず、彼らの在学中の成長は大きい。

B 大学外国語学院

(1)大学と学院の概況

B 大学は河北省のある中規模の都市に所在する 4 年制公立大学である。在学者数 5 万人あまりで、理工系の割合が大きい。外国語学院は B 大学のなかで規模の小さい学部である。学部の在学者は約 600 人。英語、日本語とロシア語の 3 つの専攻をもつ。学部生の授業料は 3,500 元/年、寮費は 600、800、1,200 元/年である。

(2) 国家奨学金、国家助学金の選考プロセス、大学独自の奨学金、および助学ローンの利用

学院に奨学金助学金選考委員会が設けられており、教員、学年指導員、学生幹部が委員となる。国家奨学金、国家励志奨学金と国家助学金は、毎年9月から申請、審査、公示、決定の流れで受給者を決定する。

国家奨学金の支給枠は大抵年に1名か2名のみ、成績や品行などに基づき厳しい審査を行う。 国家励志奨学金の支給枠は1クラス(30人)に1名程度で、経済的に貧困でかつ成績優秀者でなければならない。国家助学金はだいたい1クラス6名、経済的貧困度のみを審査する。実家が所在地の行政から貧困証明書をもらっている学生の優先順位が高い。年間4,000元、3,000元、2,000元といったランクの違いがある。選考委員会が審査した後、各クラスで審査の結果を確認する会議が開かれる。

学部で審査した国家奨学金、国家助学金の受給候補者名簿は大学の学生支援センターに提出

され、1 週間の公示を経て、異議がなければ受給決定となる。地方政府の奨学金も同じような 手順で審査する。

大学独自の奨学金は年間 600 元、450 元、300 元に分かれ、約3割の学生に支給する。審査の対象は成績だけでなく、品行、スポーツ、社会貢献なども指標となる。国家助学金との重複受給が認められる。全体として、5割以上の学生が返済する必要のない奨学金、助学金を受給している。しかし、貧困にもかかわらず、国家助学金を申請しない学生がいる。貧困家庭の学生の多くは心の悩みを抱える。

助学ローンは近年、生源地信用助学ローンがメインで、学部は在学証明書さえ発行すればよい。大学での手続きが簡素化されている。貧困地域出身の学生の利用率が高い。

(3)大学院生への支援

大学院は2014年から授業料を全面徴収し、院生全員が国家助学金を受給している。国家奨学金を受給するのは優秀な院生のみである。6割以上の院生の受給する給付奨学金が授業料の金額を上回る。TA、RA、MAのポストから安定的な収入を得ることもできる。指導する教員の科研費等の多寡によって、状況が異なる。助学ローンも利用できる。

C 大学

(1)大学の概況と授業料、学寮費

北京市に所在する 211 大学の 1 つ、理工系の 4 年制公立大学である。北京市財政局の所轄になる。全国から学生を募集するが、約 80%の学生が北京市の出身である。在学者 27,000 人余り、学部生 13,000 人あまり、大学院生 10,000 人あまり。ほかに、成人教育学生 3,900 人余り、留学生 1,000 人余りいる。59 の専攻をもつ。学部生の授業料について、一般専攻 5000 元/年、藝術系の専攻 10,000 元/年、Software Engineering 専攻 16,000 元/年。大半の修士課程の授業料は 8,000 元/年、博士課程の授業料は 10,000 元/年である。大学院生の 80%以上が新入生奨学金を受給できる。学生寮は 700 元、900 元、1,200 元/年、寮の環境によって寮費が異なる。

(2) 国家奨学金と国家助学金の定員、申請者数、受給者数、選考プロセス

ここ3年間、国家奨学金の支給枠は29名前後にとどまる。国家励志奨学金の支給枠は2014年に415名、2015年に416名、2016年に455名であった。国家助学金の支給枠について、2015年までは北京市の教育部門が決めていたが、2016年から各大学の申請選考状況によって決定するようになった。2016年、国家助学金第一等(4,500元/年)の申請者820名と第二等(2,300元/年)の申請者1,902名全員への支給が認められた。家庭の経済的状況を把握するために、学生に家庭状況調査票、地方政府の関係部門が交付した家庭困窮認定書などの書類の提出を求めている。困窮の判定は大学によって基準が異なる。家庭が貧困であることを他人に知られたくないため、助学金を申請しない学生がいる。

(3) 助学ローンの取り組み状況

大学で申請手続きをする校園地助学ローンの利用者数が減少している。その利用者は 2014

年 10 名、2016 年 6 名である。生源地信用助学ローンの利用者が年々増加し、2014 年 386 名、2016 年 676 名である。卒業生のローン返済状況が良好である。

(4)グリーンチャンネル、授業料減免について

大学は授業料の後払いを認め、進学するために必要な日常用品を配布し、助学ローンの申請手続きを案内し、ほかの関連情報も提供している。毎年約400名の学生がグリーンチャンネルを利用している。支援情報を周知するために、合格通知書を郵送する際、経済支援の冊子を同封する。授業料減免は格別に貧困で授業料を支払えない学生を対象とする。大学の年間予算は10万元弱、30-40名程度の学生が全額免除または半額免除を受けている。

(5)大学独自の奨学金

学長奨学金10,000 元/年、10 個の枠(個人または団体)がある。成績優秀者奨学金(1,000 元/年)は在学者の20%に支給する。優秀学生幹部奨学金(500元/年)は在学者の5%に支給する。 大学励志奨学金(600元/年)は経済困窮者の15%に支給する。予算は授業料収入の10%などから調達される。学部、学院が独自の奨学金を支給する場合もある。

(6) ワークスタディの取り組み状況

学内ワークススタディと学外ワークスタディの2種類がある。学内ワークスタディの時給は10元、比較的安い。学外で高校生を教える家庭教師の場合、時給100元となる。アルバイトする学生は、事前に研修を受ける。

(7)その他の経済的支援

民間の支援:北京慈善協会の「愛心成就未来」3,000元/年;寧夏燕宝慈善基金、4,000元/年(寧夏出身の学生のみ対象);新疆長城助学金、3,000元/年、新疆学生補助金、554元/年(新疆出身の学生のみ対象);「円夢助学金」、実家往復の交通費支援助学金など。審査が必要な場合、学生支援センターが担当する。支援予算はいったん大学に振りこまれ、大学から支給する。 緊急支援が必要な場合、学生たちはまず学年指導員に相談する。

5. 結び

本章では筆者らがこれまでの研究成果、全国学生支援管理センターが公表した『2015 年中国学生資助発展報告』、および現地調査の結果に基づき、中国の学生経済支援政策の動向や支援の取り組み実態をまとめた。結びでは、上述した内容を踏まえて、中国の学生経済支援の課題と将来の展望、さらに日本の奨学事業への示唆について見解を述べる。

教育機会の均等を保つために、中国の学生経済支援政策は近年いっそう整備されてきた。とりわけ、ニードベースの給付奨学金の拡充が家計困難な学生に大きな恩恵を与えている。ただし、奨学金の受給選考にあたって、メリットベースの奨学金は学業成績という客観的な基準があり評価しやすいのに対し、ニートベース奨学金の選考は相対的に難しい。地域によって家庭の経済状況を判断する基準や尺度が異なるだけでなく、個人や家庭の収入を十分正確に把握できていないという中国の現状もある。今までは、客観的な基準が欠けている中、家庭の経済状

況の自己申告やクラス内での相互評定などの方法を用いて、ニードベース奨学金の受給者を選抜してきた。より効果的な支援を図るには、貧困学生認定の客観性と明確性が求められ、今後の課題として残されている。また、生活水準が全体的に高まり、学生がいっそう多様化し、複雑な環境のなかで心の問題を抱える学生が増えている。貧困学生は自尊心が高く、仲間との人間関係において自身の立場に非常に敏感である。家庭の貧困状況を周りの人に知られたくないことから、あえてニードベース奨学金を申請しない学生が多数いる。ニードベース奨学金の受給者を選考する際、客観的な尺度で審査すると同時に、申請者の心理面への配慮が不可欠であるう。

発展の遅れた中西部地域へ傾斜的に配分する支援策が多く作られたものの、地域間格差、大学間格差は依然大きい。これはもう1つの課題である。中央所属の大学は中央財政から財源が分配されるのに対し、地方所属大学の経済支援の規模は地方財政に大きく依存する。今回の大学インタビューからもわかるように、河北省の公立大学の社会寄附や大学独自奨学金の規模は北京市の公立大学にはるかに及ばず、学生への経済支援の地域間格差が非常に大きい。同じ大学に進学し家計の厳しさが同程度であっても、出身の省(市、自治区)が異なるだけで得られる支援が異なってしまう事例も見られた。

中国の学生経済支援政策の将来展望について、インタビュー関係者は、今後も現行の政策を 継続する方針であると語った。上述した問題点も含め課題は決して少なくないが、政策の方針 を貫き、選抜の妥当性と執行の公平性を保つ努力を惜しまぬことが、効果的な経済支援の実現 につながろう。もう1点を補足すると、中国の学生経済支援は、政府主導、且つ公財政中心の 支出であり、国の経済発展、財政状況に左右されかねない。高等教育の規模がいっそう拡大す れば、学生経済支援の予算、さらに公財政による高等教育支出がますます増大する。社会や個 人寄付などによる財源調達の多ルート化が重要な課題になろう。

日本の高等教育はそもそも私学セクター中心の構造であり、公財政による高等教育費支出率が低く、大学進学の家計依存度が高い。そこには、中国と基本的社会理念の違いがある。本来、大学教育費の家計依存度の高い社会ほど、さらに、経済格差の大きい社会ほど、教育の機会均等を確保するための制度保障の一環として、学生個人への経済支援を充実にする必要がある。しかし、日本の公的奨学事業は長年にわたって、返済する必要のある奨学金のみ提供している。給付奨学金創設の関係議論において、国の財政難は常に強調されるが、OECD 諸国の中で日本の公財政教育支出対 GDP 比の低さが突出する。教育投入に対する抜本的な見直しをしない限り、思い切った学生経済支援改革が期待できない。

参考文献

王傑(杰)2008、『中国高等教育の拡大と教育機会』、東信堂。

王傑 2010、「中国-国公立大学の場合」小林雅之編著『教育機会均等への挑戦 - 授業料と奨学金 の8か国比較』、東信堂。

王帥 2016、『中国における大学奨学金制度と評価』、東信堂。

中国全国学生資助管理中心『中国学生資助発展報告』人民教育出版社、2006年~2015年各年版。 中国全国学生資助管理中心等(2016)『高等学校学生資助政策簡介』。

補足 後期中等教育における学生経済支援策

今世紀に入って、中国の後期中等教育は急速に拡大し、粗就学率が 2000 年の 42.8%から 2014 年の 86.5%に急伸した。2014 年の在学者 (4218.3 万人) の構成は、それぞれ普通高校 2400.5 万人、成人高校 14.9 万人、中等職業教育 1802.9 万人である。中等職業学校と普通高校で実施されている学生経済支援策は以下の通りである。

中等職業学校(職業高校、中等専門学校、中等技術学校など)在学者への経済支援は規定の改訂を重ね、現行の政策に至る。これには、主に授業料減免と国家助学金を含む。2009年にスタートした授業料減免は、地域と学校によって基準が異なるために実態が複雑であるが、減免の割合は地域の経済的発展度への配慮があり、西部地域では在学者の25%、中部地域では在学者の15%、東部地域では在学者の5%とされている。減免の対象は公立学校か私立学校かを問わず、農村部出身、経済困難および農林学科の生徒とする。国家助学金の支給は1年遅れの2010年にスタートした。原則として、支給対象は全日制の1年生、2年生のうちの農業関連学科と家庭経済困難の在学者とするが、六盤山区などの11の特別貧困区、チベット自治区、4省のチベット族集中居住地区、および新疆ウイグル自治区一部地域の農村出身の生徒全員が支給対象となる。当初は1人あたり年間1,500元の支給であったが、2012年に2,000元に引き上げられた。普通高校と比べて、中等職業学校の支援策はより充実している。

普通高校生への経済支援も国家助学金と授業料減免を含む。2010年にスタートした国家助学金は貧困家庭の生徒を対象とし、西部地域では在学者の30%、中部地域では在学者の20%、東部地域では在学者の10%に支給する。支給額について、2010年当初は1人当たり年間1,500元の基準だったが、2012年から1人当たり年間2,000元に引き上げられた。授業料減免は政府の民政部門に登録された貧困家庭の生徒(原語「建档立卡」)を対象とする。すでに国家助学金を受けた生徒も含まれる。2015年の減免人数は150万人であった。

謝辞

筆者らは資料取集とインタビューの実施にあたって、中国国家教育発展研究センターの韓民 氏、王暁燕氏、全国学生支援管理センターの周春樹氏、李宏翔氏および3公立大学の学生支援 担当スタッフ、研究者から大いにご協力を頂いた。改めて感謝の意を申し上げたい。

第5部第5章 台湾の奨学金政策

黄 文哲(兵庫大学)

1. 背景

高等教育のユニバーサル化段階に入って以来、台湾の大学進学率は8割まで上昇し、2016年現在86%に達している(教育部統計處、2016)。大学生の数が急速に増えるとともに、限られた教育予算を如何に効率的に運用するのが政府の予算部門の一大課題となっている。また、台湾は日本以上の学歴社会といっても過言ではない。台湾教育省の統計データ(教育部統計處、2016)によると20歳から24歳の高等教育人口の割合(5年制専門学校・学部・大学院の合計)は79.39%に達している。すなわち、高卒者は台湾社会においてはすでに少数派である。また、社会的地位の格差を解消する最も効率的・公平的な手段は、大学や大学院への進学である。高進学意欲と学歴追求のダブルプレッシャーを背負った台湾の若者にとって、授業料負担また奨学金の活用は、高等教育機関の学位を取得する事前の課題でもある。このような背景の下、台湾政府も進学を促進するためにさまざまな経済的支援策を打ち出している。本研究は、大学授業料の徴収と家庭収入の実態、所得連動と結びつく授業料減免・経済的に不利な生徒への支援計画・就学ローンなど経済的援助制度の順で台湾の現況を検討する。

2. 大学授業料の徴収と家庭収入の実態

1 大学授業料の徴収

台湾の大学は、基本的に国立、公立、私立の設置別と学術分野の学部別によって授業料の徴収額が異なる。2016年度の徴収額は、表 5-5-1に示した。国立大学の場合は「医学科」の徴収額が最も高い。また、文学、教育学、法学などの文法学部の徴収額は他学部より比較的低い。また、日本の大学における新入生向けの「入学金制度」は台湾には存在しない。表の集計結果から、台湾では私立大学医学科の平均授業料が最も高い(年間約50万円程度)が、日本の国立大学より徴収額が低いということが判明した。

表 5-5-1 2016 年度台湾国公立大学学士課程学雑費徴収額一覧表

:	2016年度国公立大学校院	学士課程((昼間)学報	費徴収基	準一覧表(I	円に換算し	た年間徴収	又 額)
番号	大学名	医学科	歯学科	医学部*	工学部	理農学部	商学部	法文学部
1	国立中山大学				¥200,763	¥199,168	¥174,332	¥171,557
2	国立中央大学				¥198,821	¥197,294	¥172,529	¥170,031
3	国立中正大学				¥194,936	¥193,410	¥169,268	¥166,632
4	国立中興大学			¥193,410	¥189,594	¥188,068	¥164,690	
5	国立交通大学					¥199,376		
6	国立成功大学	¥274,367		¥215,331		¥202,914		
7	国立宜蘭大学				¥182,463	¥180,964	¥158,356	
8	国立東華大学				¥192,785	¥191,259	¥167,187	¥164,690
9	国立金門大学			¥185,647	¥176,136		¥152,910	¥152,910
10	国立屏東大学				¥176,164	¥175,650	¥158,127	¥151,370
11	国立政治大学					¥197,225	¥172,667	¥170,031
12	国立高雄大学				¥185,362	¥183,906	¥161,776	¥161,776
13	国立高雄師範大学				¥191,398	¥189,837		¥163,753
14	国立清華大学				¥198,613	¥198,613	¥169,060	¥169,060
15	国立陽明大学	¥266,250		¥208,880				
16	国立新竹教育大学					¥175,373		¥151,093
17	国立嘉義大学				¥171,002	¥169,546	¥148,387	¥146,167
18	国立彰化師範大学				¥191,259	¥189,664	¥166,146	¥163,649
19	国立暨南国際大学				¥181,651		¥157,759	¥155,373
20	国立台中教育大学					¥172,320	¥166,146	¥148,526
21	国立台北大学				¥184,114		¥156,157	¥153,798
22	国立台北教育大学					¥182,102		¥156,781
23	国立台北芸術大学				¥184,669			
24	国立台東大学					¥176,830		¥152,480
25	国立台南大学					¥175,720	¥158,099	¥151,509
26	国立台南芸術大学					¥187,236		
27	国立台湾大学	¥274,436		¥215,401	¥204,440	¥209,920	¥177,662	¥175,026
28	国立台湾師範大学				¥191,467	¥189,941		¥163,649
29	国立台湾海洋大学				¥192,924	¥191,398	¥167,464	¥167,464
30	国立台湾芸術大学				¥181,963			
31	国立台湾体育運動大学					¥159,417		
32	国立聯合大学				¥180,368		¥156,781	¥154,596
33	国立体育大学					¥165,591		
34	台北市立大学					¥163,025	¥166,493	¥140,132

*: 医学科・歯学科以外の学科を含む。

為替レート(円-台湾ドル):0.2883、2016年4月1日時点

参考文献:台湾教育省http://depart.moe.edu.tw/ED2200/News_Content.aspx?n=5E9ABCBC24AC1122&s=6BEE1040CE269635

表 5-5-1 によると、台湾の年間国立大学授業料は、国立台湾大学医学科の 274,436 円が最も高いが日本の国立大学授業料に比べるとかなり低い。また、台北市立大学法・文学部の授業料が 140,132 円で最も低く、日本の国立大学の約 3 分の 1 程度である。

表 5-5-2 2016 年度台湾私立大学学士課程学雑費徵収額一覧表

	2016学年私立大学校院学士課程(昼間)学雑費徴収基準一覧表(円に換算した年間徴収額)							
番号	学名	医学科	歯学科	医学部**	工学部	理農学部	商学部	法文学部
1	大同大学				¥375,789	¥358,446	¥326,882	
2	大葉大学			¥387,790	¥365,924		¥318,210	¥313,687
3	中山医学大学	¥495,976	¥453,791	¥389,247				
4	中原大学		·	·	¥380,645	¥377,107	¥319,528	¥319,528
5	中国文化大学					¥367,326		¥317,274
6	中国医薬大学	¥495,935	¥453,867	¥389,358				
7	中華大学				¥359,903	¥359,903	¥313,014	¥308,304
8	元智大学				¥388,762		¥339,299	¥334,305
9	世新大学				¥394,825		¥341,672	¥334,950
10	台湾首府大学				¥326,313		¥305,307	¥292,050
11	玄奘大学				¥353,646		¥353,646	¥316,115
12	佛光大学				¥337,981		¥296,219	¥296,219
13	亞洲大学			¥396,531	¥381,408	¥380,645	¥331,599	¥334,721
14	明道大学				¥366,146	¥366,146	¥317,308	¥317,308
15	東吳大学				¥391,675	¥388,415	¥340,687	¥335,553
16	東海大学				¥390,489	¥387,236	¥339,584	¥350,399
17	法鼓文理学院*							¥294,096
18	長庚大学	¥411,495		¥323,115	¥307,367		¥267,277	
19	長榮大学			¥388,484	¥365,869	¥379,743	¥320,569	¥320,569
	南華大学				¥357,940		¥323,254	
	真理大学					¥360,319	¥316,060	¥311,273
22	馬偕医学院	¥411,495		¥323,115				
23	高雄医学大学	¥493,646	¥451,717	¥387,430		¥365,508		¥315,741
24	康寧大学				¥369,296		¥319,050	¥315,456
	淡江大学				¥379,605		¥330,142	
	逢甲大学				¥381,339	¥381,339	¥331,738	
	華梵大学				¥363,371			¥311,273
	開南大学					¥376,857	¥320,798	
29	慈濟大学	¥429,934			¥376,205			¥324,877
30	義守大学	¥502,948		¥384,981	¥384,135		¥332,945	
	実践大学				¥345,439	¥342,560	¥300,486	¥296,046
32	台北医学大学	¥495,872	¥453,763	¥389,247				
33	台北基督書院							¥589,664
34	輔仁大学	¥502,948		¥403,746	_			· ·
	銘伝大学				¥370,330		¥320,506	
	稻江科技暨管理学院				¥374,464	¥371,696	¥325,217	
37	中信金融管理学院						¥297,579	
38	靜宜大学					¥359,861	¥315,616	¥310,864

為替レート(円-台湾ドル):0.2883、2016年4月1日時点

*学院:台湾では、学院とは、学部を2つ以下の単科大学を指す; **:医学科・歯学科以外の学科を含む

参考文献:台湾教育省http://depart.moe.edu.tw/ED2200/News_Content.aspx?n=5E9ABCBC24AC1122&s=6BEE1040CE269635

表 2-5-2 からみると、30 番の義守大学と 34 番の輔仁大学の医学科 502,948 円が最も高いが、 日本の国立大学相当の額である。上記のデータから台湾の大学授業料徴収額の現状が把握できる。

2 初任給からみる授業料の負担

2016 年度の台湾大卒者初任給は約10万円弱(台湾労動部、2016)で、これは医学部を除き2か月分の給与で1年間の国立大学授業料の負担が可能な額である。一方、日本の大卒者初任給は約20万円(厚生労働省、2016)で4か月分の給与で1年間の国立大学授業料(81万円)を負担することになる。初任給の大学授業料の負担比重を比較すると、日本と台湾の大学生の経済的負担に大きな差が存在していることが分かる

3 生活水準からみる大学授業料の負担

表 5-5-3 は、大学授業料の対国民一人当たりの GDP の割合の集計結果である。この比較から、一人当たりの GDP といった国民生活水準の差から大学授業料の負担比重を検視することが可能である。まず、2015 年度一人当たりの GDP からみると、台湾は 22,263、日本は 32,478、日本は台湾の約 1.46 倍である。しかし、台湾国公立大学の年間平均授業料 1840 ドルの対一人当たりの GDP 比は 8.3%に対し、日本は 22.4%である。また、私立大学の場合について、台湾の平均授業料 3455 ドルの対一人当たりの GDP 比は 15.5%、日本は 39%である。両国の生活水準を比較した上で、日本の授業料負担は台湾よりはるかに大きいということが明らかになった。

年間平均授業料 一人当たりの GDP 授業料の対一人当たりG 2015 年度 DPの割合 (USD) (USD) 台湾国公立 1,840 8.30% 22,263 台湾私立 3,455 15.50% 日本国立 7,288 22.40% 32,478 日本私立 12,697 39%

表 5-5-3 大学授業料対一人当たり GDP 割合の日台比較

参考資料: 文部科学省平成 27 年度諸外国の教育統計; 台湾教育省 2015 年度教育統計指標之國際比較

上記の日台比較から、台湾における大学進学のための経済的負担は、日本より比較的低いことがわかった。しかし、台湾社会の経済的格差は近年徐々に拡大している。政府は、経済的不利な家庭に向け、様々な援助策を打ち出している。特に低収入・中低収入家庭に対し社会救助を行っている。

ここではまず低収入者の定義を確認しておく。台湾の低収入者は下記の3つの条件を同時に満たすこと:

① 世帯人員1人当たり平均所得金額が「最低生活費」 未満。

¹ 最低生活費の設定について、中央政府、直轄市政府担当機関は、社会救助法により、当該 年度の中央政府が公表した一人当たり可処分所得の中位数 60%に当たる。

- ② 家庭動産価値が当該年度政府公表水準未満。
- ③ 家庭所有不動産価値が当該年度政府公表水準未満。

また、中低収入者定義は、下記の3つの条件を同時に満たすこと:

- ① 世帯人員1人当たり平均所得金額が「最低生活費の1.5倍」未満。
- ② 家庭動産価値が当該年度政府公表水準未満。
- ③ 家庭所有不動産価値が当該年度政府公表水準未満

下記の表 4 は 2016 年度の低収入・中低収入認定基準一覧表である。台北市の場合、15,162 台湾ドルが 2016 年度の最低生活費である。家族一人当たり毎月の平均所得は、この金額より低い動産収入平均 15 万以下、家族全員不動産価値 750 万台湾ドル以下である。

表 5-5-4 2015 年度台湾低収入家庭認定基準

	2016年度低収入認定基準(台湾ドル)					
	一人当たり毎月平均所得					
県市別	が下記金額より低い場合	年間動産収入(貯金・投資等)	不動産価値(家庭単位)			
	(最低生活費)					
台湾省	11,448(39,708円)	世帯人員1人当たり平均7.5万(約26万円)	320万(約1,100万円)			
台北市	15,162(52,591円)	世帯人員1人当たり平均15万(約52万)	740万(約2,566万円)			
新北市	12,840(44,537円)	世帯人員1人当たり平均7.5万	350万(約1214万円)			
桃園市	13,692(47,492円)	世帯人員1人当たり平均7.5万	360万(約1248万円)			
台中市	13,084(48,006円)	世帯人員1人当たり平均7.5万	352万(約1220万円)			
台南市	11,448(39,709円)	世帯人員1人当たり平均7.5万	320万(約1100万円)			
高雄市	12,485(43,306円)	世帯人員1人当たり平均7.5万	353万(約1224万円)			
	為替レート(円-台湾ドル): 0.2883, 2016年4月1日時点					

(参考:台湾衛生福利部、2016、

http://www.mohw.gov.tw/CHT/DOSAASW/DM1.aspx?f list no=114&fod list no=1552)

表 5-5-5 2015 年度台湾中低収入家庭認定基準

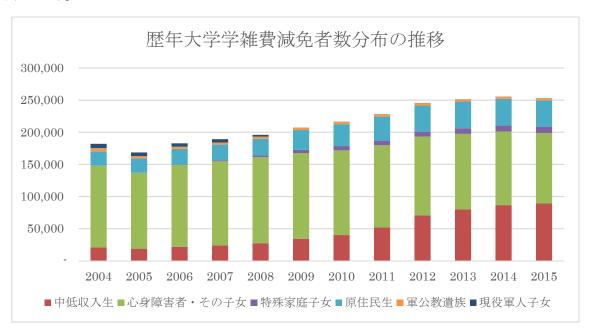
	2016年度中低収入認定基準(台湾ドル)					
	一人当たり毎月平均所得					
県市別	が下記金額より低い場合	年間動産収入(貯金・投資等)	不動産価値(家庭単位)			
	(最低生活費)					
台湾省	17,172(59,563円)	世帯人員1人当たり平均11.25万(約39万円)	480万(約1,665万円)			
台北市	21,661 (75,134円)	世帯人員1人当たり平均15万(約52万円)	876万(約3,039万円)			
新北市	19,620(68,054円)	世帯人員1人当たり平均11.25万	525万(約1,821万円)			
桃園市	20,538(71,238円)	世帯人員1人当たり平均11.25万	540万(約1,873万円)			
台中市	19,626(68,075円)	世帯人員1人当たり平均11.25万	528万(約1,831万円)			
台南市	17,172(59,563円)	世帯人員1人当たり平均11.25万	480万(約1,665万円)			
高雄市	18,728(64,960円)	世帯人員1人当たり平均11.25万	530万(約1,838万円)			

為替レート (円-台湾ドル): 0.2883、2016年4月1日時点

(参考:台湾衛生福利部、2016、

http://www.mohw.gov.tw/CHT/DOSAASW/DM1.aspx?f list no=114&fod list no=1552)

奨学金の給与あるいは授業料の減免などの対象も基本的に低収入・中低収入家庭向けである。 以下は、約10年間大学授業料減免者の身分別分布の推移である。「低収入家庭子女」、「中低収入 家庭子女」、「心身障害者本人・その子女」、「特殊背景家庭子女」、「原住民身分学生」、「軍公教遺 族子女」、「現役軍人家庭子女」の7つの身分に属する学生はこの学雑費の減免申請が可能である。 また、教育省は、近10年以来、「中低収入家庭子女」と「低収入家庭子女」の申請者数を合計し、 一つのカテゴリに加算する。図5-5-1の歴年大学の学雑費減免者数の分布をみると、従来減免申 請者全体の中で割合が最も高い「心身障害者とその子女」は近年減少しつつあるが、中低収入(低 収入と中低収入者の合計)の申請者数は年々増加傾向がみられるため、経済的格差の拡大も想定 されている。



(参考資料:教育部統計データにより作者作成、2017、<u>https://helpdreams.moe.edu.tw/AidEducation_3.aspx</u>)

図 5-5-1 歴年大学学雑費減免者数分布の推移

上記の社会的背景をみると、育英向けのメリットベースの奨学金は中央政府にとって至急な政策課題にならない。むしろ、社会格差の救済としての経済的不利な家庭向けのニードベースの奨学制度は比較的整備されている。次節では台湾現在の経済的支援制度の概要や実施状況を整理し、公的役割を如何に発揮しているかを考察する。

3. 進学するための経済的援助制度

台湾の奨学金事情を紹介する前に、「国民身分字号」という「台湾のマイナンバー」を説明する必要がある。「国民身分字号」と呼ばれるマイナンバー制度は、1940年代、国民党政府の台湾移行時点に開始された。台湾国民にとってこの国民身分字号は、生まれてから亡くなるまでの一

生涯ついてまわるものである。また、日本統治時代に制定された戸籍制度と「国民身分字号」を連動させ政府による国民の諸活動の把握が可能になった。中華民国(台湾)の国民身分字号の第1番は、蒋介石である。蒋介石が持つ「マイナンバー」は「Y10000001」である。英字の表記は、台湾各県各地を表しており、Yは台北市内の高級住宅地の陽明山を意味する頭文字。その後に続く数字は、男子は1、女子は2、から始まる9桁の番号で表される個人単位の情報、財産申告、進学、就職、口座開設、結婚、戸籍など全ての情報が生涯にわたり国のいずれかの部門に必ず管理されている。経済不利の判定や、各種のローン、補助などの申請は必ず「国民身分字号」の提示をしなければならない。これにより政府は国民身分字号を通じて個人単位だけではなく家庭単位の情報まで把握することが可能である。前述した低収入者の認定は、この国民身分字号を利用し、個人や家庭収入情報の真偽を確認することができる。

次の項では「授業料減免」、「経済的に不利な大学生援助計画」、「就学ローン」を中心として台湾の学生向けの経済的援助制度を検討する。

1 授業料減免

① 申請資格

台湾では、授業料の減免は表 5-5-6 の示すように、7 つの身分を持つ学生が対象である。申請 資格は、台湾国内の大学院・大学・専門学校の正規学位課程に在籍することである。途中退学、 休学、留年などの状況が生じた場合は、申請不可となる。

表 5-5-6 授業料減免対象資格一覧表

対象	申請資格	補助額
1.低収入家庭子女	a.国内大専校院に所属	授業料全額免除
	b.低収入証明	
2.中低収入家庭子女	a.国内大専校院に所属	授業料の 60%を免除
	b.中低収入証明	
3.心身障碍者本人・心身障碍者	a.国内大専校院に所属。下記の	a.軽度障害:授業料の 40%を
家庭子女	2条件の中の1つを満たす	免除
	b.学生本人或いは保護者が障	b.中度障害:授業料の 70%を
	害者手帳を持ちさらに家庭年	免除
	収 200 万台湾ドル未満	c.重度障害:授業料全額免除
	c.政府の認定を持つ心身障害	
	者、鑑定証明を持ちさらに家	
	庭年収 200 万台湾ドル未満	
4.特別困窮家庭子女·孫子女	特別背景家庭身分証明	授業料の 60%を免除

5.原住民学生	a.国内大専校院に所属	各大学学科は毎年教育省が公
	b.原住民身分	表した当該年度の免除額基準
		に従って、免除額を免除対象
		に伝達。
6.軍公教遺族子女	保護者が軍公教身分者	①保護者は作戦・公的理由死
		亡した場合は、授業料全額免
		除
		②保護者は病気・事故等の理
		由で死亡した場合、授業料の
		50%を免除
7.現役軍人子女	保護者が現役軍人	授業料の30%を免除

(参考資料:國立臺灣大學學務處生活輔導組、2017、http://love.ntu.edu.tw/)

上記の4番目の特別困窮者とは、①申請者の家族一人当たりの平均毎月収入が当該年度の最低生活費の2.5倍未満、②一人当たりの平均毎月消費支出が国民平均額の1.5倍未満、③家庭財産価値が政府の公表基準を超えていないという前提条件を持ち、さらに下記の特殊状況のいずれかに当たる者を指す。

- a.65 才以下、配偶者死亡あるいは配偶者が警察署に認定された6か月以上の失踪者。
- b.配偶者に虐待され、離婚判定された者。
- c.家庭内暴力被害者

未婚の母親。期間は懐妊三か月以上から出産二か月以内。

- d.離婚、死別、未婚で18才以下の子女を持つ。または様々な理由により父母に代わり祖父母が18才以下の孫子女を養育している場合。
 - e.配偶者が1年以上の刑務を課されている場合。
 - f.各県市政府で認定された重度の生活困難に陥った者

②各証明書類の申請方法;

a.低収入・中低収入・特集背景証明書:戸籍所在地の各直轄市、県市社会局、市町村役所社会 課/民政課。あるいは中央政府衛生福祉省社会救助及び社会工作司(衛生福利部 1957 直通電話番 号)に直接申請も可能。

- b.心身障害証明: 戸籍所在地の市区町村役所に申請。
- c.原住民身分証明: 戸籍所在地の市区町村役所に申請。
- d.軍人子女証明:国防省に申請。

2 経済的不利な大学生援助計画 (原語:大專校院弱勢學生助學計畫)

台湾の奨学金制度は、ニードベース(奨学金)とメリットベース(育英)に分かれている。前述のように、授業料徴収水準が国際的に見ると比較的低いため、中央政府の政策課題は基本的に社会格差の解消を目的としたニードベースの援助策に置かれている。本計画は、低所得家庭子女の大学進学機会を確保するために、私立大学への補助金の一部から移用し直接学生に補助するという形で本計画を立てた。計画の施策は、①助学金②生活助学金③宿舎優先入居④緊急困難解決助学金などがある。具体的な計画内容を、下記に示す。

① 助学金

助学金は、台湾財政省財税センターの審査基準によって学生の家庭収入状況を 5 つのレベルに分け 5,000 台湾ドルから 35,000 台湾ドルまでの補助金額が支給される。財税センターは国民身分字号を通じて家庭収入の状況を把握する。

家庭年	三収基準	補助金額		
年収	レベル	国公立	私立	
第一級	30 万未満	16,500	35,000	
第二級	30 万~40 万未満	12,500	27,000	
第三級	40 万~50 万未満	10,000	22,000	
第四級	50 万~60 万未満	7,500	17,000	
第五級	60 万~70 万未満	5,000	12,000	
(参考資料:	単位:台湾ドル			

表 5-5-7 助学金基準一覧表

補助金の申請資格は、戸籍のある中華民国国民であり、国内大専校院に所属し、正規学位を履修し、標準修学年限内在籍の学生を対象とし、さらに下記の条件をすべて満たすこと。

- a.家庭年収 70 万台湾ドル未満
- b.動産による家庭利子所得2万台湾ドル未満。さらに、家庭総貯金100万台湾ドル未満。
- c.家庭所有不動産価値 650 万台湾ドル未満。
- d.前学期の平均成績は60点以上(新入生を除外)。

ただし、助学金の給与は、留年、休学、退学者は対象外となる。その詳細は:

a.休学・退学・除籍などの理由で「第一学期」の学業を継続しない場合、当該年度の前年分の助学金は給与されない;また、休学・退学・除籍などの理由で「第二学期」の学業を継続しない場合、すでに給与した助学金の返却義務はなし。ただし、再入学の場合は、当該年度の助学金は重複給与しない。

b.「第一学期」の学業を完了し他大学に転入した場合は、新たな所属大学が助学金給与を担当する。

- c.「第一学期」の学業を完了し、「第二学期」に就学しない場合は、補助金の50%を給与する。
- d.「第二学期」に他の政府の補助金を申請する場合は、補助金の50%を給与する。

② 生活助学金

上記の年一回給与の助学金以外に、毎月生活助学金も支給される。支給金額月 6,000 台湾ドル以上の場合は、学生は学内の「生活サービス学習(キャンパスの掃除、事務印刷などの学内アルバイト)」を行う義務が課される。支給金額月 3,000~6,000 未満の場合、学生は「生活サービス学習」を行う義務なし。

③学生宿舎優先入居

- 1. 申請資格のある低収入家庭子女に、無料の学生宿舎を提供する。
- 2. 申請資格のある中低収入家庭子女に、優先的に学生宿舎を提供する。
- 3. 学生宿舎の入居は、夏冬の長期休暇期間も可能である。
- 4. 大学側が前述した資格のある学生に、「生活サービス学習」という無単位の授業を課すことが可能である。

④緊急困難解決助学金

緊急困難解決助学金は、基本的に大学側自らの財源から捻出したものであり、保証人又は学費 支弁者が、解雇、倒産、行方不明等による家庭事情で修学が困難な者に就学の機会均等を実現す ることを目的としている。補助金額は、学生実際の状況によって大学側が審査し、支給する。

3 .就学ローン

就学ローンの精神は、日本学生支援機構が担当する「貸与型の奨学金」と似ているが、申請から受給までの業務は基本的に学生が在籍の高等教育機関が担当し、卒業後の返済業務はすべて銀行が担当するという形になっている。就学ローンは、高校以上の学生を対象とした就学ローンを貸与している。この制度は、「大学法第 35 条」、「専科学校法第 44 条」、「高級中等教育法第 58 条」により、「政府が学生の就学を助けるため、就学ローンを行うべき」から、1976 年から就学ローンの貸与を行い始めた。また、就学ローン業務の担当銀行は基本的に大学や学校所在地によって指定されている。2016 年現在、台北市内の担当銀行は「台北富邦銀行」で、高雄市内の担当銀行は「高雄銀行」または「台湾銀行」である。台北市と高雄市以外の地域は「台湾銀行」が担当する。

①申請資格

「高級中等以上学校就学ローン規則(原語:高級中學以上學校學生就學貸款辦法)」第7条により、本就学ローンに申請する際、下記の2条件の一つが満たされれば「就学ローン」の申請は認める。

a.家庭年収総額 120 万台湾ドル未満、或はその他の特別状況で学校に審査され就学ローンの必要性のある者

b.家庭年収総額 120 万台湾ドル超えるが、学生本人を含め、同家族兄弟 2 人以上高等学校以上 の高等教育機関に在籍の者

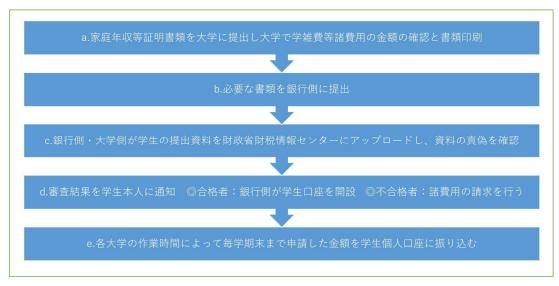
②金額

ローンの金額は、在籍高等教育機関の毎学期(半年一回)に必要な学雑費、実習費(履修者のみ)、書籍費(毎学期3,000台湾ドル)、住居費(学校の学生宿舎費用を基準として支給、学外に住む方は学生宿舎費用の金額を支給)、学生団体保険料、海外研修費(教育省海外交換計画の参加者に限定)などの貸与項目の合計金額。各大学や専科学校などの徴収基準が異なるため、学生が実際に借りることのできる金額は個人単位で変動する。つまりローンの金額は所属大学・学校、学科あるいは学生寮の種類などと連動する。

また、低収入家庭子女にさらに生活費を借りることも可能。申請手続きも上記の一般的な就学ローンと同様であり、一つの貸与項目を増やせば生活費が申請可能。低収入家庭子女は毎月「生活費」4万台湾ドル、中低収入家庭子女は毎月2万台湾ドルが貸与される。

③ 申請プロセス

就学ローンの申請プロセスは、図 5-5-2 に示す 5 段階がある。まず、学生側が、毎学期事前に 家庭年収証明書等の書類を用意し、大学本部教務処にて当該学期の必要な諸費用を確認した上、申請書を銀行に提出。銀行側は、大学側と共に、申請者の資料をデジタル化し、台湾財政省財税 情報センター (原語:財政部財稅資訊中心)にアップロードして学生が提出した資料 (特に家庭収入・財産情報)の真偽を確認する。審査により決定した合格者の口座を銀行が開設、その口座に相応な金額が振り込まれる。不合格者には大学側が諸費用の請求を行う。



(参考資料:教育部、2016、105年度大専校院助學措施)

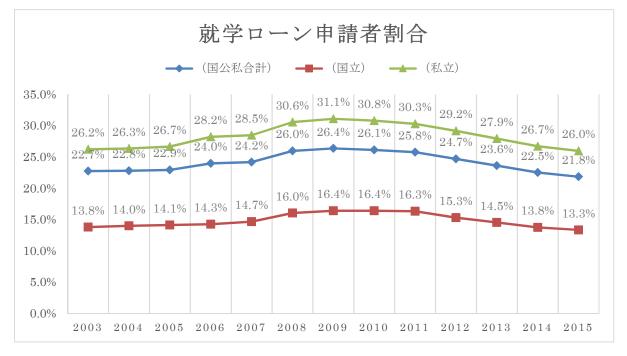
図 5-5-2 就学ローン申請プロセス

現在、就学ローンの申請が年二回行われるため、大学側の担当者にとり負担の重い業務となっている(黄、2016)。また、一部の研究(張、1999; 胡、2003)では申請を年一回に減らすべき、手続きが複雑などという・大学側・学生側・銀行側の要望もあった。

就学ローンの執行は大学側、教育省、財政省、銀行など多数の機関が関与しているため、現時 点でのこの政策関係者の関心は「助学政策の効果」ではなくむしろ「手続きの煩雑」にある。 ④就学ローンの利率の計算

就学ローン利息の負担について、まず、在学中の場合は学生の家庭収入状況によって利息負担のレベルが異なる。家庭年収114万台湾ドル未満の場合は、大学在籍中の利息分はすべて政府側が全額補填、家庭年収114万から120未満の場合は、政府側と学生側がそれぞれ利息分の半分を負担、家庭年収120万台湾ドル以上、同一家庭内高等学校以上の学校に在籍者2人以上の場合は、在学中の利息分を学生側が全額負担する。最新の就学ローン利率の計算式は、下記のようである。2016年度8月1日以降、中華郵政株式会社(原語:中華郵政股份有限公司)の一年間定期貯金利率を基準としてさらに0.15%を加えた後の「利率」が就学ローンの利率となる。また、就学ローン業務を担当する諸銀行は、学生を優遇し0.06%の利子を減らして銀行自ら負担するということも行っている。2016年度の就学ローンの年間利子計算式は:

1.06% + 0.15% - 006% = 1.15% (中華郵政) (政府の規定) (銀行優遇) (学生実際の負担)



(参考資料:教育部統計處(2016)。教育統計查詢窗口)

図 5-5-3 就学ローン申請者の割合推移

2003 年以来の就学ローン申請者の推移を見ると、まず、申請者割合の計算は、台湾高等教育機関(5 年制専門学校、2 年制専門学校、大学、大学院を含む)の在籍者数に対する就学ローン申請者数の割合である。また、ここでの申請者とはすべて教育省の審査を通った者である。集計結果から、この十数年間は、就学ローン申請者の割合が全学生の4分の1をキープしており、さらに私立高等教育機関の申請者の割合は、約国公立の2倍である。つまり、前述した授業料の徴収額と就学ローン申請の割合から、台湾の私立大学生は国立大学生より経済的な不利な立場に置かれている。

④ 返済シミュレーション

ここで、教育省の公表した資料(教育部、2016、105 年度大専校院助学措施)に基づいて、返済のシミュレーションをあげる。返済は、高等教育機関から卒業(男子は軍隊退役後)一年後、元金と利息の返済を開始することとなる。毎学期 62,500 台湾ドル、4 年間 8 学期のローンの元金総額 500,000 台湾ドルを借りた場合は、卒業(男子は軍隊退役後)一年後、8 年間以内に返済完了させられるため、毎月元金分と利息分合計 5,455 台湾ドルを返済しないとならない。また、各就学ローン取り扱う銀行は、各自の公式サイトに、計算シミュレーションも公開しているため、学生が自らの返済額を把握することも可能である。

a.台湾銀行:https://sloan.bot.com.tw/

b.台北富邦銀行: https://school.taipeifubon.com.tw/student/

c.高雄銀行:https://www.bok.com.tw/

また、卒業(軍隊退役)1年後、収入不安定の場合は、「返還期限の猶予」と「返還期間の延長」という2種類の優遇措置がある。

まず、「返還期限の猶予」については、台湾では、卒業(軍隊退役)1年後から就学ローンの元金分と利息分の合計額を返済しなければならない。しかし、経済的困難があった場合、すなわち前年度本人の収入毎月平均3万台湾ドル未満、あるいは当該年度の低収入・中低収入家庭だと認定された者は、年一回申請によって最長4年間、就学ローンを返済しないことも可能である。4回の「返還期限の猶予」を申請した者は、5年目から「返還期間の延長」を申請することが可能である。経済的な困難が続く場合は、「返還期間」を1.5倍か2倍の長さに延長することが可能。例えば、4年制8学期の場合は、返還期間は卒業1年後からの8年間以内返済完了だが、特別申請を通った方は、8年間の返還期間を1.5倍の「12年間」まで延長可能である。なお、低収入・中低収入家庭なら、返還期間の2倍いわゆる「16年間」以内に返済を完了すればよい。ただし、「返還期間の延長」の間の利息分(2016年度の利率1.15%)は、政府が利率の0.1%を負担した上で、学生本人が1.05%の利息分を負担しなければならない。

4. まとめ

台湾の「マイナンバー制度」は 1940 年代に実施して以来、政策の遂行に多大の役割を発揮している。特に前述した「学雑費免除」、「就学ローン」など助学政策に関する業務は、「戸籍制度」と「国民身分字号」の働きがあるため、資格審査から奨学金やローンの受給まで、多数の機関が関わっているにもかかわらず業務執行に支障が生じていない。

現在、お金の回収とりわけ就学ローン返済は、日本と同様に最も問題視されている。2012 年度、就学ローン担当銀行である高雄銀行の不良債権(就学ローン)は25.78%、台湾銀行は11.21%に達している(天下雑誌、2012)。

アメリカでも学生ローンの返済問題が年々厳しくなっている。2015 年のアメリカ学生ローン報告書(Student Debt and the Class of 2015)によると、アメリカの大学卒業生の平均就学ローンの金額は30,100USDに達し、前年度より4%増加した。また、一部の授業料の高い私立大学のデータが公開されてないため、この数字は過小評価の可能性があるため実際の状況はさらに深刻であると考えられる。また、当該報告書から、1993 年に学生ローンを借りた学生の割合は50%未満だが、2015 年度時点は68%までに達しているということも指摘された(The Institute for College Access and Success,2016, http://ticas.org/sites/default/files/pub files/classof2015.pdf)。

このような学生ローン (日本では奨学金) の返済問題あるいは回収については、アメリカの「直接ローン貸与センター (The Direct Loan Origination Center, LOC)」、「直接ローン回収センター (The Direct Loans Servicing Center, DLSC)」、「債務回収サービス (Debt Collection Service, DCS)」(小林等、2012)や台湾の「国民身分字号」のような追跡システムがあるにも関わらず返済の滞納(不良債権)が年々拡大している。しかし「国民身分字号」などの制度無しでは返済の滞納は更に困難になると考えられる。

そのため、マイナンバー制度が如何に今後の日本の奨学金政策やローンの返済等に活用される かが極めて重要な課題となる。

小林等 (2012) によると、国際的にみて高い回収率を保持してきた日本の奨学制度であるが、日本学生支援機構奨学金が大幅に拡大する中で、未返済率は少しずつであるが上昇している。さらに、日本の「学資ローン」に関して、貸与者の卒業後の追跡システムがないため、貸与者がいかなる状況にあるかがほとんど把握されていない (小林、2012)。したがって、奨学金の貸与、返済や回収問題に対して、台湾やアメリカなどの諸外国のシステムを参考にした「マイナンバー」に基づく経済状況の確認・追跡インフラの整備が至急な課題である。

参考文献

小林雅之編著(2012)。教育機会均等への調査—授業料と奨学金の8カ国比較。東信堂。 天下雑誌(2012)。「『借錢上學』新流行(新しい流行:お金を借りて学校に行こう!)」 http://www.cw.com.tw/article/article.action?id=5041193. 文部科学省(2016)。平成28年度教育指標の国際比較。

勞動部(2016)。職類別薪資調查動態查詢。https://pswst.mol.gov.tw/psdn/Query/wFrmQuery02.aspx 厚生労働省(2016)。賃金構造基本統計調査。http://www.mhlw.go.jp/toukei.

教育部(2015)。2015年度教育統計指標之國際比較。

教育部(2016)。105年度大専校院助学措施。

教育部統計處(2016)。教育統計查詢窗口。http://depart.moe.edu.tw/ED4500/.

衛生福利部(2017)。106年度低收入戶生活扶助現金給付項目及標準。

http://www.mohw.gov.tw/CHT/DOSAASW/DM1.aspx?f_list_no=114&fod_list_no=1552.

國立臺灣大學學務處生活輔導組ホームページ。http://love.ntu.edu.tw/.

黃素敏(2016)。技專校院就學貸款承辦人員工作壓力與工作倦怠關係之研究。國立屏東大學教育 行政研究所碩士論文。

張惠雯(1999)。我國大學生就學貸款制度之研究。國立彰化師範大學教育研究所碩士論文。

胡心慈(1993)。臺灣就學貸款業務三贏策略之研究。淡江大學管理科學研究所碩士論文。

The institute for college access and success (2016). Student Debt and the Class of 2015.

http://ticas.org/sites/default/files/pub_files/classof2015.pdf.

第5部第6章 韓国における給付型奨学金と貸与型奨学金の現状

朴澤泰男 (国立教育政策研究所)

小林雅之(東京大学)

濱中義隆 (国立教育政策研究所)

1. はじめに

1. 本章の目的

この章では韓国における大学授業料、給付型奨学金、及び所得連動返還型奨学金を中心とした貸与型奨学金(学資ローン)の概要について述べる。2017年2月現在の状況を報告するが、韓国の会計年度は1月に始まり、大学が新学期を迎えるのは基本的に3月であるため、予算額や制度改正などについては2017年度分までが記述の対象となる。記述の典拠とするのは、図表を含め、基本的には2017年2月に行われた訪問調査でご提供いただいた資料と談話内容である。できるだけ、和文文献の先行研究による裏付けを得ながら論述を進めるようにした¹。以下、記述にあたっては煩雑さを避けるため、特に必要と認められる箇所を除いて出典をその都度明記することは差し控えたい。

2. 訪問調査の概要

訪問調査の概要は、次の通りである。

1)調査参加者

小林雅之(東京大学)、濱中義隆(国立教育政策研究所)、朴澤泰男(同左)

2)調査日程:調査対象

○2017年2月23日(木) 韓国奨学財団 (Korea Student Aid Foundation, KOSAF) 訪問調査は、韓国奨学財団ソウル事務所において、同時通訳付きのセミナー (報告会) 形式で実施された²。セミナーでは、まず韓国側が、財団の奨学政策研究所、国家奨学部、

¹ 本章は専門用語などを初め、韓国研究の専門家、特に松本麻人氏(文部科学省)の論稿に多くを負っている。もとより、本章に含まれる誤りは執筆者に責が帰せられる。

² Ahn Yang Ok (安洋玉) 理事長、Lee Dae Yul 理事、Kim Geum Nam 理事、奨学政策研究所 Jung Hong Joo 氏を初め、同財団関係各位には一方ならぬお世話になったことに篤く御礼を申し上げたい。セミナーには教育部の奨学金担当課の Lee Jong Hwan 氏も同席された。

当日は日本学生支援機構韓国事務所の An Jin Young (安珍英) 氏もご同行くださり、懇談時を中心に通訳をご担当いただいた。安氏には 2007 年 9 月の日本学生支援機構による韓国調査に続き、再びお世話になったことに謝意を申し述べたい。

貸与支援部の担当者より、韓国の奨学金制度の概要についてそれぞれ報告を行い、日本側は、小林雅之教授が日本の奨学金制度について報告を行った。その後の質疑応答を含め、セミナーは、全体としてほぼ3時間に及ぶものであった。

○同 2 月 24 日(金) 韓国教育開発院(Korean Educational Development Institute, KEDI) 韓国奨学財団ソウル事務所を会場に、2 時間に渡って、大学や学生の側から見た給付型及び貸与型奨学金制度の現状と課題について、高等教育研究者より所見を伺った³。

2. 大学の授業料――引下げの取組み

韓国における国の奨学金制度について理解するためには、まず、大学の授業料について 理解する必要がある。というのも、第3節で紹介する給付型奨学金は、実質的に授業料の 全額免除や、減額として機能する仕組みとなっているためである。また、第4節で述べる 所得連動返還型奨学金を中心とした貸与型奨学金(学資ローン)も、授業料への充当分と 生活費への充当分とを区別して貸与する仕組みとなっている。授業料については、給付型 奨学金で賄えない額について、貸与型奨学金でカバーすることが可能となる(なお、国の 給付型奨学金予算が拡大する前は、貸与型が現在よりも重要な役割を果たした)。

韓国の大学の授業料額は、個々の大学が定めるものであり、国立大学でも専攻によって金額が異なる点が日本と異なる(小林ほか 2012、松本 2014a)。2000 年以降、国公立大学も私立大学も、物価上昇率を上回るペースで上昇を続けたが、2009 年以降は、ほぼ横ばいで推移しており、上昇ペースは物価上昇率を下回る。2009 年度は、前年に発生した経済危機(リーマン・ショック)を乗り切るために、授業料の額の大きな引上げを行わないことに多くの大学が賛同したためであり、以後の横ばい基調は、法令改正の結果だとされる。

その法令改正とは、2010年の「高等教育法」(1997年12月制定)一部改正である。その結果、第11条において、授業料の引上げ率は、直近3年間の消費者物価上昇率の平均の1.5倍を超えてはならないこととされた(松本2014a)。また、各大学に「登録金審議委員会」の設置・運営が義務づけられたのも、この年のことである。同委員会は、授業料を設定するために設置され、教職員、学生、関連分野の有識者等で構成されるものとされた。学生の委員は現在、全委員数の10分の3以上でなければならないという。

以上の経緯もあり、4年制大学(6年制等を含む。以下同じ)の授業料の平均額は現在、 国公立大学、私立大学ともピークの2011年度を下回る。すなわち、2011年はそれぞれ、 435万ウォン、769万ウォンだったが、2016年は412万ウォン、736万ウォンとなっている。

-

³ 韓国教育開発院の Kim Mee Ran (金美蘭) 研究委員、嶺南大学の Kim Byoung Joo 教授、韓国職業能力開発院 (Korea Research Institute for Vocational Education and Training, KRIVET) の Chu Hui Jung 研究員よりお話を伺った。金美蘭先生には多忙を極めておられる中、本調査に快くご協力くださったことに深く感謝申し上げたい。

日本円に換算すると、それぞれ約 41 万円、74 万円に当たる⁴。2016 年現在、国公立大学は 239 万~596 万ウォンの範囲で、私立大学は 523 万~874 万ウォンの範囲で分布する。

3. 給付型奨学金——「国家奨学金」事業を中心に

次に韓国政府の給付型奨学金のうち、ニードベース、すなわち所得制限があって、世帯 所得の額に応じて支給額も異なる「国家奨学金」制度について概要を述べる⁵。

1. 国家奨学金事業の概要

現在は「国家奨学金」と呼ばれるニードベースの給付型奨学金の制度は、李明博政権(2008~2013年)において、2008年に、当初は生活保護(国民基礎生活保障)の受給者を対象に設けられた。2009年からは、生活保護を受給する世帯に次いで所得の低い「次上位階層⁶」向け奨学金、2011年には低所得かつ成績優秀者向けの奨学金が創設され、それらが 2012年から、「国家奨学金」として統合された(松本 2014c)。2014年からは第3子以降を対象とする多子世帯向けの奨学金や、地方大学向けの地方人材奨学金も、国家奨学金の枠内に制度化された。国家奨学金の支給を行っているのは、韓国奨学財団である。

国家奨学金事業は、政府の一般会計からの支出を財源としている。その予算は、2012 年から 2014 年の間に著しい拡大を見たが、近年は少し落ち着いている。2017 年度の予算は、3 兆 6,346 億ウォンであった。日本円では 3,635 億円に相当する(図 5-6-1)。なお、この間、2013 年 2 月に朴槿恵大統領が就任している。

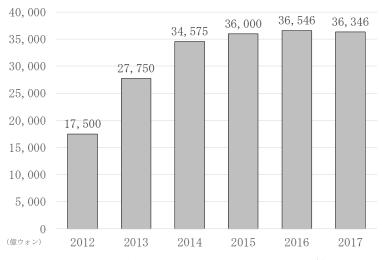


図 5-6-1 国家奨学金事業(給付型)の予算額

⁴ 「1 ウォン=0.1 円」で換算した。

⁵ 給付型奨学金は他に、成績優秀者向けに大統領科学奨学金、国家優秀奨学金(理工系、 人文社会系)、芸術・体育分野の奨学金、ワーク・スタディである勤労奨学金などがある。

⁶ 生活保護の受給対象から外れる、いわゆるボーダーライン層(潜在的貧困者)を指す。

2017 年度の国家奨学金事業の構造は図 5-6-2 のように整理される。3 兆 6,346 億ウォンの予算のうち、所得連動型の I 種が、全体の 79.6%に当たる2 兆 8,917 億ウォンを占める。大学連携型の II 種は 4,800 億ウォン (13.2%)、多子世帯向けの奨学金が 2,629 億ウォン (7.2%) であった。

	国家奨学金 3兆6,346億			
	I 種 (所得連動型) 2兆8,917億	Ⅱ 種 (大学連携型) 4,800億		多子世帯 (第3子以降) 2,629億
(所得水準)	(支給額)	(自助努力 連携型) 4,000億	(地方人材 奨学金) 800億	(支給額)
生活保護	520万			520万
第1・十分位	520万			520万
第2・十分位	520万			520万
第3・十分位	390万			450万
第4・十分位	286万			450万
第5・十分位	168万			450万
第6・十分位	120万			450万
第7・十分位	67.5万			450万
第8・十分位	67.5万			450万
第9・十分位				
第10・十分位	_			-

(単位:ウォン)

図 5-6-2 2017年度の国家奨学金事業(給付型)

2. 国家奨学金の種類—— I 種、Ⅱ種、多子世帯

1) I種(所得連動型)

I種の概要は次の通りである。世帯所得の十分位階級、すなわち世帯数を所得の低い方から高い方まで十等分した場合、最も高い2つのグループ(第9・十分位と第10・十分位。すなわち上位20%)は支給対象から外される。生活保護受給世帯や、第1・十分位(下位10%)、第2・十分位(下位20%)という低所得世帯に対しては、年間520万ウォンを上限に支給される。第3・十分位以降は、所得が高い世帯ほど支給額が少なくなっている。

ここでいう「世帯所得」とは、「学生本人及び保護者、配偶者の給与所得のほか、不動産や自動車、金融財産など、各種財産の評価額などを対象とする計算式で求められる所得の合計額」とされ、2016年1月現在の数値では、第1・十分位とは月の基準所得額が125万ウォン以下の世帯とされる。同様に、第2・十分位は268万ウォン以下、第3・十分位は373万ウォン以下、第8・十分位は893万ウォン以下であった(松本2016b)。

I種の奨学金は、低所得ならば自動的に支給されるわけではない。韓国国籍を持つ国内大学の学生であっても、「大学構造改革」で A~E の 5 段階評価のうち、最も低い「E」評価

を受けた大学の学生は対象から除かれる⁷。さらに、成績要件もあり、在学生は基本的には 直前の学期に12単位以上を履修し、100点満点で80点以上の成績(GPAが「B」以上)を 修めている必要がある(新入生の場合、最初の学期はこれらの基準が適用されない)。

支給される奨学金は、大学が学生本人に代わって受け取り、学生納付金額と相殺されるから、支給される金額は、学生が所属大学において、実際に納付する必要のある額が上限となる(松本 2016b)。

第2節で述べたように、2016年の4年制大学の授業料は、平均額は国公立大学が412万ウォン、私立大学が736万ウォン、最高額は国公立大学が596万ウォン、私立大学が874万ウォンであった。よって、第2・十分位までの特に所得の低い学生は、国公立の場合は授業料を納める必要のないケースが多いことになる。私立でも、最低額の523万ウォンの場合であれば、国家奨学金によってほぼ賄える計算となる。

2) Ⅱ種(大学連携型)

次に、II種の概要である。これは日本的に言えば、一種の機関補助であり、大学が自助努力によって、授業料の引下げや据置き、大学独自の奨学金の維持・拡充を行う場合に、補助金を交付するプログラムである。所得基準や成績基準の設定は、大学の裁量に任されている。学生はII種の奨学金と、I種とを併給することができる。なお、II種のうち地方人材奨学金は、地方大学が優秀な人材の誘致等を目的とした奨学金の設置を促すもので、もともとは、先述した 2014 年に創設された事業を統合したものである。

ただし、「大学構造改革」で「D」又は「E」評価を受けた大学は、そもそも当プログラムに参加できない。最終的に、II種のプログラムに参加した大学の数は、2016 年度の場合、4 年制大学は参加対象 203 校の 85.7%に相当する 174 校だった。専門大学は、参加対象の 137 校のうち 120 校 (87.6%) である。両者を合計すると、340 校のうち 294 校の参加で、参加率は 86.5%となる。この参加率は、年によって数ポイント変動するようだ。

さらに注目されるのは、国家奨学金II種プログラムに未参加の大学は、「産業連携教育の活性化先導大学事業」(PRIME: PRogram for Industrial needs-Matched Education) や、「大学の人文学力量強化事業」(CORE: initiative for College of humanities' Research and Education)、「理工系女性人材育成事業」(WE-UP: Women in Engineering-Undergraduate Leading Program) など、他の競争的資金の申請資格がないことである。また、国家奨学金

⁸ 韓国において「地方大学」とは、首都圏以外に所在する大学とされ、首都圏とはソウル特別市、仁川広域市、及び京畿道を指すという。2014年現在で、全国の4年制大学201校と、 $2\sim3$ 年制の専門大学139校の合計340校のうち、65.3%にあたる222校を地方大学が占める。それぞれ、4年制大学は63.2%(127校)、専門大学は68.3%(95 校)。在学者数は、首都圏の大学の111.3万人、地方大学の177.4万人の合計288.7万人のうち、後者は61.4%に相当する(松本2015c)。

⁷ 大学の構造調整政策については、金 (2010)、両角 (2011)、尹 (2016) などを参照。

Ⅱ種に参加する大学に対しては、大学特性化事業 (CK: University for Creative Korea)、特性化専門大学育成事業 (SCK: Specialized College of Korea) の申請において加算点が付与される。以上のペナルティとインセンティブによって、大学授業料の引下げや据置きへと誘導しているのだという。

3) 多子世帯 (第3子以降) 向け奨学金

最後に、多子世帯向けの奨学金である。これは満23歳以下の(1993年1月1日以降の出生の)第3子以降の学生を対象としたもので、所得と成績の基準は、I種とほぼ同様となっている。異なるのは支給額であり、第3・十分位以上の所得上位層でも、年間450万ウォンまで支給される。これは、2016年の4年制国公立大学の授業料平均額を上回る水準であることを意味する。ただし、I種と重複して受給することはできない。

以上、大きく3種類からなる国家奨学金の支給を受けている学生は、どれくらい多いのだろうか。2015年度の実績では、115万人の学生に支給されており、在学生総数230万人に対する比率は50%に当たるとされる⁹。学生1人あたりの支給額は、年間310万ウォン(≒31万円)に相当することになる。

4. 貸与型奨学金――韓国奨学財団設立以降の学資ローン制度

韓国における政府の貸与型奨学金(学資ローン。以下、原則として「貸与型奨学金」)は 「産武・鉱・政権下においては、銀行などの金融機関が貸出しを行う政府保証ローンの仕組みを 取っていた。それが李明博政権に代わり、2009年5月に韓国奨学財団が設立された後は、 同財団が債権を発行して調達した資金を元に、学生に対し直接貸与を行うようになった¹⁰ (小林ほか2012など)。

1. 貸与型奨学金の種類――所得連動返還型と一般返還型を中心に

2017年現在、韓国奨学財団の貸与型奨学金事業は3種類ある。所得連動返還型(就職後返還型)、一般返還型、農漁村出身者向けの3つであり、表5-6-1のように整理される。

このうち所得連動返還型の貸与の対象者は、一般返還型の要件を満たす場合、一般返還型を選ぶこともできる。これは2016年度後期(2学期)より可能となった。よって後述の通り、世帯所得が第8・十分位以下の学部生は、変動金利か固定金利かを選択できることになる。なお、農漁村出身者向け融資は、韓国奨学財団の設立前から行われている11。

⁹ 在学生総数は、「大学構造改革」の評価の結果などにより、奨学金事業に参加していない 大学の在学者を除いた値と推察される。

¹⁰ 韓国奨学財団の設立以前は、韓国住宅金融公社、韓国学術振興財団など複数の機関が、 奨学金に関する事業を行っていた。

¹¹ 農漁村出身者向け融資は、授業料への充当を目的としており(最低融資額 10 万ウォン以上)、生活費分については、別途、所得連動返還型又は一般返還型が利用できる。

以下では、所得連動返還型と一般返還型の2つについて概略を述べることにしたい。

所得連動返還型 一般返還型 農漁村出身者向け (就職後返還型) 大学生(農漁村に6か月以上居 対象者 大学生 大学生及び大学院生 住する保護者の子又は農漁業 に従事する保護者) 制限なし 年齢 満35歳以下 満55歳以下 ・農漁業従事者: なし 第8・十分位以下 所得基準 なし ・ほか: 第8・十分位以下 (第3子以降の特例あり) (第3子以降の特例あり) 直前の学期のGPAが「C」(100点満点で70点)以上 成績要件 修得単位 直前の学期において、在籍大学が定める最低修得単位数又は12単位以上を修得 学生が大学を通して書類を提出 (→大学及び韓国奨学財団の審査を受ける) 申請方法 貸与金額 授業料への充当か、生活費への充当かに応じて異なる(本文参照) 有利子・変動金利(2017年前 有利子・固定金利(2017年前 利子 無利子 期は2.5%) 期は2.5%) - 定の所得額(2017年は1,856 最長20年 万ウォン)を得るまで返済を 据置期間(最長10年): 卒業から2年後に返済開始: 猶予し、所得が発生して返済 利息のみ返済 返還期間 1学期分の額を1年以内に返済 を開始してから、全額を返済 ・返済期間(最長10年): するまで 元金と利息を返済 一定の所得額を超えた分の 毎月の返済(元利又は元金均 返還方法 毎月の均等分割返済 20%を、1年間義務的に返済 等分割返済)

表 5-6-1 韓国奨学財団の貸与型奨学金(学資ローン)

1) 所得連動返還型

所得連動返還型奨学金が導入されたのは、2010年度前期(1学期)からである。

その対象となるのは、韓国国籍を持つ国内大学の在学者又は入学予定者である。貸与の申請時点で満35歳以下であり¹²、世帯所得が第8・十分位以下の者が対象となる。ただし多子世帯の第3子以降の場合は、所得基準が適用されない。

成績要件として、直前の学期の GPA が「C」(100 点満点で 70 点)以上である必要がある (新入生や編入学生には適用されない)。また、直前の学期において、12 単位 (又は在籍大学が定める最低修得単位数)以上を修得している必要がある¹³。

申請は、学生が大学を通して行う。提出された書類は、大学及び韓国奨学財団の審査を

12 35 歳以下とするのは、借り手の返済能力を考慮してのことだとされる。35 歳を超えると、企業への就職が困難なことなどを前提に、返還が免除される年齢である 65 歳 (後述)までの年齢階級別の所得水準等から返済スケジュールを推定した結果、35 歳に設定すれば未返還額を抑制できると判断したようだ。ただし、2017 年度前期 (1 学期) からは、先に就職してから進学する者や、中小企業の勤務者については、年齢制限が満 45 歳以下に緩和されるという。例えば、生涯教育単科大学、生涯学習中心大学、生涯職業教育大学などの在学者等である。

¹³ 成績や修得単位の要件を満たさない学生向けには、「特別推薦制度」もあるが、2回まで 申請可能などの制限はある。

受けることになる(一般返還型、農漁村出身者向けも同様)。例えば、併給者であったり、 履修登録をしていない者であったりすることが審査で確認されれば、貸与は制限される。

貸与金額は、授業料に充当する場合には、授業料の全額相当分まで貸与を受けられる。 生活費に充当する場合は、学期あたり最大 150 万ウォン(年間 300 万ウォン)が貸与額の 上限となる。この 150 万ウォンまでの範囲内で、1 学期につき 4 回まで貸与が申請できる (2017 年度前期より)。

利子は 2017 年度前期で、年 2.5%の変動金利である。すなわち在学中も利息がつく¹⁴。 ただし第 3・十分位までの低所得世帯の場合は、生活費充当分の貸与に限り、返還開始日 まで無利子となる。

次に返還についてである。「就職後返還型」の名の通り、在学中は返還が開始されない。 就職後、一定の基準所得額(閾値)以上の所得を得るまで元金と利息の返還は猶予され、 所得が発生してから、返還が開始される。2017 年度の閾値は 1,856 万ウォンであった¹⁵。 閾値を超えた分の所得の 20%相当額が返還額となり¹⁶、1 年で返済を行う(国税庁が源泉 徴収する)。返還は、全額を返すまで続くが、65 歳に達して年金以外の収入がなく、財産 などが一定基準以下の場合は、返還が免除されることになる¹⁷。

2) 一般返還型

一般返還型は、多くの点が所得連動型と共通するが、大きく異なるのは対象者である。 まず、大学生だけでなく大学院生も対象となる。満 55 歳以下(在学時)なら申請でき、 所得基準も適用されない。

貸与金額も異なる。授業料に充当する場合、授業料の全額相当分まで貸与を受けられるのは同じだが、高等教育機関の種類ごとに上限が決まっている。4年制大学と専門大学は4,000万ウォンまで、5年制大学や6年制大学、大学院は6,000万ウォンまで、医学・歯学・漢方医学の大学・大学院や、専門大学院は9,000万ウォンとなっている。生活費の場合、学期あたり最大100万ウォン(年間200万ウォン)まで、貸与を受けられる(学期につき4回まで申請可)。

利子は 2017 年度前期で、年 2.5%の固定金利である点が、所得連動型と異なる。返還については、元金均等分割返済と元利均等分割返済のいずれかを選択し、銀行口座から自動

¹⁴ 毎学期の金利は、財団債権の平均調達金利、金利の見込み予想値、その他の要因(米国の追加利上げの可能性など)を考慮して算出される。

¹⁵ 生活保護制度を定めた「国民基礎生活保障法」に基づいて、基準中位所得(従来は最低 生活費)、物価上昇率などを勘案して決定される。

^{16 20%}という値は、政府の財政負担や財政見通し、貸出した元利金の返済実績、平均返済期間などを考慮して決まったとされる。ただし「20%」と固定されているわけではなく、10%~30%(5割増又は5割引)の範囲内で、弾力的な運用も可能となっている。

^{17 65} 歳である理由は、定年退職や年金の支給開始の時期に当たり、無所得か低所得であるため、返還が困難となることだとされる。

引き落としによって毎月返済することになる。

3) 返還の負担を軽減する方策

以上のように貸与型奨学金の金利は、現在は 2.5%まで下がってきたが、韓国奨学財団が設立される以前、政府保証ローンの時代には、7%程度で推移していた。ピークは 2008年度後期の 7.8%である。それが財団の設立後は、まず 2009年度後期に 5.8%でスタートし、徐々に金利を引下げ、2013年度前期の 2.9%に至って以降は緩やかなペースで利下げを続けている。

この他に、貸与型奨学金の返還の負担を軽減する方策が、いくつも導入されている。

第一に、一般返還型の特別返済猶予制度である。卒業後、元利の返済が難しい場合には一定期間まで返済が猶予される(最大3年間)。大学や大学院を卒業していること、延滞をしていないこと、満35歳以下であることという要件を満たした上で、いずれかの追加要件(計11タイプ)を満たした場合に猶予が認められる¹⁸。

第二は借り換えである。所得連動返還型が導入される前に、高い金利(平均 6.9%)で貸与を受けた人は 55 万 8,000 人に上ったが、彼(女)らを対象に、2.9%の貸付への転換を認める措置が 2014 年度後期と 2015 年度前期に実施された。

以上に加え、低所得者の利子負担を軽減するための所得額に応じた補助制度、兵役期間 中の利子負担の免除、自治体の利子支援制度¹⁹などがある。

他に、一般返還型の延滞を防ぐための措置として、条件変更の制度(据置き期間、返済期間、返済方法、納付日の変更)、延滞3か月以上の者が債務不履行に陥ることを防止するための事前債務調整(プレワークアウト)制度などがある。

なお、2017年度より、貸与型奨学金の元利金返済額の税額控除制度が導入される予定と される。

2. 貸与型奨学金の実績

韓国奨学財団設立後、すなわち 2009 年度後期から 2016 年度までの 7 年半の貸出し実績額は、所得連動返還型と一般返還型の 2 つの合計で (2009 年度後期は一般返還型のみ)、累計 18.0 兆ウォンに上る²⁰。うち 9.4 兆ウォン (52.4%) が所得連動返還型であり、8.6 兆ウォン (47.6%) が一般返還型だった。年間の貸出し総額は、当初は所得連動返還型より一般返還型の方が多かったが 2012 年度から逆転し、現在に至る。2016 年度の貸出し総額は 1.9 兆ウォンで、内訳は所得連動返還型が 1.2 兆ウォン (62.6%)、一般返還型が 0.7 兆

¹⁸ 追加要件の例としては、父母の死亡、父母の自己破産、本人が生活保護受給者、障害、 傷病、経済困難などがある。

¹⁹ 財団と協約を結んだ基礎自治体又は広域自治体等が選定した学生に対し、利子を補助。 20 2016 年の値は暫定のものである。以下、本項において同じ。

ウォン (37.4%) であった (図 5-6-2)。

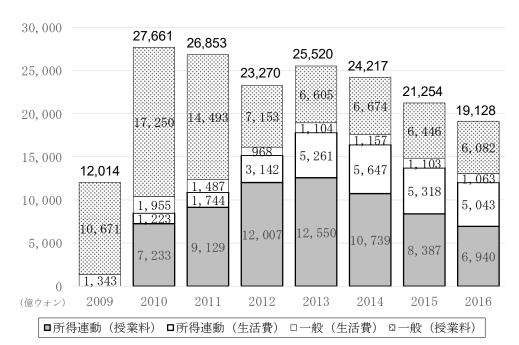


図 5-6-2 貸与型奨学金(学資ローン)の貸出し額

7年半の累計貸出し額の 18.0 兆ウォンを、授業料充当分と生活費充当分とに分けて集計してみよう。すると、14.2 兆ウォン (79.1%) が授業料分 (図 5-6-2 の網掛け部分)、3.8 兆ウォン (20.9%) が生活費分 (白抜き部分) の貸出しに当たる。当初は授業料分の利用が非常に多く、例えば 2010 年度の場合、総額 2.8 兆ウォンのうち 2.4 兆ウォン (88.5%)を授業料分、0.3 兆ウォン (11.5%) を生活費分が占めていた。その後は給付型奨学金の充実もあり、授業料分の利用は減っている。2016 年度は、1.9 兆ウォンのうち 1.3 兆ウォン (68.1%) が授業料分、0.6 兆ウォン (31.9%) が生活費分となっている²¹。

所得連動返還型奨学金を利用した学生は、2016 年度は 42.5 万人であった(前期、後期の両方とも貸与を受けた場合は1名とカウント)。これは、放送・通信大学やサイバー大学を含む高等教育機関の在学者数 253.5 万人の 17%に相当する。この利用率は、2010 年以降はほぼ 20%程度で推移している。

また、給付型又は貸与型奨学金を、学生が実際にどう利用しているかについては、韓国 奨学財団が大学生を対象に、2016年に行った学生生活調査(パネル調査として行われる) の結果が参考になる。それによれば、学生が授業料を調達する方法は、給付型奨学金が 47.1%(財団 36.0%、財団以外 11.1%)、家族又は本人が 42.4%、貸与型奨学金が 10.0%

_

²¹ 2016 年度の所得連動返還型の貸出し総額 1.2 兆ウォンのうち、0.7 兆ウォン (57.9%) が授業料充当分、0.5 兆ウォン (42.1%) が生活費充当分に当たる。一般返還型の 0.7 兆ウォンの場合、それぞれ 0.6 兆ウォン (85.1%)、0.1 兆ウォン (14.9%) であった。

(財団 9.6%、財団以外 0.4%)、その他 0.5%だったという。家族又は本人の占める比率 が高いものの、財団の給付型奨学金の存在感もかなり大きいことがわかる。

一方、生活費をどう賄っているかについては、今回は適切なデータが得られなかった。 所得連動型、一般返還型ともに生活費に充当する貸与額の上限がある理由は、利子も含め た返還の負担を考慮して、借り過ぎないようにとの配慮からのようだが、この上限額では、 居住費などの生活費を十分カバーできない場合もあるという。生活費を稼ぐために多くの アルバイトをした結果、勉強に手が回らなくなり、成績「C」を維持できずに国家奨学金 を得ることが困難になるケースも、大学では見られるようだ。

5. まとめにかえて

以上、本章では韓国における大学授業料、給付型奨学金、及び貸与型奨学金について、 概略を述べてきた。大学授業料の引上げに対する法令による規制、中間所得層にまで支給 対象を広げた大規模な給付型奨学金、2010年度からの所得連動返還型奨学金と、ある意味 では日本より先行して大胆な改革が行われてきた韓国の事例は、韓国研究を専門としない 高等教育研究者にとっても、非常に興味深いものと感じられる。

各制度の詳細については、前節までの記述をご参照いただきたいが、制度の背景にある発想自体が日本とは異なっており、合理的とも考えられる点を考えると、次の三点が重要と思われる。第一に、授業料の上昇を、物価上昇率と比較して考える点である。第二に、給付型奨学金を、授業料減免として機能させ、学納金の「半額化」(後述)を実質的に達成しようとする点である。これは日本の高等学校等就学支援金と同様に、韓国では、大学が学生本人に代わって支給額を受け取るため可能となっている。第三に、学資金の貸与は、学納金と生活費を区別した上で行う点である。

もちろん、合理的とばかりも言えない面はある。第4節で述べたように、貸与型奨学金の生活費充当分については貸与額の上限がある。生活費が十分にカバーされないためアルバイト時間が増え、成績が下がった結果、授業料に充てるための給付型奨学金の受給資格が満たせなくなるケースも起こりうる。また、給付型奨学金の支給対象を、中間所得層にまで拡大した結果、学生が、奨学金支給に対する恩恵を特に感じなくなっているとの問題意識から、給付型奨学金の予算のうち、半分程度は所得連動返還型の奨学金事業に回し、利子負担を軽減していくべきだとする議論も韓国国内にはあるようだ²²。

だが、日本から見て興味深いのは、やはり給付型奨学金の対象者や規模の違いだろう。 実際、韓国の高等教育に対する公財政支出が、この 10 年で大幅に伸びてきた背景の一つは 給付型奨学金の予算の増大だったという(松本 2014c)。学生の大半が在籍する私立大学に

²² 必ずしも教育条件が良いとは言えない私立大学の中には、給付型奨学金が授業料に充当されることで、中退者が減ったケースもあるというが、給付型奨学金の収入によって経営が成り立つ場合があることに対しては、批判的な意見も見られるようだ。

対しては、日本の私学助成のような経常費補助が行われておらず、従来は、教育・研究に 関する競争的資金が私学への主な支出であった点が(松本 2014a)、給付型奨学金の拡大の 余地を残していた面もあるが、政権の方針によるところも大きいように見える。

韓国の政治は、保守と革新(保守派と進歩派)の対立軸が現在も比較的明確で、年齢層 によって政党支持が明確に異なるとされる。すなわち、年長世代ほど保守派を支持する。 例えば、2012年の大統領選挙では、50歳以上の有権者は朴槿恵候補を、40歳未満は文在寅 候補を支持する割合が高かったという(大西 2014)。しかし、給付型奨学金の対象者を、 所得の特に低い世帯から、中間所得層にまで拡大していったのは、実は保守系の政権下に おいてであった。給付型奨学金は、若年者への訴求力が大きいものと見られる。

それどころか、朴槿恵政権は発足時点では、かつて職業訓練などのいわゆる積極的労働 市場政策を重視し、給付行政においては所得制限を設けない普遍主義的な社会保障を目指 した23、廬武鉉政権に近い面があったという指摘もある(大西 2014)。学納金の「半額化」 (「半額登録金」) が、朴槿恵政権の公約の一つだったとされ(松本 2014)、実際に今回の 訪問調査でも、政府と大学の努力によって、韓国全体では実質的「半額化」が達成できて いるという報告が聞かれた24。それだけ、若者の就職難などを通して、一部の国民に集中 して現れる経済格差の問題が、深刻に受け止められているということかも知れない。

2017年5月には新しい大統領も選出されると見られる。新しい政権でも、給付型奨学金 や所得連動返還型奨学金が同様の形で継続するのかどうか、今後の動向が注目される。

参考文献

大西裕, 2014, 『先進国・韓国の憂鬱――少子高齢化、経済格差、グローバル化』中公新書。 金美蘭, 2010,「韓国における私立大学政策」『IDE 現代の高等教育』No. 525, pp. 55-60. 小林雅之・朴澤泰男・西尾暢純・朴炫貞・濱中義隆,2012,「韓国」小林雅之編著『教育機 会均等への挑戦--授業料と奨学金の8カ国比較』東信堂,pp. 317-380.

シリーズ「大学評価を考える」編集委員会編,2013,『高等教育における「無償教育の漸進 的導入」――授業料半額化への日韓の動向と連帯』晃洋書房。

松本麻人, 2009,「2.6 奨学金事業の専門機関設置へ向けて準備が進行――『韓国奨学財 団設立等に関する法律』が制定」文部科学省『諸外国の教育動向 2008 年度版』(教育

と考えられる。

²³ 日本に比べ、もともと労働市場の流動性が相当高いため、整合的に機能しうる面がある

^{24 2011} 年度の大学の授業料総額は 14.0 兆ウォンだったが、このうち 51.8%に当たる 7.3 兆ウォン分の負担軽減を政府(4.0兆ウォン)と大学(3.3兆ウォン)が行った計算になる という(2016年度)。7.3 兆ウォンのうち、50%が国家奨学金、5%が他の政府奨学金、35% が大学独自(大学関連を含む)奨学金、10%が授業料の引下げであった。なお、授業料の 引下げを行った大学の中には、設備などの教育環境が悪化したと懸念されるケースもある とされる。実際、ソウル市立大学では、2012年から授業料を半額化したが、2016年からの 無償化案に対しては、教育条件の低下を心配する学生の反対が強かったという。

	調査第 139 集)文部科学省生涯学習政策局,pp. 253-254.
_	, 2010a,「韓国 5.7 奨学金事業の効率化へ向けて、管理・運営組織を一元化-
	一韓国奨学財団の設置」文部科学省『諸外国の教育動向 2009 年度版』(教育調査第 141
	集)文部科学省生涯学習政策局, pp. 246-248.
_	, 2010b,「韓国 5.8 2010年度より、大学生対象の政府学資ローン制度を改善」
	文部科学省『諸外国の教育動向 2010 年度版』(教育調査第 144 集) 文部科学省生涯学
	習政策局, pp. 248-249.
_	, 2011a,「韓国 5.4 『質の低い』大学に対し、政府学資ローンの貸与制限を適
	用」文部科学省『諸外国の教育動向 2010 年度版』(教育調査第 144 集) 文部科学省生
	涯学習政策局, pp. 261-262.
_	, 2011b,「韓国 5.10 大学生対象の政府奨学金事業が拡大——成績優秀者に対
	する給付型奨学金を新たに導入」文部科学省『諸外国の教育動向 2010 年度版』(教育
	調查第 144 集)文部科学省生涯学習政策局,pp. 268-269.
_	, 2012a,「韓国 5.1 大学の授業料引下げを巡って、政府内外で紛糾大学の
	統廃合に関する議論も再活性化」文部科学省『諸外国の教育動向 2011 年度版』(教育
	調査第 145 集)文部科学省生涯学習政策局, pp. 255-256.
_	, 2012b,「韓国 5.2 大学授業料の負担軽減を目的に、2012 年度から 1.5 兆円
	ウォン規模の給付型奨学金制度を導入」文部科学省『諸外国の教育動向 2011 年度版』
	(教育調査第 145 集) 文部科学省生涯学習政策局, pp. 256-257.
_	, 2013,「韓国 5.1 朴新政権の意向を受け、給付型奨学金の対象者と給付額を
	拡大――2013 年度の事業規模は 2.78 兆ウォン」文部科学省『諸外国の教育動向 2012
	年度版』(教育調査第 147 集) 文部科学省生涯学習政策局, pp. 237-238.
_	, 2014a,「韓国」文部科学省『諸外国の教育行財政7 か国と日本の比較』(教
	育調査第 146 集)文部科学省生涯学習政策局,pp. 295-325.
_	, 2014b,「韓国 5.4 国の給付型奨学金事業の拡大が継続第3子以降に対す
	る奨学金新設など」文部科学省『諸外国の教育動向 2013 年度版』(教育調査第 148 集)
	文部科学省生涯学習政策局, pp. 228-229.
_	, 2014c, 「韓国における給付型奨学金制度の拡充」『IDE 現代の高等教育』No. 559,
	pp. 68-71.
_	, 2015a,「韓国 5.1 大学構造改革が進行——2015 年度の政府財政支援制限大
	学などの発表」文部科学省『諸外国の教育動向 2014 年度版』(教育調査第 149 集) 文
	部科学省生涯学習政策局, pp. 196-197.
_	, 2015b,「韓国 5.4 貸与型奨学金の一部利用者の負担を軽減——貸与利率の引
	き下げ、滞納者の債務軽減など」文部科学省『諸外国の教育動向 2014 年度版』(教育

調查第 149 集) 文部科学省生涯学習政策局, pp. 201-202.

- ———, 2015c,「韓国政府による地方大学支援の取組」『IDE 現代の高等教育』No. 573, pp. 70-73.
- ----, 2016a,「韓国 5.1 大学構造改革のための新しい評価方法が決定--5 段階評価で政府財政支援の制限などを措置」文部科学省『諸外国の教育動向 2015 年度版』(教育調査第151集)文部科学省生涯学習政策局,pp. 239-241.
- ----, 2016b,「4 年連続で国の給付型奨学金が拡大--低所得者層支援を中心に」未 発表原稿。
- 両角亜希子,2011,「韓国における私立大学の自律性——『経営不良大学』をめぐる政策動向を中心に」『大学経営政策研究』第2号,pp. 43-63.
- 文部科学省,2016,『諸外国の教育統計 平成28(2016)年版』文部科学省生涯学習政策 局参事官(連携推進・地域政策担当)付。
- 尹敬勲,2016,「韓国の大学構造調整と私立大学の生き残り戦略」『流経法学』第15巻第2号,pp. 1-16.